

平成 26 年

第 2 回飯舘村議会定例会会議録

自 平成 26 年 3 月 5 曰
至 平成 26 年 3 月 19 曰

飯 舘 村 議 会

平成26年第2回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期15日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	3. 5	水	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 予算審査特別委員の選任 6. 議案審議
第2日	3. 6	木	休 会		議案調査
第3日	3. 7	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	3. 8	土	休 会		議案調査
第5日	3. 9	日	休 会		議案調査
第6日	3. 10	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～7番）
第7日	3. 11	火	予算審査 特別委員会	午前9時	平成26年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査
第8日	3. 12	水	予算審査 特別委員会	午前9時	平成26年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査
第9日	3. 13	木	休 会		議案調査
第10日	3. 14	金	予算審査 特別委員会	午前9時	平成26年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査
第11日	3. 15	土	休 会		議案調査
第12日	3. 16	日	休 会		議案調査
第13日	3. 17	月	休 会		議案調査
第14日	3. 18	火	休 会		議案調査
第15日	3. 19	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 予算審査特別委員会審査報告 3. 議案審議 閉 会

平成26年3月5日

平成26年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）

()

()

平成26年第2回飯館村議会定例会議録（第1号）						
招集年月日	平成26年3月5日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成26年3月 5日 午前10時00分				
	閉議	平成26年3月 5日 午後 2時44分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	4番 北原 経	5番 松下義喜		6番 伊東 利		
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 山田郁子		書記 糸田文也		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	生活支援対策課長	細川亨	○	会計管理者	但野正行	○
	教育委員長	佐藤眞弘	○	教育長	八巻義徳	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	但野正行	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成26年3月5日(水)・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任
- 日程第 6 平成25年陳情第8号審査報告
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認について
平成25年度飯館村一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 8 議案第 2号 平成25年度飯館村一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 9 議案第 3号 平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第 4号 平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 5号 平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 6号 平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第4号)

会議の経過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回飯館村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件11件、条例案件3件、その他案件1件の計15件であります。

次に、本日までに受理しました請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、各常任委員会から、所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、2月28日に議会運営委員会が、本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてでありますが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から、1月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの15日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第2号から議案第15号並びに承認第1号を一

括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） おはようございます。

本日、ここに平成26年第2回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、12月定例議会以降の村政の主な動きと、26年の村政運営の所信を申し上げたいと思います。

初めに、村政の主な動きであります。

まず、記録的な大雪であります、2月14日から16日にかけて記録的な大雪に見舞われました。2月15日には飯館村大雪災害対策本部を設置をいたしまして、除雪、救急、村民の安否確認、被害調査などの体制をとったところでございます。

村内の積雪は、降雪量は1メートル、それが、前のこととの重なっての積雪量は1メートル20ほどにも達し、水分を含む重い雪の質のために除雪がなかなか難航をいたしました。17日は、除雪費用として1億円の補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

村内基幹道路の除雪は17日から28日までかかりました。村内除雪業者が日夜を通して除雪作業を続けてもらいましたし、あるいは、国や県、除雪関係者の協力もあって除雪はほぼ終わったところでございます。

被害につきましては、除雪が進むにつれ被害状況が報告されているところでありますが、村としても今後の雪の状態を見ながら、家屋の被害の状況、パイプハウスなどの農業被害状況などをまとめていきたいというふうに思っております。

今後も道路パトロールなどを実施しながら、村民の交通安全確保にも努めてまいりたいと考えております。

次に、避難指示解除見込み時期でございます。

懸案でありました飯館村の避難指示解除見込み時期につきましては、昨日3月4日付で国の原子力災害現地対策本部より、国直轄の除染が進んでいないことを理由に、「避難指示解除見込み時期が1年延長」とする通知がございました。

今までの経過を申し上げますと、この解除見込み時期は、避難区域見直しの際、平成24年9月に村から国に対し、長泥行政区は平成23年3月11日からの6年、比曾行政区、前田八和木、そして蕨平は平成23年3月11日から5年、飯館村のその他の16行政区は23年3月11日から4年で通知をしたところですが、これに対し、国の答えは長泥は6年、比曾などは5年、その他の16行政区は3年とするものであります。この結果を受けて、その後、国直轄除染のおくれから、村議会とともにその他の16行政区を「3年」を「4年」にすべきと強く要求をしてきたところでございますが、それがなかなか認められなかつたんですが、今回、認められた結果ということでございます。賠償が大きく前進するものと思われるわけであります。

今後とも、除染は帰村に向けての重要課題でございますので、徹底した除染とあわせて、解除見込み時期についても除染の動向を見ながら、継続して村議会とともに強く求めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

総務関係でございます。

新春の1月5日に消防団による観閲並びに出初め式がございました。飯館中学校の仮設体育館で行いまして、120人の出席がありまして、新しい年を迎えて防火意識を新たにしたところでございます。

次に、2月2日にパルセ飯坂を会場に、避難をして3回目となる村民ふれあい集会を開催いたしました。この事業は、全村避難で離れ離れになっていた村民が一堂に会し、近況を話し合ったり交流を深める目的で開催をしているところであります。平成25年の村の10大ニュースの投票結果発表とか、神楽の披露、コンサートなどを開催し、村民約800人が久しぶりの再開を楽しんだところでございます。

次に、「までいな復興計画第4版」です。までいな復興計画第4版は、昨年の7月から各行政区において地区の課題や将来像や土地利用について地域の課題や悩み、村民の声と計画への反映を図るため、ワークショップ形式で協議をしていただいたところでございます。内容でございますが、それを整理をさせていただいて村復興計画第4版に盛り込むとともに、3月中に行政区のワークショップに係る報告会を開催していくないと、このように考えているところであります。

一方、復興計画の本論につきましては、昨年の9月にまでいな復興計画推進委員会を開きまして課題を諮問させていただきました。その後、6回にわたって精力的に議論をしていただいたところでございます。

それで、こちらがお願いをしましたものは、1つは村内拠点の具体的な整備計画について、2つ目は復興会社の実現方策について、3つ目は村内復興住宅の整備計画について、4つ目として村民一人ひとりに対する支援について、5つ、行政区計画について、さらに、最後に、国に対する政策提案及び要望についての6項目について諮問をしたところでございまして、きのうの3月4日に赤坂委員長よりまでいな復興計画第4版（案）として答申をいただいたところでございます。この計画案に対する村民の意見把握のために、各行政区との懇談会や各種団体との意見交換を4月になってからスタートさせていければというふうに考えているところでございます。

次に、復興庁、県、村の共催による飯館村民意向調査について報告をいたします。

本アンケートは、平成23年10月から定期的にやっているアンケートでございまして、5回目でございます。分かれて避難している全世帯の代表者3,024世帯を対象に実施をいたしました。回答者は1,458で48.2%でございます。

主な回答結果を見ますと、まず、「帰村の意向」の問い合わせには、「戻りたいと考えている」というのが21.3%、「まだ判断がつかない」が36.1%、「戻らないと決めている」が30.8%であります。昨年のアンケートから比較いたしますと、「判断がつかない」とする回答が9.2ポイントふえたということでございます。避難生活も震災から3年が経過をし、村民それぞれ置かれている状況が変化する中、依然として多くの方が迷っているという現状が浮き彫りになったなというふうに思っているところであります。

また、判断する上での必要な情報については、「放射線量の低下のめど、除染効果の状況」というのが72.6%ありました。次いで「どの程度の村民が戻るか」というのが

59.9%、さらに、「学校・病院など社会基盤の復旧時期のめど」が49.6%でありました。

今回のアンケートでは、いわゆる災害復興住宅に入る・入らないのアンケートもやっておりまして、215の方が入居を希望すると回答しております。その場所でありますが、福島市内が74人、川俣町が49人、南相馬市が38人、福島市飯野町が33人との回答を得ておるところでございます。これらの意見を踏まえて、今後、施策につないでいかなければというふうに考えているところであります。

次に、住民課関係でございます。

昨年に引き続き、原子力災害の被災者に対する減免及び課税免除の措置を講じてきた結果、今年度の税収については22年度比では昨年度同様、大幅な減収を見込んでいるところでございます。

主な税目の25年度の現年度分の収入見込額でありますと、個人村民税は約6,070万円で前年度比約1,300万円の増でございます。そのほか、法人村民税あるいは固定資産税の納交付金は、それぞれ資料にありますように減ということになっておりまして、普通税全体では約2億7,390万円で、前年度決算額よりやや少くなるものの、22年度決算額5億607万円に対しては約2億3,210万円の減となる見込みであり、約54.1%の税収にとどまるものと推計をしているところでございます。

なお、25年度の申告相談、2月10日より3月17日まで飯野学習センター青木分館を中心に行っているところでございます。

防犯対策でございます。

いいさて全村見守り隊の冬期間のパトロール体制、雪の中、あるいは凍結、吹きだまりなどなどありますが、全員、安全確保を注意をしながら、記録的な大雪の中でもしっかりとやつていただいたんですが、大雪の中は村内の幹線道路の除雪が終了するまで約2週間近く活動を中止をして隊員の安全確保を図ったところであります。現在は平常に戻って実施をしていただいております。幸いにも、1月以降現在まで盗難などの報告とか隊員の事故なども発生しておりませんので、ひとまず安心をしているところでございます。今後も、隊員の安全確保を最優先に、より効果的なパトロールに努めていくよう努力をしていきたいというふうに思っております。

次に、村内のごみ処理でございますが、処理量は全村避難の影響で少ない状況が続いております。村民の皆様には引き続き、分別の徹底と不法投棄の防止にご協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、復興対策課の関係でございます。

除染事業でございますが、昨年から本格除染を実施している5行政区につきましては、二枚橋・須賀と白石は8割程度完了いたしております。また、長泥行政区を除く14行政区については、今年の4月から除染が開始できるよう除染の同意、仮々置き場の確保、イグネの伐採契約などを進めているところであります。なお、除染同意取得でございますが、約8割程度進んでいると、こんな状況でございまして、見通しもほぼできてきたところかなというふうに思っております。国はこれらを踏まえて、去る2月21日に除染業者を決定したということのようでございます。

また、昨年暮れから実施しておりますイグネ伐採も、契約を済んだところから冬期間を利用して実施しておりますが、今回の大雪でちょっと進んでいないという状況でございます。屋外の残置物については、佐須行政区での合意により仮置き場が設置され、さらなる除染の推進が図られることと期待をしているところでございます。

平成26年度に蕨行政区に建設されます可燃性廃棄物仮設焼却炉設置については、1月26日に蕨地区周辺行政区で説明会を開催いたしまして、設置の必要性と安全対策などを説明し、理解をいただいたところでございます。今後も村民に理解が得られるよう、あらゆる機会を捉えて説明をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、農政関係であります。

避難農業者に対する営農再開支援は、ハード事業としては県内にパイプハウス4棟の設置と附帯施設等一式を1月16日に着工し、年度内に完成を予定しているところでございます。

次に、ソフト事業としては、園芸農家、畜産農家の計14軒を支援しているところであります。また、村耕作放棄地対策協議会の事業として、耕作放棄地再生都市用交付金事業を活用して昨年度実施した実証圃場事業の継続により、花卉栽培用パイプハウス4棟を追加整備したほか、新たに村外1軒の荒廃地の再生活動の支援をしているところであります。

村外で和牛の繁殖及び肥育を継続している畜産農家8軒に対しては、平成24年度よりの支援事業により、頭数に応じて生産費支援を実施しているところでございます。

次に、有害鳥獣対策ですが、村の獵友会の協力によりまして1月末でイノシシは142頭、猿は4頭捕らえているところであります。昨年はイノシシ42頭でしたから、100頭以上の捕獲頭数になっているということです。

なお、新たな箱わな20器を導入をして設置をしているところでございます。

建設関係でございますが、災害公営住宅飯野町団地の工事は、集会所を除き23戸の住棟の基礎工事は全て完了いたしまして、順次これから進めていくところでございます。工程表より若干おくれはあるものの、適切な品質管理を確保するとともに、8月完成を目指して工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

生活支援対策のほうであります。

村民の避難状況でございます。

2月現在、県内自治体には福島市が1,691世帯で3,772人、伊達市が291戸で589人、相馬市が208戸で435人、南相馬市が212戸で374人、川俣町223戸で556人、二本松市39戸で86人、国見町35戸で67人、郡山市37戸で53人というのが主な避難先でございます。民間借り上げアパートが1,631戸、応急仮設住宅が599戸、公的宿舎などに184戸、県外へ自主避難している村民は284戸ということになります。ほかに、自主避難、村外の親戚宅や老健施設、病院に417戸で785人がおられます。村内に残る未避難者は8世帯12人です。なお、飯館ホームには現在、62人が入所しているということでございます。

さらに、避難生活の中で「いっとき帰宅バス」で少しでも村に戻っていただければということ、12月14日現在で312人に利用をしていただいております。交通弱者と呼ばれる高

齢者の一時帰宅の足の確保、ストレス解消や自宅の手入れなどをしながら心身の健康と財産の維持管理を図っていくことになっておりまして、冬期間は休んでおりましたが、3月1日から再開をしているところであります。

いやしの宿のほうは、1月末現在5万3,809人を数え、村民の心身の健康やストレス解消に大きく寄与しているところでございます。

次に、平成24年7月19日の区域見直し以降、金融機関、ガソリンスタンド、自動車整備工場、建具製造など、平成26年1月末までに28事業所が国の許可を得て村内で事業を開拓しているところであります。今後1件、今、申請中でございます。

それから、国県の義援金、4回目ですが、3万1,000円を総額2億4,601万1,000円を2月10日以降、各世帯に銀行口座に送金をしているところでございます。

次に、帰還再生・加速化事業で「いいたて ほっと安心寄っトイレ」を明日、3月6日に開所する運びになっておりまして、交通、そこを通る方たちの運転に寄与することと思っております。

次に、賠償であります。

田畠の賠償ですが、飯館村は畜産の村ということで、農地基本台帳に載っている採草地については畠として賠償することで東電との交渉を終えております。

村民の賠償未請求者、86世帯165人でしたが、12月13日現在、62世帯119人まで減少をしているところでございます。

それから、健康福祉関係でございます。

12月議会で予算化していただきました「いいたて子育て広場」を1月17日から福島市内で2回、伊達市、川俣町で各1カ所で、4回開催しております、それぞれ参加者は子供さんなど保護者20名程度、参加をしていただいているところであります。今後も事業ニーズなどをお聞きしながら進めていきたいと、好評であるようございます。

次に、健康づくりや生きがいづくりを目的とした「しあわせカフェ」でございますが、これもいろいろな事業を開拓をしておりまして、毎回20人程度が参加をしていただいているところでございます。

さらに、気軽にできる運動としてラジオ体操の普及に取り組んでいるところであります。村のタブレットに保健師が見本となって動画を流しておりますが、2月11日には、正しいラジオ体操の仕方ということで、中学校の仮設体育館で70人ぐらいが著名人の糸井さんの参加のもと、実施をしているところであります。

健康リスクコミュニケーション関係ですが、12月12日から2月20日までに計4回、それぞれの事業所あるいは学校関係に向けてリスクコミュニケーションを行っているところであります。

教育委員会関係でございます。

冬場に入り子供たちの健康管理が心配されましたが、ここまで各学校でインフルエンザなどの感染症の病気、流行は見当たりません。冬休み期間中の事故もなく、長野県松本市からの招致事業など、各種支援事業に多くの子供たちが参加しているところであります。

県文化センターで1月12日に成人式を開催しました。67人中53人の出席でございます。今回の新成人は、中学校のときに行ったコンサートの沢田知可子さんも駆けつけていただいて、和やかに旧交を深めたすばらしい成人式だったなというふうに思っているところであります。

小学生が議員となった「飯館村みらい議会」というのを2月7日にやりました。小学生の議員からは天体観測所や体験型牧場など夢あふれる提案が出されて、子供たちの村の復興を願う気持ちを強く感じたところでございます。

県立高校の卒業式、3月1日に行われまして、飯館校の卒業式は福島市の仮設校舎で行われ、村出身者12名を含む18名が学びやを後にしたところでございます。今年の卒業生は、入学当初から仮設校舎での生活で大変な苦学をした方でございますが、それぞれ卒業ということでありまして、将来、幸多からんことを願っているところであります。

以上が12月定例議会以降の村政の主な動きでございます。

それでは、平成26年度村政運営の所信を申し上げさせていただきます。

ご存じのように、震災から間もなく3年を迎えます。この間、村民の皆さんにはつらく不自由な避難生活をお願いしていることを、村長としてまことに申しわけなく、一日も早い復興に取り組まなければとの思いを強くしているところでございます。

さて、この3年間を振り返ってみると、避難所や物資の確保に始まり、仮設・借り上げ住宅への対応、健康づくり対策、幼小中の仮設校舎・園舎の建設、避難区域の見直し、賠償問題、除染の推進、復興公営住宅の建設、公民館等村内公共施設の整備などなど、当面する課題解決のために日々対応に当たってまいりました。村民にとってはまだまだ不十分とは思いますが、その時々で村民のことを思い、精いっぱい取り組んできたつもりでございます。

今年は4年目に入りますので、除染を初め復興に向けた取り組みをさらに進め、復興の基礎を明確に築いていかなければなりません。このため、当面する主な施策について述べさせていただきます。

まず、除染であります。

帰村や復興のために除染の進捗が最大の課題であります。徹底した除染を国に求めてまいりたいと思っております。国はこれまでの除染計画を見直し、まずは宅地周りの除染を26年度までに優先して終了するとの計画を話し合ってきたわけでありますが、後で条例改正の議案にもありますが、村としても、いち早い除染を達成されるよう除染推進課を新設し、国の除染体制を強化をし除染の徹底を進めてまいりたいと思っておりますので、議案についても何分ご理解をお願いするものでございます。

次に、除染推進課を含む26年度の村の組織の体制でございます。

今述べましたように、除染が帰還困難区域を除く全ての地区でようやく本格的に進めていくということでありますので、さらに加速をしなければなりません。公民館や村営住宅、学校などの公共施設の整備を進めるとともに、5行政区については農地除染も完了する予定ですので、除染後の農地管理など村内での業務が多く見込まれる予定でございます。したがって、新設する除染推進課と復興対策課を村の本庁舎に移して、これまで

以上に速やかに効率的な行政運営を進めて村の復興を進めていければと考えているところであります。

復興に向けた取り組みというのでは、この復興計画第4版でございますが、までの復興計画推進委員会で村民を初め有識者など幅広く検討していただいておりましたが、このほど答申をいただいたということでございます。

本計画は、第1版の基本理念にも掲げました「村民一人ひとりの復興を目指すこと」、それを理念に、「戻りたい人」「戻りたいがすぐには戻れない人」あるいは「戻らない人」、それぞれに寄り添った復興計画をさらに具体的に進める計画となっているのが第4版でございます。答申していただいた計画書につきましては、本定例議会中にも説明をさせていただくように思っているところであります。

本計画の概要であります、特に今回は、具体的に取り組むために6つの事項について提言しております。

まず1つ目が、村内拠点の具体的整備計画でございます。

2つ目は、復興会社の実現方策でございます。復興拠点エリアを初め再生可能エネルギーのマネジメントにつきましては、村や村内外の協力事業所が設立する復興会社が運営を行い、そこから得られる利益を村の新たな産業振興や施策展開につなげる考えであり、復興会社の立ち上げについて具体的に整理をしているところであります。特に、太陽光発電は新たな補助も創設され、復興施策の財源として有望であり、復興会社の当面の事業として進めてまいりたいと考えております。

3つ目が、村内復興住宅整備計画について、住宅のストックの状況あるいは住宅のニーズというものを計画にまとめていくということであります。

4つ目が、村民一人ひとりに対する支援についてということでございます。

5つ目が行政区計画でございます。それぞれ地域コミュニティの維持方策や除染廃棄物の仮置き場を踏まえた将来的な土地利用や営農方策について、行政区ごとに課題や問題点を整理するとともに、必要とされる国や村の支援策についてまとめているところでございます。

6つ目が、国に対する政策提案及び要望についてでございます。それぞれコミュニティが壊されて、放射性物質で汚染された土壌の除染により、これまで先人が培った営農基盤が失われているわけでありますから、再生するためには国や県の支援や制度設計が必要だということで、復興に向けたハード・ソフトの主要事業を庁内で取りまとめ、復興施策に進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

このほか、復興計画以外では、原子力災害避難区域等帰還・再生加速化事業や福島避難解除等区域生活環境整備事業の継続、新たに創設される福島再生加速化交付金などの活用により、避難生活を乗り切るための施策や帰村に向けた各種事業を行ってまいりたいというふうに思っております。

今年度中は、避難生活も4年目に入り、避難が長期化する中、健康を害する村民がふえていると、こういうことでございまして、一日も早い帰村を望まれている方が多く、村としてこれらの要請に何とか応えたいと早期の除染を国に強く求めているところであります。

ます。除染については、今年度中に帰還困難区域を除き、住環境周辺を完了する見込みでございますので、除染の進みぐあいにもよりますが、議会や行政区長会などとも十分協議をさせていただき、帰村の時期ができるだけ早く示せねばと考えているところであります。いずれにいたしましても、復興に向けた課題が山積みしており、議会や各行政区長さんなどと十分協議をさせていただき、課題解決に向けて全職員一丸となって取り組んでまいりますので、何とぞご理解とご支援をお願いするものでございます。

各課の主要施策について説明をさせていただきます。

総務関係でございますが、先ほど申しましたような復興計画第4版ということを、これから村民への懇談を予定しているということでございます。

さらに、国からの復興交付金、再生特区過疎債、各種補助事業など、復興に係る国・県予算確保のための計画でありますので、村の復興を確たるものとするため、各課及び村民各層の意見を調整の上、策定してまいりたいというふうに思っているところであります。

除染でございますが、避難解除の方向性など、状況を踏まえて復興計画の必要な改定を行うとともに、計画を着実に実行するため、予算化のチェックと進行管理を行ってまいりたいというふうに思っております。

復興交付金を活用した事業としては、現在申請を行っているのは、避難先での農業再開支援事業、バイオマス発電施設調査事業、災害公営住宅整備事業、公民館建てかえ事業、復興計画策定事業、震災記録保存事業などの申請を行っているところであります。

次に、広聴・広報・情報提供でございます。

これからもアンケート調査その他、村民の意向を把握をし、それぞれ村民へしっかりと伝えていきたいと、このようにも思っておりますし、また、ホームページやＩＣＴタブレット端末なども活用をしてまいりたいというふうに思っております。

行政区及び自治組織活動の支援でございます。

避難生活の中でストレスや生活の不便さを解消しつつ、帰村に向けて旧来の行政区ごとのコミュニティ維持と、避難先での村民同士の連携維持のために、引き続き、行政区及び自治組織に対する助成制度を実施してまいりたいと思っております。特に、25年度に行行政区ワークショップ開催を通して地域のコミュニティーや結びつきを育んだ地域が多くありましたので、26年度においてもこの動きをさらに支援してまいりたいと思っております。

村民を対象とした、昨年実施しました村民ふれあい号でございますが、これも多くの人たちからぜひ継続をということありますので、継続してまいりたいと思っております。

生活支援対策でございますが、これからも公的宿舎などの施設整備についてなど、適切な管理運営をしていきたいと思っております。

いやしの宿も、環境に心がけてまいりたいというふうに思っております。

それから、いつとき帰宅バスもしっかりとやっていきたいと思いますし、ほっと安心寄つトイレも今年から使えるということで、それなりに利便性が図られていくものと思っております。

商工業関連でございますが、企業や事業者の支援でございます。

避難先でやっているものは、今、相馬市、伊達市、福島市、川俣町など18事業所が仮設店舗や仮設事業所で営業をやっていただいているところであります。一方で、地域の見直し以来、28事業所が村に戻って事業を再開していると、こういう状況でございます。そういう意味で、これからもそういうものを支援を進めてまいりたいというふうに思っております。

避難の長期化が現実となる中で、これまでの事業や営業を見合わせていた事業所が廃業を示唆するなどの動きも出ていますので、これから、商工会や事業者の皆さんと隨時意見を交換していきたいと、このように思っているところであります。

仮設の直売所運営、あるいは農業生きがい対策支援事業など、進めてまいりたいというふうに思っております。

観光交流事業でございますが、これもこれまで目黒区や鹿沼市に出向き、市民交流をあわせてきました。どぶろく、おこし酒、か～ちゃん力プロジェクトの商品、までい着など、村民の手づくりの特産品なども販売し、交流を深めてまいりたいというふうに考えております。

緊急雇用対策も、前年と同様に全村見守り隊など17事業所に267人を雇用し、5億9,300万円の事業費を予定をしているところでございます。

次に、東京電力原子力災害の損害賠償でございます。問題は山積みであり、山林、立ち木、その他の土地、高額な家財などがこれから課題でありまして、要望を強くしてまいりたいというふうに思っております。未請求者もできるだけ少なくするようにやっていきたいし、また、相談会などもしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

住民課関係であります。

26年度の市町村税の減免措置について、25年度と同様でございます。

収納対策、これも長年の課題であった滞納の件、26年度においても今年度に引き続き財物などの賠償による収入が見込まれるということから、納付推進を図りながら精力的に滞納解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、平成26年度の当初からコンビニ収納システムを導入し、村税などの納付環境の改善に努めてまいりたいというふうに思っております。

村内の防犯対策も、パトロールをやっていきたいというふうに思っていますが、今年から夜間深夜勤務を廃止し、2交代制によるパトロール体制に見直していきたいというふうに考えているところであります。

健康福祉課対策でありますが、子育て支援事業でありますが、若い世代が借り上げ住宅に避難しているということですので、これからは、知らない土地で大変な思いをしているということでございますので、福島市内に仮設の子育て支援センターを整備してそれらの対応に当たっていきたいというふうに思っているところであります。そのほか、子育て相談、親たちの交流、リフレッシュの場などなど、できるだけ、巡回型なども進めながらやっていきたいというふうに思っているところであります。

次に、長期避難に対する健康ということで、これも生活習慣病などによって大変リスク

が高くなっています。そういうものに対して引き続き、保健師、看護師、栄養士、あるいは健康指導、それら栄養指導などを徹底してまいりたいと思っております。

さらに、コミュニティーのためにしあわせカフェもこれから進めていきたいということでございます。

村独自で行っている内部被ばく検査、甲状腺検査も、県立医大病院と連携しながら引き続き実施をしていきたいと思っております。

平成26年度は、村内企業に働く村民や小さな子を持つ親などにもリスクコミュニケーションを図っていきたいというふうに思っております。「かわら版 道しるべ」もできるだけわかりやすくというふうに考えております。

それから、心の健康づくり、これも非常に大切でありますので、いろいろな事業を開催をしながらやっていきたいと思っております。

地域医療の確保ということでは、昨年の6月22日に秀公会と「飯館村帰村における いいたてクリニック再開に向けた協定書」というのもつくれておりますので、村が帰村宣言したときには速やかに再開をしていただけるものと思っているところでございます。

国民健康保険の運営あるいは介護保険の運営、後期高齢者の運営でございますが、これ全て国の新年度予算絡みでありますことから、6月補正で対応をさせていただきますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思っております。

復興対策課関係でございます。

国が示した除染工程は、25年度まで発注した5行政区というものは今年12月までには終わるだろうと思いますけれども、それ以外はいわゆる家の周りの住宅と、こういうことでございます。それをしっかりとさせながら、少しでも早く、農地、道路などを除染をさせる予定でございます。特に、村民の目線に立った除染ということで、これから村民見守り隊や飯館村までいな除染会議、あるいはガンマカメラ検証などを利用しながら、モニタリング調査、食品の検査などの充実を図っていったり、あるいは情報の公開を図っていったりしたいというふうに思っております。

農業関係でございます。

被災地域農業復興総合支援事業ということで、現在のところ新たに4農家が営業再開を計画しておりますので、パイプハウス整備などを支援してまいりたいと思っています。

次に、福島県営農再開支援事業でございますが、これもいろいろな栽培を実施をして、保全管理に努めてまいりたいと考えております。

第3期中山間地域直接支払制度、22年度から5年間の第3期対策事業が最終年度というふうになっております。したがって、この23年度からの共同活動として、農地の保全・防火などを目的に、本事業を活用しながら農用地の草刈りなどを実施してきたところでございます。26年度については、27年度からも第4期対策が継続されるものと考えておりますので、26年度中に実施に向けた協定農用地の選定を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

農地・水・環境保全対策ということでありますが、国からは新制度に移るという話があるんですが、まだ詳細は明らかにされておりませんので、これから動向を踏まえて考え

ていきたいと思っているところであります。

畜産農家に対する支援も続けたいと思いますし、有害鳥獣対策というのもしっかりとやつていきたいというふうに思っております。

さらに、土木建設関係でありますが、帰還再生生活道整備事業ということでございまして、これも放射線の遮蔽効果を図りながら、環境整備をしていきたいというふうに思っております。

村道等の維持管理でありますが、これも幾ら村民が住んでいないといつても、これからやはり道路などを安全にしていかなければなりませんので、いろいろな事業を使ってしっかりとやっていきたいと思っているところでございます。

住宅関係でございます。

村外の子育て拠点での災害公営住宅飯野町団地整備でございますが、今、8月の竣工を目指して、9月あたりに入居予定ということで、今、一生懸命取り組んでいるところでございます。

それから、村営の住宅管理でございますが、これもしっかりと維持管理を進めていかないとだめだということでございますので、できる限り維持補修などを図っていきたいというふうに思っています。

水道事業や集落排水もしっかりとまとめていきたいと思っているところであります。

学校関係でございます。

6月に仮設の給食センターが完成し、一連の仮設学校施設の整備は終わらせていただきました。本年度は小学校、中学校への電子黒板の整備、老朽化したスクールバス1台の更新などを予定しているところであります。また、学校と家庭、地域の連携による新しい学校運営を目指して、いろいろな取り組みを行いたいというふうにも考えているところであります。

生涯学習関係では、公民館のプロポーザル競技を行っておりまして、26年度中には実施設計を完了し、建設工事に着工ができるのではというふうに思っているところであります。何せ復興のシンボルとなる施設でございますので、しっかりとつくっていきたいというふうに思っています。

飯壇の柔剣道場は、環境省の事業として取り壊しが6月に完了するのではないかというふうに思っております。

子供たちの体験学習も、沖縄までいの旅あるいは未来の旅などなど実施を予定をしていますし、移動図書館もしっかりと運営をしていきたいというふうに思っております。

次に、財政運営でございます。

東日本大震災、福島第一原発の事故で3年が経過する現在でも不自由で先の見えない避難生活が続いている状況であります。この状況下、平成26年度当初予算の編成に当たりましては、引き続き財政運営の堅持を念頭にやっていきたいというふうに思っているところであります。

村としては、避難を余儀なくされた村民の切実な要望に応えるために、避難生活や生活再建の支援だけではなくて、本格化する除染対策、未来を担う子供たちの充実した教育

環境整備、福祉健康対策、村外営農支援、生活基盤の再生など、今年度も最大限の支援を行って村民が将来に希望の持てる生活を取り戻せるよう全庁的に取り組んでまいりたいと思っているところであります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明をさせていただきます。

議案第2号は、平成25年度の飯舘村一般会計補正予算（第9号）でございます。

既定予算総額から2億4,365万2,000円を減額いたしまして歳入歳出予算の総額を70億1,734万6,000円といたしました。

歳出の主な内容は、総務管理費が3億9,456万6,000円でございます。選舉費がマイナス1,386万8,000円。それから、社会福祉費あるいは児童福祉費、どちらもマイナス予算でございます。整理予算でございます。衛生費として保健衛生費、これも1億2,202万3,000円のマイナス予算でございます。労働費労働諸費、これも1億3,406万3,000円のマイナス予算でございます。農業費6,002万5,000円のマイナス、商工費、マイナス3,673万4,000円、道路橋梁費1,035万9,000円のマイナスなどなど、住宅費もマイナス、教育費も小学校費、社会教育費、ごらんのようなマイナスということの整理予算でございます。

議案第3号から議案第6号までは各種特別会計の整理予算でございます。

議案第7号は、飯舘村一般会計補正予算でございます。

歳入歳出予算の総額を61億8,800万円といたしました。これは、前年度に比べ13億1,800万円の増、率にして27.1%の増と当初予算の規模としては過去最大でございます。さらに、歳出予算総額のうち、震災対応に係る事業費は27億6,693万円と歳出予算総額の約4割を占めているところであります。

例年ですと前年度の予算を対比しながら性質別歳出のまとめ的なものを説明するところですが、村民の早期帰還、一人ひとりの早期復興を何よりも優先する予算でありますので、復興計画の5つの基本方針に沿って主な事業を申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

まず、基本方針1つ目、「生命（いのち）を守る」ということでは、放射線を正しく理解して正しく怖がるというリスクコミュニケーション事業に774万円、までいっ子健康づくり知の積立事業に372万6,000円、仮設住宅入居高齢者等健康管理事業に750万6,000円、総合健診事業に7,115万5,000円、内部被ばく検査事業に1,053万7,000円などでございます。

基本方針2つ目の「子どもの未来をつくる」ということでは、幼・小・中の仮設校舎整備に7,586万5,000円、被災児童生徒等就学支援事業に5,688万円、避難児童生徒等の通学支援事業、スクールバスということで民間を借り上げるのに6,882万4,000円、未来への翼、沖縄までいの旅などに1,794万2,000円でございます。学校運営協議会事業に153万円、福島市内に設置する子育て支援センターに9,116万2,000円でございます。

3つ目の「人と人がつながる」ということでは、各行政区交付金、地域づくり事業に2,936万7,000円、村民ふれあい号525万円、ふれあい集会に600万円、それから、新しいコミュニティ助成事業に1,000万円、自治会役員・組織運営交付金に939万8,000円でござ

います。いやしの宿に2,054万4,000円、帰村でのコミュニティ拠点となる公民館建てかえ建設事業に7億3,480万円でございます。

なお、村の義援金など、皆さん方のご理解をいただいて、3年間ではありますけれども、各行政区に300万で20行政区、6,000万円もこの予算の中の1年分として上がっているところでございます。

基本方針4の「原子力災害をのりこえる」ということでは、昇口舗装に1億5,000万円、ガンマカメラを測定するというところなどに、あるいはモニタリングに1億1,920万5,000円、農業再生事業ということ、いわゆる農村楽園基金元金積立金でございます。農業再生にかかわらず、帰村に向けてこれからある程度の基金が必要だろうということで、5億円を目標に今年度2億円という積立金でございます。いいたて全村見守り隊に3億8,327万円でございます。

基本方針5の「までいブランドを再生する」ということで、被災地域農業復興総合支援事業に1億2,165万7,000円、営農再開支援事業に5,733万円、ため池汚染拡散防止実証事業に1,972万3,000円、なごみ運営に1,638万7,000円、畜産農家支援に510万円などが、復興計画5つの基本方針に沿っての事業でございます。

次に、歳入の地方交付税、おおむねを成す地方交付税でございますが、21億1,000万円で前年度に比べ1億6,000万円の増であり、これは震災復興特別交付金の増によって1億6,000万円の増になるということでございます。

村債は5億870万円で前年度に比べ3億292万円の増であり、これは公民館の建設の事業の増によるものでございます。

次に、自主財源と依存財源ですが、自主財源のほうは15億8,697万6,000円で、昨年度に比べ5億5,068万4,000円の増でございます。それから、依存財源のほうは46億102万4,000円で前年度に比べ7億6,231万6,000円の増であります。

これは、国庫支出金の原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業2億4,490万2,000円、村債の公民館建てかえ建設事業の3億5,600万円などの増によるものでございます。

次に、議案第8号平成26年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算であります。

これは、総額を10億8,798万8,000円としたわけであります。主な増の要因は、保険給付費が1,038万9,000円の増によるものでございます。

議案第9号は、平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計予算でございます。

総額を1億854万4,000円としたわけでございます。前年度に比べ406万5,000円の減でございます。

議案第10号は、平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算であります。予算の総額をそれぞれ4,229万9,000円としたということでございます。

議案第11号は、平成26年度飯館村介護保険特別会計予算でございます。

歳入歳出総額をそれぞれ9億6,949万3,000円といったわけでございます。

議案第12号は、平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,757万5,000円といったしました。

議案第13号は、飯館村課設置条例の一部を改正する条例でございます。

これは26年度から除染を強力に推し進めるために、除染業務を専門に担う部署として除染推進課を設置するものでございます。

議案第14号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正は、平成26年度も平成25年度に引き続き、個人村民税、固定資産税、軽自動車税について、同じ内容で減免を行うものでございます。

議案第15号は、飯館村教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例でございます。

この改正は、教育分野の震災復興に向けた体制を強化するために、教育委員の定数を2人ふやし、5人とする改正であります。

承認第1号は、専決処分の承認についてでございます。

ご存じのように、2月14日から16日の記録的な大雪により、除雪予算が大幅に不足したために、一般会計補正予算（第8号）の専決処分をさせていただいたものでございます。既定予算の総額に1億円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を72億6,099万8,000円といたしました。これを賄う財源は地方交付税を充てておるところであります。

以上が提出議案の概要であります。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げ、提出議案の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時09分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（大谷友孝君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。お諮りします。

議案第7号「平成26年度飯館村一般会計予算」、議案第8号「平成26年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第9号「平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第10号「平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第11号「平成26年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第12号「平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」、以上の6議案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第12号までの6議案については、9人の委員で構成する予

算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（大谷友孝君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君、7番 佐藤八郎君、8番 佐野長平君、9番 飯樋善二郎君、以上9人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した9人の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎日程第6、平成25年度陳情第8号審査報告

議長（大谷友孝君） 日程第6、平成25年陳情第8号村道落合線（483号線）改良舗装に関する陳情を議題とします。

審査の結果について委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長北原 経君。

産業厚生常任委員長（北原 経君） ただいま議題になりました陳情第8号村道落合線（483号線）改良舗装に関する陳情について、昨年12月6日における委員会で継続審査となつておりましたが、本年2月7日に再度、委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、4級村道落合線は飯樋字前田地内と飯樋字大橋地内の県道浪江国見線を結ぶ重要な生活路線であるとともに、基盤整備事業により改良した水田の基幹道路としても重要な路線である。しかし、東日本大震災に伴う原発事故から避難生活によって住民の往来がなくなった現在、本路線は草が生い茂り、人手では対応し切れないほど荒廃してしまった。今後、住民が帰村しても、営農を再開し、集落の再編を進めるためには、本路線の道路改良舗装工事が必要不可欠であり、早期に改良舗装工事を要望する旨の願意であります。

委員会では、慎重に審査をしました結果、村外には本陳情と同様の4級格付未改良路線がほかにも32カ所、また、それより上級の格付であっても未改良の路線があり、これらの路線も同様に荒廃している状況である。さらには、現在、村内の多くの地区で除染が終了せず、避難区域の解除や帰村の時期も不明確な中、本路線を改良舗装工事することは時期尚早と考えられる。本案件は今後、除染が進み、避難区域の解除時期や帰村時期が定まり、村全体の復興のために行われるインフラ整備の中で再度検討すべき事項と判断するものであることから、現時点では陳情の趣旨には沿いがたく、不採択とすることに決した次第であります。以上、報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

8番（佐藤長平君） この路線は、たしか10年前かな、議会に請願・陳情で上がって採択された路線かな。その辺の議論があったのかどうかお尋ねいたします。

産業厚生常任委員長（北原 経君） その議論は、議論の中には入っていませんでした。

8番（佐藤長平君） 採択されたものが今回、不採択ということになったんですが、その整合性について委員長はどのように考えていますか。

産業厚生常任委員長（北原 経君） 先ほど申しましたとおり、同路線4級が32カ所、あと、3級路線もまだ残っているということと、それよりも、現在、崩壊するとか道が完全に壊れているという緊急時の場合であれば、それは対応しなければならないと思っておりますが、やはり避難解除後、インフラ整備等でかなり手をかけなくちゃならないところが出てくると思いましたので、時期尚早で、そのときにならすべきことかと決した次第であります。

8番（佐藤長平君） 10年前の採択された路線であります。その後、この道路については何ら対応がなかったんですが、この際、村長にその所見を伺います。

村長（菅野典雄君） なかなか県との関係で思うにいかなかったわけでありますけれども、今回、このような形でやりましたので、できるだけ早く直さなければならぬということと、今回の予算の措置でございます。（「違うな」の声あり）

陳情という形では、直接的にはやっておりません。ただ、少なくとも現場のことについて、それぞれ国のはうなり県のはうにお話はしております、できるだけ早くという話をしておりますので、そういう意味で、時間はかかりましたけれどもということです。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、平成25年陳情第8号村道落合線（483号線）改良舗装に関する陳情を採決します。

平成25年陳情第8号に対する委員長の報告は不採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、平成25年陳情第8号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

◎日程第7、承認第1号 専決処分の承認について

平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）

議長（大谷友孝君） 日程第7、承認第1号専決処分の承認についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の承認について、平成25年度飯館村一般会計補正予算（第8号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号専決処分の承認について、平成25年度飯館村一般会計補正予算（第8号）の件は承認することに決定しました。

◎日程第8、議案第2号 平成25年度飯館村一般会計補正予算（第9号）

議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第2号平成25年度飯館村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これから質疑を行います。

1番（高野孝一君） 5点ほど確認をしたいと思います。

第1点、26、27ページ、17款繰入金2項基金繰入金13目公共施設等整備基金繰入金1節の公共施設等整備基金繰入金の1億5,000万円の内容ですが、説明の中では、飯野団地分としか説明がありませんでした。それには国の補助であったり持ち出し分があるんだろうというふうに思っておりますので、この明細をお聞かせください。

次に、30、31ページ、2款の総務費1項総務管理費1目一般管理費の18節の備品購入費の中のJ-アラート自動起動装置ですが、ご承知のとおり、J-アラートについては全国瞬時警報システムとも言われ、気象庁から送信される気象関係情報や内閣官房から送信される有事関係情報を人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムであります。先ほど3階に防災行政無線がありましたが、あれと接続するんだろうと思っていますけれども、改めて設置する場所と時期、整備の方法についてお伺いをいたします。

3点目が、40、41ページ、4款衛生費1項保健衛生費2目の予防費13節委託料、各種健診業務4,331万9,000円の減額であります。説明では受診率が当初70%だと、実績が30%だというような説明であります。今、住民の健康管理がいかに重要かとある中で、なぜこのように低い数値になっているのかを理由をお聞かせください。

続いて、42、43ページ、4款衛生費1項保健衛生費5目の除染対策費13節の委託料中の線量計点検校正業務367万円の減額になっております。説明の中では、1,934台の実績だというような報告であります。線量計の総台数は幾らになっていて、校正の結果はどうになっているのかお聞かせください。

次に、50ページ、51ページ、8款土木費4項住宅費2目の住宅建設費13節委託料4,105万8,000円の減額となっております。2月13日の第1回の臨時会におきまして予算の確保

をしたにもかかわらず、1ヶ月もたたない中で減額補正というようなことありますけれども、国の手続がおくれているという内容でありましたが、どのようなことで手續がおくれているのかお聞かせください。

以上、5点伺います。以上です。

総務課長（中井田 榮君） 私からは3点、お答えをさせていただきます。

まず、27ページの上から4段目の公共施設等整備基金繰入金1億5,000万円でございます。説明の中で飯野団地というようなことで事業の内容、事業費から補助金、説明を省きましたけれども、内容についてご説明をさせていただきます。

事業費が7億3,103万7,000円、国庫補助金が6億4,890万円、その差、村持ち出し分が8,213万7,000円。あと、ご承知のとおり、これに8分の7の補助ですけれども、8分の1は村費持ち出し、手出しになります。その8分の1分が7,975万8,000円。今ほどの事業費から国庫補助金を引いた8,213万7,000円と、その8分の1の手出し分、村負担分7,975万8,000円を足すと、1億6,189万5,000円になります。その1億6,189万5,000円を負担しなくてはいけなくなるものですから、今回の補正でこの公共施設等整備基金からそのうち1億5,000万円を繰り入れをさせていただいて、あと、残りについては繰越金で賄うというふうなことで今回補正を上げさせていただいております。

次に、2点目の30ページの下の段の6段目の備品購入費、その中のJ-アラートでありますけれども、今ほどご質問あったように、事業についてはそのとおりであります、メールを通じて夜間問わず自動で、登録をしていただいた方々にメールで送信をするというふうな仕組みであります、今ほど場所はどこかということですけれども、議会を開けていただくと、防災無線がありますけれども、あそこに一緒に設置をしてまいりたいというふうに考えております。今年度の事業であります、今年度設置をして、来年度の事業でお知らせ版等に案内をして、登録をしていただいた方々に配信をするというふうな事業になります。

次に、51ページの下の段から2段目の住宅費、大谷地住宅の4,155万8,000円をそっくり、2月13日に議会の承認をいただいたところでありますけれども、実はこの事業、12月に補正で決まっています。その後、1月末には事業要綱が出るということでありまして、幾らでも結構ということで大谷地住宅の仕事を進めたいということもあって2月13日の補正に上げさせていただいたわけでありますけれども、今もって事業要綱が国から来ておりません。どういうことなのかというような確認をしているんですけれども、どうも全国的に、いろんな形で交付金がほかに使われているというようなこともあって、財務省の審査が大分厳しくなっているというようなことで、この事業もあわせておくれていて、その事業の補助要綱がまだ来ていないというようなことあります。今年度中には国のほうから来るというふうな確認を得ておりますので、来次第というんですか、とにかく復興を進めたいというようなことで大谷地住宅を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、4月の臨時議会できればお願いをして事業を進めていきたいというふうに考えております。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、おただしの検診の率は、当初7割が3割しか受診していな

かつたその理由でございますけれども、非常に広い地域に今避難をされているということで、うちのほうでも会場を10会場、いろんな、それぞれの方部で、避難先のほうへ出向いて検査をやっております。これは集団検診でございます。そのほか、県内の病院でも検査を受けられるようにということで契約をさせていただいていたり、それから、県外の方については、結核予防会とかと契約をいたしまして近くの病院でも受けられる体制をとっているということで、3つの体制を整えてやっているということがございます。また、通知で、お知らせ版とかタブレットとか道しるべとかいろんな形でお知らせをしているところなんですが、なかなかこの受診率が伸びないということで悩んでいるところでございまして、訪問している保健師なんかに聞いてもらったところ、今は実際に病院にかかっている方も結構多くて、病院にかかっているから行かなくてもいいというふうに思っていたといった方がいたり、それから、集団検診を今まで受けていただく方が村にいるときは多かったんですけども、いろんなところで、方々でやっているものですから、なかなか日程が合わないということで、そういう理由でなかなか伸びなかつたのかなというふうに思っております。以上です。

()

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、43ページでありますが、委託料の線量計点検校正業務についてお答えいたします。総数でありますが、先ほど総務課長のほうからありました総数1,934台を委託契約をしているという状況でございます。それで、この線量計については、1,700個ほどについては県のほうの補助事業を活用しまして全世帯プラス予備も入れて1,700を購入しております。あとは、234個については、事前に教育委員会のほうで子供たちの家庭に送るということで234個を購入しているということで、今回、それらを合わせての1,934台ということでございます。

()

結果はどうなっているかということですが、今回の委託については、業者のほうから直接、保有をしております家庭のほうに送付袋を送りまして、それで業者のほうに送り、点検した後、また家庭のほうに送るというシステムをとっておりまして、2月中旬ころに進捗のほうを確認しましたら、なかなか、家庭のほうから業者のほうへ送付の件数がそれほど芳しくないということがありまして、その時点でもた催促をしながら今月末まで進めるという段取りをしております。

検査内容については、数値の誤差が、10%前後だと思ったんですが、それがあれば校正をかける。あとは、パッキンとか充電池の交換というような内容で行っているということでございます。以上であります。

1番（高野孝一君） 線量計の総数、これは実績が1,934台だ这样一个ことなので、総台数というか、総個数は幾らになっているんですかと。例えば3,000台とかそういう数値になっているのかなと思っているんですけども、いかがですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、この予算を上げております線量計については、県のほうの安全対策の意味合いで補助事業でやった部分のみの校正ということでありまして、それが先ほど言いましたように世帯全部プラス子供たちの世帯という数の1,934個というこうことでございます。多分、高野議員はそのほかにある線量計の部分のおただしかと思うんですが、そちらについてはこの校正には入っていないという状況でございます。以上

であります。（「わかりました」の声あり）

議長（大谷友孝君）ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君）31ページの車両購入費、減額が150万何がしということでは、これは当初との関係では何でこんなに請差があるような、高級車か何か目指したのか。こんなに請差って出るものなのか伺いたいと思います。

33ページの復興計画関連調査業務、第4版、森林整備調査の請差もあるんですけれども、この業務をやるのにこういう減があつても、内容的には完全なる業務なり成果なり、上がったというふうになるのか、内訳を。

あとは、37ページの社会福祉協議会、専門員が途中で退職ということで減額ありますけれども、あの運営も、私も評議員をやっているのでずっと日常的に、大分近寄って見たり応援したりしているんですけども、大変な運営状況の中で、退職したというだけで、その運営状況に支障はなかったのか。補充をどういうふうにしたのか。

それから、39ページに載っている災害弔慰金ですけれども、10人とて1人だということで、どうも報道関係でも何回かこの間、全県的なり全国的なり、弔慰金の発表がありますけれども、飯館は非常に少ない。少ないのでなぜか、パーセント的にね、希望者に対して。規則が厳しいのか審査の方法が違うのか、なぜ飯館は少ないのか。

それから、41ページにおける保育所運営費補助金が、当初との関係で、福祉会に真っすぐ入るからここで補正減額。すると、これはどういうふうに、当初というか、最初とったことが間違いなのか。途中でそういう変更がされたのか伺うものであります。

総務課長（中井田 築君）私からは2点お答えをさせていただきます。

まず、1つ目は、31ページの備品購入費の車両購入費の公用車の請差でございますけれども、2月25日にスバルのレガシー、納車されております。当初、予算的には472万円予算をとらせていただきまして、落札価格が、契約金額が319万1,000円。当初が472万円、その差分、今回請差でありますので減額補正をさせていただきたいという内容でございます。

続きまして、33ページの上から3段目の委託料でありますけれども、復興計画の関連調査業務でありますが、199万円の減額補正、請差でございます。成果はどうなんだということでありますけれども、昨日、第4版のまとめ、諮問があつて答申があつてという形で、その中にこの復興計画の関連業務、携わっていただきましたけれども、議会に説明できるような答申内容もしていただきましたので、そういう意味では成果はいただいているのかなと。数字的には、当初4,000万円をとらせていただきまして、実績が3,800万円というようなことで199万円の減額でございます。

あと、森林整備調査検討業務でありますけれども、これも請差です。これはバイオマスF S調査の分、178万5,000円でありますけれども、これも議会のほうにお願いしていますのは、今度の一般質問の2日目の午後からできれば特別委員会を開いていただきまして、その中で成果については、前にご説明していますように、G I Sのデータに線量の分を重ねて、飯館村の現状というのはすっかりデータとしてありませんので、その辺のデータを出していきたいということで今回、調査事業を進めておりますので、そのとき

にまた報告書として出させていただければというふうに考えております。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、37ページの社会福祉協議会の専門員の退職に関してのおただしでございますけれども、本人の申し出によって退職をされました。うちのほうとしましては、この方、意外と事務力、いろいろ問題があるところもございまして、そういうこともあっておやめになったのかなというふうに思っていますけれども、ただ、この方、生活支援相談員のほうが1名欠員になっていたということもありまして、今、社会福祉協議会の中にはいていただいてやっているところです。一部の事務なんかも持つていただいているというところで、現在の人数でどうにかやりくりをしていただいているというところであります。

次に、災害弔慰金、村はほかのところに比べて少ないのでないか、その理由はというおただしでございますけれども、これもそれぞれ、海のほうで、一斉に避難したのと村は避難の仕方が大分違っております。計画的避難ということで1カ月程度で計画をつくって避難をしなさいということでありました。実質的には結構、夏前ぐらいまで、長い人に関してはかかったというようなことがありましたけれども、計画的避難になったことで、例えば体育館などへの避難ということはありませんでした。それから、いいたてホームにいらっしゃる方なんかもあそこにずっといていただいたりということもありましたので、そういう避難の仕方の違いが、村が少なかった理由の一つではないかなというふうに考えております。

それから、41ページの保育所の浄化槽の関係の、保育所の運営費補助金の関係なんですが、ちょっとこれややこしいんですが、平成23年度に今の場所に保育所を移した際に浄化槽を入れる工事を行っています。このときは、その工事費はいいたて福祉会のほうに補助金で村のほうから出しておりました。その工事費が補助対象になるということが平成25年の3月に決まりまして、1年おくれで直接、工事費がいいたて福祉会のほうにお金が入ってきたということあります。そのお金が751万8,000円ということです。ですから、そのお金が入ってきたものですから、その分、保育所運営費の中から差し引きをさせていただいて、保育所自体としてはトータルの金額が変わることではございませんので、運営に何か支障を来すということはないものというふうに思っております。以上です。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、公用車は、車両何というふうに決めて、一番請差が大きいメーカーを選んだわけでもないんでしょう。どういう選定をして、請差が一番大きいのか小さいのかわかりませんけれども、公用車の購入どきというのは大体こういう流れなんですか。

村長（菅野典雄君） 私の記憶の中では、今度公用車を入れるに当たって、私も乗るんですが、皆さん方も大勢乗れるような8人乗りぐらいなり、あるいは7人乗りぐらいのを入れたらいいのではないかというようなことで予算はとらせていただいたんですが、教育委員会のほうに聞いて答えていただければと思いますが、大型の車が入ったんです。寄附されたんです。それで、大型は買う必要はないだろうということで普通の乗用車になったというところが、500万円近くの金額からこの130万円が出てきたと、こういうことだと

いうふうに思っているところであります。

教育課長（愛澤伸一君） 教育委員会のほうにご寄附いただきましたのは、メイタントラディションという会社でございまして、震災以来、ご支援をいただいているオーストラリア関連の企業様からのご支援でございました。10人乗りだったかと思いますけれども、大型のワゴン車でございます。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、普通車の場合はこんな請差が出るのではなくて、当面、10人乗りぐらいのものをを目指した分で、そっちが入って、普通車にかわってこういう大きな請差が出たというふうに理解していいということなんですか。はい。

復興計画のほうですけれども、この請差という内訳は一体どういう。

総務課長（中井田 榮君） 具体的に言えば、三菱総研に全体の復興計画のコンサル業務をお願いしているわけでございますけれども、当初、4,000万円をとって実績で3,801万円ということで、その差199万円を今回、実績減といいますか、契約をした残分が残っておりますので、今回それを減額をさせていただきたいといった内容でございます。

7番（佐藤八郎君） 三菱総研にコンサル料として払って、199万円戻ってきた話ではないんですか。

総務課長（中井田 榮君） 済みません、説明が下手で。その分が残ったというふうに。当初、4,000万円を予定していたんですけども、見積もり合わせで、三菱総研さん具体的に言えば3,801万円で落札をしていただいたと、とっていただいたと。その残りの199万円を今回、減額をさせていただきたいと。

7番（佐藤八郎君） 社協のほうですけれども、その方、生活指導員に回ってやっているのはわかりましたけれども、見てますけれども、事務局というか、専門員としての役割の部分は補充されたり何か工夫をされたんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 専門員の部分の、今までおやりになっていた部分の一部、具体的には団体関係の事務局の部分、その部分の事務については引き続きやっていただいているという状況であります。以上です。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、専門員が退職しても、同じ流れで運営全体には支障なくされてきたということなんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 現人員ではやはりその部分を今はどうにか補ってやっているという状況でございますので、新年度からまた新しい専門員を募集したいというふうに考えております。済みません。募集はしております、今、採用選考しております、4月から新規に採用するという予定でございます。

7番（佐藤八郎君） 災害弔慰金ですけれども、避難が計画的避難だったから、ホーム入居者を動かさなかったからではなくて、この間の死亡者数はそうすると、飯館は他の自治体よりかなり低いんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 災害からこの1月末までにお亡くなりになった方は258名でございます。ただ、ちょっとこれは他市町村と比べて多いのか少ないのかという比較はしておりませんので、済みません、そのところは今ちょっとわかりません。

7番（佐藤八郎君） 放射線量も高いし、高い中で遅い人は2カ月もずっといて、そして、避

難の状況も家族そろわない形になっちゃったというか、地域・集落もばらばらになったというか、そういう意味では介護認定度なり通院数なり病気の発症なりを見てもわかるように、非常にいろいろと被害者という部分で相当な一人ひとりの体への負担は多かつたわけですよね。そういう中で、避難しないで暮らしていたら死ぬこともなかつた人たちが亡くなっているわけですよね。そういう中で、なぜ飯館がこれほど死亡に対して弔慰金をもらう方が少ないのか不思議なんですけれども。規則にあるのか、この基準といいますか、何回も聞いていますけれども、どんな基準か規則かもわかりませんけれども、審査委員というのか審査官というのかわかりませんけれども、その方も誰がやっているかもわかりませんけれども、なぜそんなに少ないんでしょうか。

村長（菅野典雄君）　この弔慰金制度は、基本的には、地震であったり津波であったり台風であったり、いわゆる災害が起きたときにその前後、多分1週間、10日ぐらいで亡くなる方に対して弔慰金という制度のようあります。それを国が今回、原発にも当てはめてくれたと、こういうことで、飯館村もいち早く、この原発事故の避難によって死に至るというものに対してはやはりこの制度を活用してあげましょうということで、その審査をする委員会5名を任命をさせていただいて、そこに委ねているということでございます。その人たちがそれぞれの立場からこの死亡がこの避難に関連がされているのかどうかというところを、それぞれの立場で検討させていただいて、今まで40人以上の方が決定してきたわけでございます。その人たちに委ねていますので、我々がここがこうだああだという話は全くできないわけでありますけれども、少なくともほかの市町村等を見ますと、全てというわけではありませんけれども、かなり緩い形でやっているなというのも、私自身何となく感じております。しかし、そうだからといって、今までその5人の方たちの基準でやってきたものを今、緩くしてください、これも関連でしょうという話は、我々が口を出すべきものではないので、その人たちに委ねた中のことということであります。確かに全体的に見れば全て、何ていいますか、避難によってというふうに考えられないことはないわけでありますけれども、どれだけ関連しているのか、直接的に関連しているのかというところで審査をしていただいているものと思っておりますので、そういう中での今回の、飯館村はどちらかというと少ないほうだと、こういうことになっているのではないかなどというふうに思っております。

7番（佐藤八郎君）　他自治体より緩ければ、もっとふえるんじゃないの。審査が厳しいのか、基準要綱たるもののがきついのかわかりませんけれども。村長も職員なりいろんな人からいっぱい物を聞いているでしょうから実態はわかると思うんですけれども、関連しないで早目に本当に、飯館に住んでいたように、寿命というか、老衰とかという部分という人は余りいないんだよね。いろいろ話を聞いてみると、いろいろあるんですよね。そういう経過を見れば関連、ほとんどしているんですよね。だからそうなれば、審査基準が問題なのか、審査員たる5名の方の考えが他自治体よりも厳しいのかというふうに思われるを得ないんですけども。そういう考え方はおかしいんでしょうか。

村長（菅野典雄君）　少なくとも、この方にということでお願いして、それぞれ見識のある方がそれぞれの判断をしたわけですから、それをこちらが口を出して、もっと緩く

してくださいとか、あるいはもっとこうで考えてもらわないと困りますという話は、私はすべきではないというふうに思っておりますので、その方にやはり全権を委ねたわけありますから、その中で判断をしてもらうというのが本来のあり方ではないかというふうに思っております。

○ 7番（佐藤八郎君） もっと弔慰金をもらえるようにしてくださいと言われなくとも、なぜ他の自治体よりは少ないんでしょうかは聞けるんじやないでしょうか。そういうことも聞けないんですか。

村長（菅野典雄君） 私らがそう言う前に、しょっちゅう新聞で出ているわけでありますから、どういうふうになっているかというのはその人たちだって全部わかっていると思います。そういう中で、しっかりととした判断でやっていたいものと思っておりますので、多分、その方たちも自信を持って、できるだけ我々に寄り添うと思いながらも、やはりそういう判断をされたんだというふうに思っているところであります。

○ 7番（佐藤八郎君） 村では、死亡した場合に、その家族というか遺族なりに、まずもって弔慰金の申請を必ずするようにしているのか。どの部分の、どの位置にある人を、どういうふうに指導なり支援を、案内なり、死んだ人は皆出すようにされているんですか。結果的に、申請してそれが認められない場合は、その人にそれなりの、どういうことでどういう内容でこういう基準に満たないからあなたは認められませんということになるのか、それをきちんと申請した人がわかった上で、行政不服審査請求なんか出ないようになっているんでしょうか。

○ 健康福祉課長（藤井一彦君） 周知につきましては、今まで震災当初、特に広報とかでお知らせをしておりまして、今は多分、タブレットだけでやっていることだと思います。いろいろ問い合わせは日常の中でございますので、必要な方についてはご相談にいろいろ来てくださいということで、いろいろな書類をそろえなければなりませんので、こういった書類、なるべく詳しく出してくださいということでやっております。それを審査会にかけまして、一人ひとり丁寧に審査をさせていただきまして、その結果を分析しているということあります。何かあったら、問い合わせある場合もございますし、それから、説明が必要であれば説明をするということもありますけれども、今のところ、どういったことでというものはそんなになかったのかなというふうに考えているところでございます。できるだけご理解をいただくように、それから、十分な審査ができるような資料をそろえていただくということに一生懸命努力をしてやっているところでございます。以上です。

○ 7番（佐藤八郎君） すると、258名中、申請した数は幾らでしょうか。申請支援はしているんだということですけれども、申請した方が審査請求的なご相談をしたものはあるのかどうか伺っておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、23年度につきましては死者が、これは3月11日からの部分も入っていますけれども、113人で、審査件数59件でございます。24年度は亡くなった方が74人で審査件数が32件、それから、25年度は今まで4月から1月末までで亡くなった方が71人で審査件数は6件ということになります。合わせますと震災以来亡くなった

方が、先ほど申し上げましたとおり258人で、審査件数が97件ということになります。以上です。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号平成25年度飯館村一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号平成25年度飯館村一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第3号 平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（大谷友孝君） 日程第9、議案第3号平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第4号 平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第4号平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第5号 平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第11、議案第5号平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第6号 平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（大谷友孝君） 日程第12、議案第6号平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 135ページの介護認定審査会の部分で伺いますけれども、入所者数はこの間、いないという話だったでしょうか。認定の変更というのはかなりあるんでしょうか。そういうものでのこの審査会の役割、任務というのはどういうふうに。

健康福祉課長（藤井一彦君） 当然、その介護認定の、例えば介護1だとか介護2だとか、そういういった方、変わってくる場合がございます。そういう場合は申請がまたありますて、その方のところだけに行って、実際には介護度幾つなのかというのを見てきまして、必

要があればそれを変更するということで対応させていただいております。以上です。

議長（大谷友孝君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから、議案第6号平成25年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。

よって、議案第6号平成25年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君）これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時03分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月5日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷友彦

同 会議録署名議員

北原、経

同 会議録署名議員

松下泰喜

同 会議録署名議員

伊東利

平成 26 年 3 月 7 日

平成 26 年 第 2 回 飯館村議会定例会会議録（第 2 号）



平成26第2回飯館村議会定例会議録（第2号）							
招集年月日	平成26年3月5日（水曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣告	開議	平成26年3月7日 午前10時00分					
出席議員並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	
出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	7番 佐藤八郎	8番 佐藤長平		9番 飯樋善二郎			
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 山田郁子		書記 荒真一郎			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
○出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○	
	生活支援対策課長	細川亨	○	住民課長	濱名光男	○	
	会計管理者	俎野正行	○	健康福祉課長	藤井一彦	○	
	教育委員長	佐藤眞弘	○	教育長	八巻義徳	○	
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○	
	農業委員会会长	菅野宗夫		農業委員会局長	俎野正行	○	
	選挙管理委員会委員長	齊藤次男		選挙管理委員会書記長	中井田榮	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成26年3月7日（金）・午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（通告順1～4番）

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

3月5に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に飯樋善二郎委員、副委員長に高野孝一委員を選任した旨の報告がありました。

○ 次に、会期中の常任委員会の活動状況でありますが、3月5日に総務文教常任委員会が所管事務調査事項の協議のため、同じく産業厚生常任委員会が請願第1号審査並びに所管事務調査事項の協議のため、委員会が開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

7番 佐藤八郎君の発言を許します。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。

○ 第2回定例会一般質問に当たって質問をいたします。東京電力原発事故から3年となる現在にあっても放射能は放出し続け、汚染水問題は拡大をし続け、被害の大きさは時間とともに深刻化し、原発を推進してきた政府と東京電力の加害責任が厳しく問われています。

全てを奪われた私たち被害者人生にとって憲法13条の幸福追求権、25条の健康で文化的な生活、29条の財産権、これは先祖先輩が築き上げてきたものを全部取り上げられたものであります。仮設住宅、見知らぬ土地で飯館村の自然、空気もないところで生活をし、多くの村民は孤立感を深め体を壊しています。生業も成り立たないしコミュニティーもばらばらとなり、本当に過酷な実態であります。そして、村長のしていることは除染して帰村のみのやり方であると多くの村民は思っております。隣の浪江町では2012年4月、公募町民による復興ビジョンづくり、我が村は村長と意識ある村外アドバイザーでの計画づくり、健康問題でも独自の放射線管理手帳を全住民に配布をし、我が村は県立医大任せ。完全賠償の実現を見ても浪江町では東京電力への謝罪要求をし、3.11以前以上の生活へ戻すための費用要求。避難生活が終わるまでの生活の賠償。それも町民の代理

人としてADR集団申し立てと町民の声、願いに応えた行政執行に対して我が村の執行は弁護士依頼してあるから相談に来てください。相変わらずの村民への申請主義を貫き通しておられます。言葉では一人一人に寄り添ってというが国県言いなりでここまで除染がおくれ、村民が目標も見通しもわからない中で突然の村長のマスコミに登場しての発表となっております。

行政機能は首長によってこんなにも違うと村民は不満や怒りを持っているのであります。

このような被害状況をあざ笑うように安倍自公政権は前政権同様に責任を棚上げし、原発の再稼働を新たな原発推進、原発ビジネスに突き進んでおられます。被害者の代表であるならば、こうした住民の願いを踏みにじる動きを許さないことであり、その点からして私は5項目13点について村民の立場で提案と要求をするものであります。

初めに村民の健康についてですが、事故前から事故後、そして現在の実態と課題。村民の体の状況への対応とこれから全村民の健康を守り続けるための施策を伺う。放射性物質の影響は3年、5年とかで発症が見られると聞いているので早期発見が何より重要と考えております。そのために具体的に実施していることとして、症状把握や聞き取り検査、通院治療状況など、被害を受けた人生上心配される全てのものへの対応が必要でありますし、求められております。

次に、1年ごとの医療費無料化が続けられているが、通院や入院、認知症、認知度重症化、ストレス、不安、不満などの私たちをめぐる健康被害は大変な実態であります。健康維持、検診、治療など必要とされることの補償を恒久的に求めるべきであります。飯舘村民には非は全くなく、加害者は東京電力、国にあることはこの3年間で証明されておられます。したがって、被害者として完全賠償を求めるのも損害を賠償させることも当然のことであります。村長は被害を受けた村民の代表として、多くの村民が納得できる賠償を求めるべきであるし、現実の課題、差別をなくすようにすべきであります。村民は毎日の生活の中で我慢し、怒り、苦しみに耐えて生きておられます。なぜこんな生活となったのか。村民の要求をまとめ、国民としてあるべきもとどおりに近い基本的人権が認められた生活となるようにすべきであります。国は放射性物質を村全体に散乱させた東京電力と加害者として手を組んで、年間20ミリシーベルト以上では生活するために危険としながらも、除染に確立した技術もなく、工程表を示しては実行できなくて現在に至っています。多くの村民は実態を知っているし、村全体の80%が除染しないのですから安心・安全に生活できるとは考えていないであります。空間、土壌など全ての計測結果を透明化し、年間1ミリシーベルト以内になる工程をきちんと村民に示すべきであります。事故当初より加害者言いなりでなく、村独自の調査をし、村として施策を進める。どれだけの放射性物質がどこにどれだけあるのか。明確にする責任を果たすべきであります。

次に、村民一人一人の復興についてこのたび答申あった第4版までの計画と課題の総括されたこと、次のものに生かしたことを探っておきます。他の自治体より実行している集会での村民の声は録音記録しておられるのですから、そのことをどのようにまとめ計画にどう生かされたのか。浪江町では先ほども申しましたけれども、町民公募をし103人

の町民が復興ビジョンづくりに参加しているのであります。村では計画推進委員会23名中、村民は6名、専門プロジェクト委員会は9名中、村民1名であります。もっともっと村民が主人公、民主的実践、人として生きることなどを重視した村民を参加させる取り組みとすべきであります。

次に、本定例会直前に議会との約束を破り報道発表した避難指示解除についてですが、議会への説明では4月からの本格除染状況を見ながらなので6月以降議会と協議、村民への説明合意を得てから解除見込み時期発表と協議し、意思統一したのではなかったのか。村民にとって合意を得られるものか。なぜいつも勝手にマスコミ発表先ありきなのか。その理由と経過を示してほしい。さらに、計画第4版（案）の答申あったが、委員会での村民参画と答申までの活動報告と課題はどんなことがあるのか伺う。村の拠点はセンター地区であり、住居も大谷地、桶地内など既存の住宅家屋があるし、月日が経過すればするほど戻れない、戻らない村民が増加するのであります。解除見込み時期を決定することで村民にとってのメリットやデメリット、これまでと何が変更になることはあるのか。いずれにしても避難解除帰村宣言との違いと、川内村や田村市などの自治されている自治体での問題点等、住民の状況をきちんと把握しておられるのか。放射性物質が振り落とされたので危険で住めない。暮らせない村となったのであります。ヨウ素が少なくなり、セシウム半減期となり、放射線量が下がっているとしておられます。村全体の80%を超えるところは4月からの本格除染が1年で完了しても残るのであります。当初5センチメートル以内にあるとされた物質も、年数がたつにしたがってもっと深くなっていますし、現実からして放射性ある生活を勧めることにならないのか。放射能とは暮らせないし、計測すぐめの生活、成り立たない制御では、未来への希望は多くの村民には見えないと思うのであります。村に戻る戻らない人生よりも、憲法が暮らしに生かせる自立して歩ける一人一人の人生の支援と補償が重要であります。社会情勢の中で消費税増税や年金引き下げ、国保税値上げ、社会保障の改悪、TPPによる影響、憲法さえ変えて戦争できる国づくりなど、被害を受けた村民をめぐる社会情勢は重く過酷な社会となるし、弱者の村民には大変な苦痛であります。村長の責任と役割は何か。村と村民の共同のむらづくりとはが問われる重要な議会であります。村民の立場に立った行政施行を強く求めて発言を終わります。

村長（菅野典雄君） 佐藤八郎議員の村民の健康についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現状の村民の身体状況への対応と居住家族地域などばらばらで大変であるが、公平なやり方で全村民の健康を守り続けるべきであるとのご質問でございます。村民の健康づくりに関しましては、避難先が広範囲にわたっておりまして、村にいたときのようにはなかなかいかないという状況でありますが、全ての村民に対してできるだけ公平な形で事業を実施させていただいているところでございます。検診では、震災後は従来の検査項目に加えて県が実施する項目も上乗せをして実施しておりますし、受診率の向上のため、さまざまな機会に受診を呼びかけているところでもございます。会場につきましても、避難先にできるだけ出向いて実施をしておるところであります。また、県外な

ど遠くに避難されている方へもできるだけ検診や検査を受けていただけます。結核予防会へ検診を委託し、避難先の近くの医療機関で検診が受けられるようにもしているところでございます。

また、甲状腺検査を震災当時18歳以下の子供全員を対象に検査を行っています。遠隔地に避難している子供については、夏休みなどに受けていただくよう案内もしております。内部被ばく検査については1歳以上の全村民を対象に土日も含めて受けることができる体制を整えており、相馬市や南相馬市に避難している高齢者などについては、村のバスによる送迎や県立医科大学と協力して、日程は限られますが、南相馬市立病院で検査を受けることができるようにもしているところでございます。

今後につきましては、タブレット端末やお知らせ版、あるいは瓦版、道しるべなど活用いたしまして多様な健康情報を発信することで、できるだけ多くの村民にサービスが公平に行き届くよう努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

2つ目の症状把握聞き取り検査、通院治療など、被害者としての人生上心配である全てのものへの対応することが重要だというご質問でございます。村民は避難による生活環境の大きな変化によって健康に関するさまざまな心配事をお持ちであり、一人一人に寄り添うことが大切だと考えているところではあります。検診の結果、指導が必要な方へは家庭訪問や健康教室などで個別に丁寧に指導し、生活習慣の改善が図られるよう支援をしているところです。精密検査が必要な方には、家庭訪問や電話により医療機関の受診の確認をしております。また、未受診者へは早期の受診を勧めていますし、また治療が必要な住民へは早期の治療を勧め、継続的な指導を行っているところではあります。今後も村民一人一人にできるだけ丁寧に対応することで、村民の心配に寄り添いながら村民の健康を守ってまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、そういう健康維持、検診、治療など必要とされることへの補償を恒久的に求めるべきというご質問です。現在、村で実施しています健康検査や甲状腺検査や内部被ばく検査は、今後も国の責任で全村民が検査を受けることができるよう求めてまいりたいというふうに思っております。また、治療費につきましては26年度の診療にかかる一部負担金の免除、国保税などの免除措置がとられているところではありますが、避難生活を強いられている現状のため、これらの措置を今後も継続するよう他の市町村と連携しながら国県へ要望してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから完全賠償についてということで、2点をまとめてお答えをさせていただきます。村民が納得できる賠償が受けられるように、村は住民への情報提供はもとより弁護士による相談支援など、村民に寄り添った形で取り組んでまいっているところであります。ご指摘の村民に差がなくなる取り組みをということでございますが、村としては国や東京電力の出した賠償は避難区域によって差があるので、そこを少しでも差がなくなるよう努力をし、今後も引き続き受けるべき賠償を村民に寄り添った形で進めていくよう努力をしていきたいというふうに思っております。

2つ目ですが、原発事故により村民は住みなれた村を離れ、不自由な避難生活を余儀なくされて大変苦労しているわけでありますから、村としても今後も国や東京電力に対し

て全ての損害賠償が受けられるよう、またもとの生活を一刻でも早く取り戻せるよう取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

それから、避難指示解除についての追加のご質問でございます。避難解除の設定は賠償金や災害救助法などと密接にかかわるため、多くの村民の関心事であり、これまで避難解除がいつになるかといった質問や、高齢者の皆さんから一日も早く帰村の時期を示してほしいといった要望、あるいは解除見込み時期を示してもらったほうが身の振り方は決めやすいなどといった意見も多く寄せられているところでございます。村としてもこういった声に応えるため、議会とも協議を重ねてまいりましたが、解除見込み時期を示すことのメリットを重視し、今般までいな復興計画第4版案でございますが、これに掲載し意見を仰ぐこととしたところでございます。具体的には、除染やインフラの進捗などを勘案した上で、皆様議会や行政区長会などその他いろいろな人たちとの協議の上になりますが、平成26年秋ぐらいには解除の見込みを考える、つまり28年3月に避難を解除はできないものなのかということについて、26年秋あたりに皆さん方と協議をしていきたいと、こういう趣旨で書いてあるところであります。あくまでも復興計画第4版の案ですが、成案化したものではございませんが、さも決定されたかのような報道をされ大変誤解を招いたことに対しましては、改めて申しわけなく陳謝するものでございます。

次に、までいな復興計画第4版検討にかかわる委員会での村民参加と答申までの活動報告及び課題についてですが、復興計画推進委員会は赤坂委員長ほか学識経験者、村民、それから議員、村職員、オブザーバーとして国県職員らを委員として18名の委員で構成されているところであります。うち村民は4人ありますが、議員と職員も含めますと9人ということで、半数ということでございます。答申まで6回にわたり協議をいただきましたが、限られた時間の中、また遠方からの参加で委員各位には負担が大きかったものと考えており、課題としましては第3版案の答申から第4版の検討開始までの間が半年余りありました。これは各行政区のワークショップをその間に進めていたということですが、その間に進んだ減容化施設の設置や除染計画の変更、国施策の変更といった村が置かれている状況のいろいろな変化に対し、委員の目線を合わせることに時間を費やしたことでございます。また、平日の日中の会議で委員の都合が合わないといった問題とか、学識や村外の委員に対して村民の委員が少ないといった声も上げられているところであります。

以上、課題は幾つか上げられておりますので、今後も委員各位には検討に当たり精力的に協議をいただきたいと思いますし、いただきてきましたし、並行して進めた行政区ワークショップでの意見の反映もできましたので、おかげさまで内容、これまで第1、第2、第3とやってきたわけですが、それ以上、濃い計画書になっていると考えているところでございます。

次に、計画の中で触れております解除見込み時期設定に影響でございますが、議員も心配されておりますように、避難解除の設定は賠償や災害救助法、避難生活で適用されているさまざまな制度全てにかかわってくるということでございます。したがって、現段

階でこここの具体的な影響については不明というところもあるわけありますけれども、避難解除により賠償や制度適用が変わるということもありますので、村といたとしてもできるだけ村民に不利益が講じないように国及び東電としっかりと協議を進めてまいりたいというふうに思っております。なお、ご質問の税の減免、医療費無料化、高速道路の無料化などについては、避難指示が出されている期間は継続されるものと思っておりますが、避難指示が解除された際は打ち切られる、どの辺で打ち切られるというのはまだわかりませんけれども、いずれ打ち切られるのは当然であろうと思います。したがって、村としては災害公営住宅であったり、あるいは仮設借り上げ住宅などについてはできるだけ解除後、即刻打ち切りではなくて二、三年の猶予期間なりなんなりをしっかりと設けていただかないと、ということをずっと言っているところであります。激変緩和措置というのを講ずるのが我々をこれほど大変な思いにさせている国の責任ではないかと、その都度その都度国に強く求めているところでありますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。
復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の大きな3の放射性物質の除去についての2点について、関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

まず1点目についてお答えいたします。平成24年度に村で発注で実施した須賀工区の空間線量の状況ですが、ある1件の建物敷地などの住環境の除染結果の平均を見ますと、地上1センチメートルで時間当たり除染前が0.63マイクロシーベルトで、除染後は0.24マイクロシーベルト、低減率が61.9%であり、地上1メートルでは時間当たり除染前が0.57マイクロシーベルトで除染後は0.24マイクロシーベルト、低減率が57.8%がありました。また、農地のある1ゾーンの平均を見ますと、地上1センチメートルで時間当たり除染前が1.46マイクロシーベルトで除染後は0.48マイクロシーベルト、低減率が67.1%であり、地上1メートルでは時間当たり除染前が0.60マイクロシーベルトで除染後は0.31マイクロシーベルト、低減率が48.3%ありました。

国が平成24年6月から9月に先行除染で実施しました草野大師堂東工区の26件を1エリアとした場合の平均では、地上1メートルで時間当たり除染前が3.03マイクロシーベルト、除染後は1.33マイクロシーベルト、低減率が56.1%がありました。昨年の12月に同エリア内3件の敷地の6点で空間線量を計測しましたところ、平均で0.67マイクロシーベルトがありました。また、平成24年5月から実施した農地モデル除染では向押、小宮、長泥地区で73%から80%が低減し、追跡空間線量の結果除染後の数値からもさらに低減していることを確認しております。このように除染を実施することで空間線量が大幅に低減される状況であります。

次に、実態の透明化ですが、除染を完了したところについてはその結果を所有者等に報告するとともに、村民に安全・安心を確認してもらうためにガンマカメラを活用して除染後の実態などを明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、年間1ミリシーベルトの件でございますが、村としては当面除染の目標値を年間5ミリシーベルトとしております。国は長期的に追加被曝線量年間1ミリシーベルトを

目標としておりますので、今後国に対して除染後の空間線量のモニタリングの継続調査の徹底、除染の取り残しやホットスポットのある場合もフォローアップ除染の考え方や実施工程を示すよう求めてまいります。

2点目の村独自の調査施策を透明化すべきであるについてであります、これまでモデル除染を初め村独自の定点の空間放射線量の調査をし、広報並びにお知らせ版で村民にお知らせをしておりまし、福島再生の会に委託をしております空間線量調査の結果についてもタブレットで掲載して広く村民に公開をしているところでございます。来月4月からは村独自で除染を完了した箇所の空間線量調査も取り組み、空間線量の推移なども村民にお知らせできるよう現在準備をしているところでございます。以上でございます。

○ 総務課長（中井田 榮君） 私からは、大きな4番目の村民一人一人の復興について関連がございますので、3点一括してお答えをさせていただきます。

○ まず1点目のこれまでの計画と課題をどのように総括され生かしてきたのかであります
が、村では除染や賠償など、また国の支援施策の改正などに速やかに対応し、復興を着実に進めるため復興計画を隨時見直し、費用や復興の状況に合わせて第1版から第4版へと回を重ねてまいりました。復興計画の第1版では、村民一人一人の復興を目指すという基本理念を掲げるとともに、当面の課題の分析と対応策を示しました。第2版では村内拠点、村外拠点の提起と戻りたい人のための施策、戻らない人のための施策を示し、より具体的な施策をまとめております。第3版では第1版、第2版に掲げる事業をより具体的に実行していくための計画として、急いで取り組む4つの施策として村内拠点の整備、村外拠点の整備、土地利用の見直しと農地、林地の長期的な再生、さらには村民一人一人に対する支援策の継続拡大をまとめ、示してきたところであります。第4版では第1版から第3版までの村としての方策をいち早く示すということを重視し、有識者らを主体とした委員会で計画を策定した結果、住民の意見反映が不足しているのではとの指摘を受けたことから、行政区のワークショップを主体として村民の意向を広く聞き、意見を集約することにより村民の声を反映した計画策定に心がけてまいったところであります。

次に、2点目の村民の声の反映についてであります、昨年7月から各行政区において地区の課題と将来像や土地利用についてワークショップ形式で協議をしていただきました。協議していただきました内容は、地域や村民の声として村復興計画の第4版に整理をさせていただき、行政区計画としてまとめております。一方、復興計画の本編につきましても村民一人一人に寄り添うという村の方針をもとに、1つに村内拠点の具体的整備計画について、2つに復興会社の実現方策について、3つに村外復興住宅整備計画について、4つに村民一人一人に対する支援について、5つ目に行行政区計画について、6つ目に国に対する政策提案及び要望についての6目について、ワークショップで出された意見や要望を反映した上でまとめております。

次に、質問の3点目の計画づくりへの村民参加についてであります、第1版から第3版の策定に当たりましても住民説明会や方部懇談会、さらには行政区懇談会などに計画

案を示した上で意見や要望の聞き取りを行い、計画に反映させているところであります。第4版では計画策定の作成段階から行政区のワークショップを主体として村民の意見集約に努め、村民の声を反映した計画策定に心がけてまいりました。第4版の策定に当たりましては、これまで村主催のワークショップを3回、中間報告会を2回実施しており、延べ722人に参加をいただいております。このほか、各行政区においても独自にワークショップを開催していただいておりますので、延べ1,500人以上の方々にこの計画にかかわっていただいているものと考えております。このワークショップ等で出された意見を集約し、復興計画に盛り込み、今後4月から行政区ごとに復興計画第4版案の説明会を開催を予定しておりますので、その中でさらに多くの意見をお寄せいただき村復興につなげてまいりたいと考えております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） まず村民の健康について伺いますけれども、答弁の中でタブレットを持つような村民への周知や報告だといいますけれども、現在におけるタブレットの使用状況、さらには行政として文書発送できない世帯や人数は実態としてあるのかどうか、まず伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） タブレットの利用状況でありますけれども、2,400台ほどタブレットを配布させていただいておりますけれども、ご承知のとおり、タブレットにつきましては6つの窓がありまして、それぞれ村の情報についてリアルタイムで情報を発信するようにしております。その中でも利用状況でありますけれども、700から800件につきまして1日電源を入れたり切ったりしている状況でありますと、30%以上の利用があるのかなというふうに考えております。これからも使いやすいように、見やすいように努力をしてまいりたいと考えております。さらに、文書の発送でありますけれども、ご承知のとおり、避難者の住所につきましては避難後、全村挙げて、村挙げて、庁内挙げて住所の確認もしておりますので、現在のところ文書発送ができないというところはないというふうに考えております。

7番（佐藤八郎君） 今30%利用と言いましたか。そうすると期待した100からはほど遠いんですけれども、余りタブレットでの周知や村民とのつながりが薄いわけですけれども、どういうこと。

総務課長（中井田 榮君） 今ほどお答えしましたのは毎日の利用が、毎日電源を入れたり切ったりするのが700から800件ということで30でありますけれども、総体的には半分以上は使っているものだと。視聴率を考えますと30というのは大分プロの業者から見れば30%以上使っているというのは利用率は高いほうですよというふうなお話をいただいておりますので、村としてはまあまあの使い方をしているのではないかというふうに考えております。

7番（佐藤八郎君） 課長は進めた側は何言っても構わないんですけども、村としてはできるだけ100%に近い利用があって十分な活用できるからタブレット普及したんですから、目標として業者が30%なら高い利用率だなんていうのは勝手です、そんなのは。村民にとって行政とのつながりがこれでどうなのかが一番問われるところで、村民のためになっているかどうかですから毎日が見る方が30%。時々でも見る方は20%プラスというこ

とで半分ということありますけれども、半分の方が村のこういう健康も含めてタブレットによる周知はないというふうに理解していいんですか。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、100%に向けて村としては今後とも利用を図つてまいりたいと思っていますし、タブレット、なかなか利用できない方もご承知のとおりお知らせ版、あとさらには広報等で詳しく文字でお伝え申していますし、これからもなるべく見ていただくようにＩＣＴの要員も8人ほど配置をしながら進めておりますので、今後とも佐藤議員おただしのとおり100%に近づくような形でなるべく使いやすいようにしてまいりたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） 福島市に半分の避難している村民がおられるということで、それ以上の部分ですけれども、特に県外ですけれども、これについては前の段階では1年、2年の中ではなかなか同じような形でやれなかった。だんだん3年目ということで、やがて4年目に入っていくわけですけれども、そういう中ではもうほとんど公正公平にいろいろ連絡なり検診なり、そういうものは受けられるようになっている実態なのか、もう一度伺います。

健康福祉課長（藤井一彦君） 先ほども村長の答弁でもございましたとおり、検診につきましては結核予防会のほうにお願いをいたしまして、現在村外にいる対象者は16歳以上でやっておりませんので353人ということですが、そこに通知を出しております。今利用できる医療機関は1,270ほどありますし、その医療機関のご案内などもさせていただいて近くの医療機関でなるべく受けてくださいということでご案内をさせていただいているところでございます。また、予防接種などにつきましても、これは法定接種といって法律で決められているものの接種については特措法の関係で避難先の市町村で受けることができるということで、そちらで受けていただいている方も多いかなと思いますが、これはちょっとうちのほうには数字が上がってきませんのでちょっと実態はわからない状況ですが、それ以外の例えばインフルエンザなどで補助がないものについても、村でやっているものについてはそちらの医療機関で、避難先の医療機関で受けていただいたものをその領収証などをうちのほうに送っていただいてお金を払うとか、そういうことで予防接種なども受けていただいております。そういったことで、なるべくどこに避難されていてもなるべく健康を守れるような形で努力はしておりますが、どうしても遠い方のところは訪問に行くということまではなかなかできませんので、それについては今後の課題かなというふうに思っております。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 村民の症状把握や聞き取り、検査通院治療、実態を見る中で県立医大のアンケートというか調査の回収率も悪い。そういう中での報告の実態、さらには通院なり入院の状況、介護認定状況は事故前と現在ではどういうふうに変化したり、主にストレスやらコミュニティーの不足やら、ひとり暮らしになったり老人世帯となったりといういろいろな原因はあると思いますけれども、村民の体の症状はどのように変化したというふうに捉えておられますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） おただしの村民の健康の状況の把握でございますけれども、まず1つは検診をやってそれによってその状態を見るということをやっております。医大

のアンケートなどもデータいただけるものについては参考にさせていただいて、特に最近力を入れておりますのは心の健康のアンケートなども医大のほうで取り組んでおりまして、そういった方々、ちょっと心配な方はこういう方だよというデータをいただいて、そういう方については村のほうで訪問をさせていただいているということもやっているところでございます。

それから、あと入院通院の状況などにつきましても、訪問する中でお一人お一人確認をしながら状況把握をしてやっている。残念ながら医者に通えないというような方につきましては、地域の情報なども情報提供させていただいたりして、ここにお医者さんあるからいったらどうでしょうかというようなことでやっているところであります。

それから、あと介護のほうもこれも人数やお金、保険料などもそれに係る経費も加算でできているという状況もございます。こちらのほうもできる限りやれるように地域包括等が中心となって今取り組んでいるところでございますし、大切なのは介護にいかないようにするかということで、今その要精査になった方に電話を毎日のようにかけて、ちゃんと病院に行っていない方は行ってくださいということで対応させていただいているところでございます。ストレスの問題につきましても、これも非常にあるかというふうに思いますので、今幸せカフェなどというのも始めて住民の方たちが近くの場所に集まってみんなで話し合いができたり、それから健康の状況を把握したり、それから村でやっていた行事などができるような場も来年度はつくっていきたいなというふうに思っております。そんな中でコミュニティーの不足なども補っていけばいいなというふうに考えているところでございます。以上です。

7番（佐藤八郎君） 健康福祉課でやる仕事はそういうことで当たり前の話ですけれども、それが仕事ですからそれやらなければ何やってるんだとなりますから。私が聞いているのは、医大からの報告は何パーセントあったのか。入院、通院、入院の指示は介護認定の状況は事故前と現在の中ではどのぐらいの数字変化があって、村民の体はこういうふうに症状がなってきているんだというふうにあなたたち仕事を第一線でしている方々が、症状きちんと把握して毎日仕事やっているのかどうかも含め確認するために体の症状の推移を聞いているわけです。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず入院通院につきましては、これについては医大でやっているアンケートの中にそういった調査項目ございませんで、この辺はうちのほうで日々のやっている訪問の中でお一人お一人の状況を確認をしているということでございます。ただ、これ済みません、統計をきちんととっておりませんで、何人中何人が通院しているかとか入院しているかというのを、常時数は変わってまいりますので、ちゃんとした統計はとっていないというところが現状でございます。それから介護認定の関係でございますけれども、平成22年から25年、この3年間では大体1.5倍ほど要介護、要支援の方がふえているという状況でございます。平成22年10月末現在では要支援、要介護含めまして339人いらっしゃったんですけども、今年の1月末では504人ということになっておりまして、これも大変ふえている状況でございます。この要支援とか要介護にならないように少しでも努力をしていく、それからなった方についても避難生活の中で大変な

わけでありますけれども、できる限りのサービスをやっていきたいというふうに考えて
いるところであります。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 健康問題は、私たちが引き起こしたことで健康を害しているわけではない部分が圧倒的に多いわけですから、原発事故という中での因果関係があつてのことなので恒久的な要求は村民の代表として求めていくべきだと思うんですけれども、どのように考えられているのか。

村長（菅野典雄君） 放射能の被害に遭ってしまいました。避難も若干おくれましたわけでありますから、まさに村民の健康を守っていく、あるいは子供たちの健康を守っていくというのはこれからこの村の大きな命題でございます。全員が村に戻ればまたこれはいろいろな対応ができるだろうというふうには思うんですが、これから先わかりませんけれども、それぞれのところで生活する方もいるわけであります。そこをどうするかというところがありますので、連絡網といいますかその所在などをしっかりとしながらしっかりと健康を守っていく。ただし、これは我々が望んでやったわけでも全くございません。言われるとおりでございますので、少なくとも国県にしっかりと長期にわたってその対応をしていただく。それに我々がどれだけ村民に寄り添っていくかというところがこれからこの課題だとこのように思っておりますので、またいろいろご指導いただきながらしっかりとやていきたいというふうに思っております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 今年も保険証が来るのが、発送がおくれたのか国の1年延長の発表がおくれたのか、村民の方から大分問い合わせがあって、来年は医療費は有償になるのかという話ありましたけれども、国の発表がおくれたという話で発送がおくれたとなっているみたいですけれども、そのように1年ごとに不安を抱かせたり、それでなくても毎日毎日こういう人生で村民は苦しんでいる中で、そういう不安もまたプラスするような1年ごとの話ではなく、きちんと事故前の至るまでの医療費補償させるとか法整備させるとか、そういう恒久的な要求をきちんと被害者村民の代表たる村長がやるべきではないのかと私は考えているし、そういう要求が多いわけですけれども、それにどう応えるんですかということを聞いているんですけれども。

村長（菅野典雄君） ですから、我々はその都度我々の大変なところにあって毎年毎年、先の不安と闘いながらいっているわけでありますから、できるだけ長期の対応をという話はしているところですけれども、いかんせん、災害救助法という法律の中で全てが事業が展開されたり予算がされたりしているものですから、なかなか思うにいかないところもありますが、だからといってそれでいいというものでは全くないということで、災害救助法とは全く関係なくある程度の長期の考え方を出していただければと、こういうふうに言っています。要望もしています。それ以上何とも、これは相手がある話でありますからできるだけ被災の市町村全体で、あるいは県とという話になるしかないのかなという気がしますが、それは県も間違いなく出していますので、それでもなかなか法なり決まりの中で我々の意に沿っていないというところであります。

何せ、弁解的になりましたけれども、これからも今言われたことはまさにそのとおりでありますので、できるだけ沿うようにこれからもしっかりと国ほうに言っていきたい

というふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） 完全賠償に移りますけれども、よく村民に差がある。少ない差にしたい。こうよく言われるんですけれども、実態としてどのように差があつたり、その差がなくなるように具体的にどんなことをしているのかというのが村民には見えないんですけれども、その辺はどういうふうに整理されてどういう要求活動なりをしておられるのか伺います。

村長（菅野典雄君） 去年の7月17日、おととしですね、区域の見直しということ、これが我々復興に向けてかなりの前進になる施策だろうなというふうに思ってきました。一方で確かにそれによっていろいろな施策が講じられたり、今二十七、八の事業所が村の中で展開されたりというふうにあるんですが、一方では賠償との絡みが全て絡んできたということあります。一番当初もこの3つの区分けは我々が仕方がないなという納得できるのは100・90・80ぐらいではないか。そこが我々がわかったと言える話ではないですかという話をずっとしてきました。残念ながら100・50という数字になっているわけあります。それだけならいざ知らず、今度はその後次々と出てくる数字はまさに我々の地区により、あるいはいろいろな条件によりどんどんその差が広がるというような施策が賠償がどんどんと出ているわけでありまして、その都度その都度かなり激しい言葉で我々は相手に話をしているところですが、残念ながら実現できたのもありますし、実現できないところもあるということあります。例えば今度田んぼ、畑、どういう賠償がありましたけれども、これは牧草地が畑で賠償ということになつておりますので、かなり飯館村にとっては村民のためになつたのではないかという気はします。ただ、そういうところではできますが、この区域の見直しに対する国なり東電なりの出てくる施策は何ともこちらでは仕方がないといいますか、ただいかがなものかという話は実はきのうも1時間半、かなりけんか仕掛けでやつております。どれだけこれからそれが変わるとわかりませんけれども、少なくとも同じように線量の高い低いというのは全く我々には関係なく全員避難させられているわけでありますから、そこを少しでも縮めるように我々はこれからも努力をしていきたいというふうに思つておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思つております。

7番（佐藤八郎君） 大分村民の個々によつても請求の時期によつてもかなり1年目、2年目とずっと差が出てきている。小さな個々のことかもしれませんけれども、そういうことが一人一人の不満とかストレスになっていく部分も大きい。そういうことをきちんと、いつまでにはこういうものが請求できて、そういうものがちゃんと支払われているんだという部分を行政として賠償に向けて本気になって取り組んでこない結果、そういう実態が多く出されて、最初はこちらに来て車やタイヤやカーナビやら、いろいろなうちから持つてこないでこちらで生活必要なもの全て認められてきたわけだったのが、いつからかどんな賠償においての根拠が変わったのか知りませんけれども、そういうものは該当にならなくなつてきていた。そういうものは数々ある。そういう点での整理はどういうふうにされたり、そういうものがしばらくなつた支払わなくてよくとなつたよいとなつた根拠というのは何かあるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） まず1つ、賠償について国に真剣に向き合ってこなかった、弱腰だったというお話は、私たちは人それぞれとり方がありますからそれについて言うつもりはございませんが、精いっぱい村民の立場でやってきたということだけはお伝えをさせていただきたいというふうに思っています。

それで、それをどういうふうに住民に知らせていくかということ、わかる範囲では知らせていきたいというふうに思っています。例えば今田んぼ、畑の話もそれぞれ説明会を開いているというところでありますし、これまでにもそれはいろいろ座談会、あるいは各行政区の集まり、その他でお話はしてきているつもりであります。ただ、一般的な話とか全体的な話はできるんですが、個々の問題に入りますとみんなそれぞれ個人に賠償で窓口に行きますと、私のときはこうだったけれども違う人が行ったらこうだったというのはなかなか私たちのほうに情報として入ってこないものですから、入ってきた段階で常にこちらのほうからおかしいんじゃないですかという話はして改善をし、あるいは改善にならないものは何とも仕方がないんですけども、やっているつもりであります。これからもそこは今おっしゃるとおり非常に重要な問題だというふうに思っていますから、できる限り皆さん方に今こういう状況だという話はお伝えをしていきたいと思いますし、お伝えはしているんですが、その辺が見ていない、あるいは見逃してしまったというところがある、そこをどう我々がわかるようにするかというのも私たちに与えられた課題だと、このように思っていますので、これからも努力をしていきたいというふうに思っています。

7番（佐藤八郎君） 行政ですからごみの分別ではないですけれども、どういうものは何曜日に出すとか、こういうものは区分けしてこういうふうに出すとか、あのぐらいきちんとお知らせできるんですから、個々に一人一人聞いて何人の方が車の支払い受けたとかカーナビの支払い受けたとか統計を示せと私言っているのではなく、そういうものがきっと支払われてきているんだということをずっと私ずっと言い続けていますけれども、具体的に示してやらないとなかなか請求書そのもの、最初はこんなどさっと来て誰も書けないような請求だんだん薄くなってきて、だんだん今度相談所もふえてきてという変化はしますけれども、行政ですからごみの分別はお知らせあれほどできるんですから、それもカラーで営利ができるんですから大切なことなんですよ、損害賠償という加害者なんですよ、向こうは。加害者に対して私に村民の代表として代理して被害者のために損害賠償してやるという支援は、行政として当たり前の仕事ではないんですか。なぜそういうことをきちんとやらないので私は非常にずっと不満に思っているんですけどもこれからもそうですけれどもどういうふうにやっていくつもりですか。

村長（菅野典雄君） ちょっと今の言い方、ご理解いただけなかつたのかなというふうに思いますが、正直申し上げて担当によっても違うし、ばらばらなところがありますし、住民があるところに行けばそうでないこうでないというのは、残念ながら村のほうに情報は全体としてのは全部出していますけれども、個々にある人はもらった、ある人はもらわないという情報はなかなかわからないものですから、これでこの人は言わなくてもこれはもらえますよという話はなかなか出せないときもあるという話でございますので。た

だ、それでいいというものではないというふうには十分わかっていますから、今後も引き続きしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

7番（佐藤八郎君） 完全賠償、村民が納得できる賠償をいかに求めるかというのが村民の精神的なものも含めて非常に大切となっています。特にこれから4年目、5年目中で重要な最大の課題でないかと言われるぐらいに、完全賠償を求める課題でそのことを行政執行筆頭者として納得できる賠償をどのように捉えて進めようとしているのか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話ししましたように、全く當々と私たちは飯館村でやっていた生活が根こそぎ崩されたというわけでありますから、それに対する賠償を徹底的に求めていくというのは当然のことでありますし、今までやってきましたし、これからもやっていくつもりであります。ただ、どんどんと人間の和、それぞれ村に戻るにしろ、あるいは戻らないにしろ、いつまでも賠償という中で生活していくわけにはいきませんので、賠償とあわせて生活支援、生活再建という制度をつくってもらうその努力をしていかないと、あるいは国に求めていかないと私はいけないのではないかというふうに思っています。ですから、その両面をこれからも声を大にして要求をしていきたいとこのように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） 村民に非がなくて我々村民人生がこういう避難人生的なものになっておりますけれども、村民の被害というか損害要求をまとめていった場合、どのようなことが村全体の総額ではどういうふうにまとめて考えを持っておられるんですか。

副村長（門馬伸市君） 多分浪江のような形の請求のことを指摘されているのかなというふうに思いますが、以前も質問があつたときに村が村民を代表して賠償請求、ADR等に申し立てをするという考えは今のところは持っておりますんというお答えをしたと思いますが、浪江以外のところの被災自治体を見ましても、全員の被災民の全体としての請求というのはいろいろ問題があつて、それは自治体の代表として請求すべきではないんじゃないのというのが一般論としてあるようあります。村も、前にもお答えしましたように、村民の代表として全体の請求をしていくということは今のところ考えておりませんが、できるだけ村民の今ご指摘のあったような完全賠償に対する請求、その辺のところは指導をしながら、あるいは相談に乗りながら請求に当たっての村としての責任はその辺にあるのかなと。全体として請求をしていく、訴えていくということは今のところ難しいというふうに考えております。

7番（佐藤八郎君） それは前にも聞いておりまして、浪江のやっていることは福島の恥だという答弁もいただいておりますけれども、今のこの原発事故が起きた以降、完全賠償を求めて各自治体、各団体、各業種いろいろな部分でやられている実態、行政としてつかんでいるもの全ての情報を、こういうことが実際行われている村でやるかやらないかではなく、そういう実態情報は村民にお知らせする気はありますか。

村長（菅野典雄君） 実態情報というのがどういうことがわかりませんが、何せ我々も懇談会、ほかの自治体の倍以上やっているというふうに思っていますし、その都度そういう重要な問題は包み隠さずお話をしていますし、情報網を使ってもやっています。また、当然

それ以上にいろいろな決定事項が新聞その他で出ているということになりますから、それに頼るつもりはございませんけれども、これからもしっかりと住民にありとあらゆるものをお伝えていきたいというふうに思っております。

伝え方の工夫は努力あるなというふうには思っています。工夫あるなというふうに思っています。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、同じ自治体でやっている実態の情報も村民に知らせるとということはしないということで、村民がそれは自分らで情報を集めたり知ったりする。例えば川俣町山木屋でやっている、ADRと一方で賠償と二手に分かれて80%以上の参加型でやっている完全賠償を求める運動もあるんですけども、そういう実態も村民には知らせないとということですね。知っていても。

○ 村長（菅野典雄君） なんて言えばいいんでしょうか。それぞれの自治体がやっていることはそれぞれいろいろな形で、自治体が違いますから、いろいろな条件も違いますから精いっぱいみんなやっているんだろうというふうに思います。例えば飯舘村だって個人的にはいろいろなことをやっていますから、どこでこんなことをやっています、どこでこんなことをやっていますという話を羅列をして話すということで、何か住民により今の質問の内容とすればもっと賠償をよこせという話につながるのかもしれません、それは村としてしっかりと村民を守る、賠償を求めていくというその中でやるべきものだというのが先ほど副村長の言った話だというふうに思っておりまして、それはどちらの自治体もないとあらゆる形で新聞やその他にも出ていますし、どういう状況かというのはもうそれぞれ中間貯蔵の名指しに遭っているところはまたその状況でありますし、我々は我々のところでということありますので、それを羅列するというものは今のところ考えていないということです。

○ 7番（佐藤八郎君） 基本に据えなければならないのは、私たちには非がなくてなぜこんな人生を歩んでいるかという、何回も言っていますけれども、憲法の権利全てを奪われて仮の人生を3年も送ってこれから先も見えない。今年4月から本格除染云々ありますけれども、そういうことも含めて見たときに、今の社会情勢の中であっている事実関係は確認しながら、こういう方法でやられたこともあると村民にもきちんと、どういう賠償の方法なり賠償で皆さんが思っていることなりきちんとアンケートをとつてそういう流れをつくらないではいけないというふうに私は思っていますけれども、そうは思いませんか。

○ 村長（菅野典雄君） ですから、国なり東電に対して村がやっていることは包み隠さず全て出していきたいし、出し方についてまた工夫も一考二考あるだろうということではありますが、どこでどういう話がどうなったという話は今ここで村として表に出すつもりは、村民に出すつもりは全くありません。

7番（佐藤八郎君） 除染について放射性物質除去、須蓋は特別区、二枚橋、臼石、八和木前田、外内大久保、関根松塚、これもまた前の皆さんに説明した内容でやれば、これから始まる14行政区の放射性物質除去の違いとその違った部分でその後の完全に除染するという補償を伺っておきたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいいただきましたように、二枚橋、須萱、あと臼石、これは平成24、25年で当初から除染をしてきた状況であります、関根松塚、大久保外内、前田八和木については平成25年度の途中から入っているという状況でございます。二枚橋、須萱、臼石は8割方終えているということで、平成26年度で大体終了するかなと。あと、3つの行政区についても平成26年に農地も含めて全てやるということで、その手法についてはこれまで何度も議論してきましたが、ガイドラインで定められている。それが村に合っていない部分も何度となく国に要望要求しながら何項目編成では変更してきたという状況もあります。

残ります14行政区についてもそのガイドラインがあり、あと村の要望要求も通っているという部分の項目については、同じく実施するという形でなっておりますので、最初にやったところと後からやるところの違いはないというふうに考えております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 2点目の村独自の部分で、福島再生の会というところでかなりやっている。これはどんな方法で機種はどんなものを使って、答弁によるとお知らせ版云々で知らせているのではなくタブレットということありますけれども、どこまで理解されているというふうに思っていますか。このことが。

復興対策課長（中川喜昭君） 今福島再生の会の部分のおただしであります、平成24年から空間線量、村のほうで独自で測定員をやっておりまして、20行政区の宅地、あと農地もやっておりますが、広範囲でやるべきではないかという話がありまして、福島再生の会のほうで携帯型の線量計ということでGPSつきです。何度かお話ししておりますが、それらを開発していただきまして、今それぞれの行政区のほうにそれらの測定をお願いしているという状況でございます。それらの状況を1日単位も出せるわけですが、それがタブレットで地図上に出しているということでありまして、ただ、2カ月間の平均とかそういうものを行政区ごとに見られる。あとは拡大をすればその詳細まで見られる。例えば平成25年の10月から12月までの3カ月間はどのぐらいの線量があったというのが時期的な部分で見られるという形になっております。

それで、これらをいかに村民に理解していただくかということありますが、今言ったようにタブレットという部分であればなかなか使いこなすという部分もあろうかということで、今福島再生の会、委託先とも協議をしておりますが、何かチラシとかそれぞれの行政区の小冊子的な報告もできないかなという打ち合わせもしております。そういうことで、目で見えるように、手で、目に見えるような形でも進めてまいりたいと今現在検討しているところでございます。以上であります。

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎君、残り時間3分です。

7番（佐藤八郎君） 避難指示解除報道あります、次の日は除染推進課が村に行く。次の日はほっと安心、トイレができたというふうにここ3日連続、報道番組に村長出演されていらっしゃいますけれども、復興計画の中で帰らない人のための土地や家購入に対する免除措置やいろいろな支援策、家建築のための支援策というものはどんなことが現実にされているのでしょうか。これからしようとしているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今国のほうがその辺についての施策、まだ案のようでありましてまさに成案にはなっておりませんが、出てくるようあります。したがって、今のところで村がそこにどうこうという話はまだできないし、やるべきでもないというふうに思っております。できるだけその辺を帰るにしろ帰れないにしろ、次の生活を保つためのきちんとした補償なり賠償というものを国にやっていただくということが必要だろうと思いますし、そのときにどうも今私たちの情報として入っている中を推察いたしますと、戻らないというところのほうに重きが置いて、戻るほうに重きがない。国なり東電なり、言っていることは少しでも皆さん方に大変な思いをさせてしまいました、もとに戻るようにとこういう話をしているんですが、やることはその逆になつていいかという話をしているところあります。したがって、第4版の中では今村ができる範囲での対応を幾つか案として出させていただいているということあります。これからそれをどうするかというのは、また皆さん方との相談で事業展開という形になっていくのではないかかなというふうに思っております。

議長（大谷友孝君） 持ち時間が終了いたしましたので、佐藤八郎君の質疑はこれで終わります。

1番 高野孝一君の発言を許します。

1番（高野孝一君） 平成26年第2回村議会定例会に当たり、私は2項目11点について一般質問をいたすものであります。

初めに、去る2月22日、菅野村長においては人としての生き方や社会のあり方を議論する学術研究団体社会デザイン学会主催によります第1回社会デザイン大賞を受賞されたことにつきまして、心からお祝いを申し上げます。報道によると、村民同士や自然と支え合いながら暮らすことを目指す、目標とするまでいライフの村づくりを震災後も変わらず続け、努力を重ねたことが評価されたとのことであります。

さて、東日本大震災及び原発事故からあと4日で4年目を迎えようとしております。一向に進まない除染作業、さらには帰りたくても帰れない、戻りたくても戻れない生活環境の中で、けさの話にもありましたように、3名の方々が亡くなられたようあります。亡くなれていく住民の皆様、遺族、親族のお気持ちを察するとき、胸が締めつけられるような思いを感じるものであります。そして、避難から3回目の冬を迎えた中、去る2月第2週、第3週の週末における日は記録的な大雪となり、県内外においてもとうとい生命や貴重な財産が失われるなど大きな被害を受けました。当村においても昭和55年以来、三十数年ぶりの記録的な大雪は大きな被害、大きな痕跡を残しました。私は今回の大雪については村長はじめ職員の皆様、業者の皆様が一生懸命それぞれ対応されたことと思っております。

このような中、2月16日、松川第一仮設住宅に住んでいる村民の皆様が、雪で多くの車が立ち往生した福島市の国道4号線においておにぎりを炊き出し、飲まず食わずのドライバーの皆様に次々に差し入れをしたとの報道に心温まるものを覚えました。さらに、去る2月21日開催の議会全員協議会の中で村内除雪の状況報告を受け、今回の大雪がいかに大変であったか認識をしておりますが、7点について確認をしたいと思います。

第1点目、2月第2週の週末、2月8日から9日に降った雪については特に大きな課題はなかったものと考えております。しかしながら、第3週の週末、2月15日から16日に降った雪に対する体制はどのような状況であったのか。次の点についてお伺いいたします。

1つ、積雪量の把握はどのようにして行っていたのでしょうか。2つ、担当する職員の初動態勢及び災害対策本部の設置についてはどのように行ったのでしょうか。3つ、全村避難後における除雪作業の実施要領はどのようになっていたのでしょうか。4つ、除雪作業の路線の優先順位をどのように設定しているのでしょうか。5つ、業者との委託契約数と重機の台数についてはどのように確保していたのでしょうか。

第2点目、第2週末の除雪の対応については業者の数及び従事した人数と除雪機等の延べ台数等についてお伺いいたします。

第3点目、第3週末の対応については、前回の積雪に加え湿った重い大雪の闘いがいかに大変であったのかを認識しております。積雪量がどのくらいあったのかについては、3月5日の提案理由により了解いたしました。さらに、除雪の状況を時系列にと通告しておりましたが、概要で結構でありますので、業者の数、人員、重機の状況等についてお伺いいたします。

第4点目、今回の除雪費用は専決処分により1億円を予算化しましたが、どのくらいの費用を要したのか、概算で結構でありますので第2週と第3週の別に分けてそれぞれの費用をお伺いいたします。

第5点目、住宅、作業場を初め鉄骨づくりハウスやビニールハウスの倒壊は現時点でも多くの被害が認められます。村として今回の具体的な被害状況をいつまでに取りまとめようとしているのでしょうか。また、被害状況によっては復旧に当たっての対策をどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

第6点目、全村避難している状況の中にあっての今回の被害は、今までのように村内において生活していたならばこのような大きな被害が発生しなかったものと推察するものであります。よって、今回の被害による損害に対し、住民の負担軽減を図るため村としても東京電力株式会社へ損害を請求できるよう対応すべきものと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

第7点目、県道12号線原町川俣線の除雪態勢については、当村が管轄する区間においては常々大変良好であると感じております。今回の大雪は多くの自治体で交通網の寸断が解消し切れず、物資の輸送が滞る事態が生じ、食料品などの生活必需品や一部ガソリンの給油制限を行ったとの報道もあります。八木沢峠においては2月15日から5日間の通行止め、そして通称ホッツアカと呼ばれる川俣町飯坂地内の上下線での渋滞が発生しました。そのため、職員の通勤に多くの時間を要したり、村内のある事業所においては数日間家に帰れない状況が生じました。しっかりと県との対応を行い、除雪のおくれによる物流の寸断や住民の生活への影響を回避することが今後求められるものと考えております。これらを解消するため、県及び当該市町との協議を行い、当村のような速やかな除雪態勢を構築すべきであると考えるが、ご所見をお伺いいたします。

○ 次に、第2項目につきましては新聞報道の中で職員不足の記事が掲載されておりましたので、村に勤務する職員の勤務状況等について4点お伺いいたします。

○ 第1点目、当村においてもかつては定員適正化計画により職員の削減に取り組んできたことは承知をいたしております。一方で、臨時職員、嘱託職員が増加している傾向にあるのではないかと思っています。正規の職員の削減を進め、多様な任用、雇用形態を組み合わせて効率的な事務執行体制を維持していくことは時代の要請であります。一方で、年齢構造がいびつになることにより技術の伝承や行政の継続性が困難になることも危惧されます。人員不足により行政サービスの低下があつてはならないと考えます。平成26年1月1日現在における村に勤務する正規職員及び臨時職員、嘱託職員を含めての人数と派遣職員の状況についてお伺いいたします。

○ 第2点目、原発事故以降、避難を余儀なくされ、県内各地の借り上げ住宅から通勤している職員や、また家族がばらばらとなり単身赴任で生活している職員、さらには南相馬市等に居住する職員にあっては通勤時間が長くなってしまったなど、職員にあっても大変苦労しながらそれぞれの立場でそれぞれの部署で頑張っているものと認識しております。したがって、避難後における職員の居住地についてどのようにになっているのか、市町村別に人数をお伺いいたします。また、通勤時間が長くなるのに伴い通勤災害の防止、日ごろの交通事故防止対策をどのように行っているのかお伺いいたします。

○ 第3点目、他の市町村においても認められる状況でありますが、原発事故以降、早期退職者の増加が見受けられます。当村における平成23年度から3年間、25年度は見込みで結構です。早期退職者の人数と主なる理由について、また昭和28年4月2日以降に生まれた職員の退職にあっては年金の受給時期が段階的におくれることに伴い、村職員の再任用の考え方についてお伺いいたします。

○ 第4点目、当村も復興事業の本格化で仕事量がふえ、全国の自治体から応援派遣や任期つきの職員の皆様が村の復興のため応援を賜り、厚く御礼を申し上げます。このような状況の中、去る12月14日の新聞報道に、当村は震災関連職員の要望人数について14名を要望したが、決定数はゼロという内容でありましたので、少しなりとも心配をしたところであります。当村においてはどのような職種をどのような基準に基づき要望したのか。決定した人数はなぜゼロであるのか、お伺いいたします。ちなみに、県内24市町村で要望総数303人に対して決定数132人となっており、充足率は43.6%であります。いわき市が充足率94.1%で一番高く、相馬地方においては相馬市が51.6%、新地町47.1%、南相馬市28.6%となっております。記事の割には市町村間でばらつきがあるようになりますが、水面下で調整が進んでいるところもあり、3月になればある程度の確保状況が見えてくるとのコメントがありましたので、その後の変更はあったものと推察しております。

以上、2項目11点についてお伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） 1番 高野孝一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、大雪の件であります。7点ありますが、5、6、7について私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、村内の住宅や農業用施設等の被害状況でございますが、一部除雪業務に従事した

職員が把握しているものもありますし、先日防犯パトロール隊にお願いをしたところ、約200ぐらいあると、そんな情報が入ってきております。村内、まだ積雪が深く直ちに調査を行う状況ではございません。つまり、道路は何とか行けるんですが、そこから各家庭に入っていくというところが思うに任せない。むしろ、壊れているところは昇口が除雪されていないところが意外と壊れているところが多いとこのような状況でございますので、もうちょっと時間がかかるのではないかという気がします。できるだけ早い時期に積雪の状況などを見て、速やかに被害状況の調査にやっていきたい。そして、具体的な支援策を検討してまいりたいというふうに思っております。

次に復旧対策に導入できる補助事業なども国県に要望していくわけであります、議員おっしゃるとおり、我々が住んでいればそれなりに壊れなかつた可能性もあるわけであります。いないために被害に遭ったというのもかなりある、場合によっては全部なのかもしれません。したがって、その賠償元は東電に対してではないかとこのように思っておりますので、その旨、東京電力のほうには、担当のほうには伝えているところでありますし、これから賠償が決まり次第、災害がはっきりわかり次第、一つ一つその辺をもしっかりと協議の場を設けていきたいとこのように思っております。村としては避難中の村民の負担をできるだけ軽減できるような方策をこれからも検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

7点目でありますが、積雪時の県道原町川俣線についてご心配をいただきました。県道原町川俣線の除雪態勢については、県が除雪委託業者を決めて除雪や凍結防止管理をしているところでございます。今回のこの降雪時にも県が委託業者に2月14日の夕方に準備態勢を指示したということではあります、何せ、吹雪状態の雪ということもありますて、さらに1週間前の2月8日の掃き残しも残っているということから全く除雪が進まず、その間に八木沢峠では大型車両が立ち往生して対面通行ができなくなって、2月15日午前9時15分に通行止めということになった次第でございます。県は県道原町川俣線を中通りと浜通りを結ぶ重要路線に位置づけしているというのはもうご存じのとおりでございまして、2月16日から本格的に八木沢峠の雪の搬出による除雪を開始いたしました。2月17日には会津地区からロータリー除雪車を導入いたしまして、2月19日午後5時に通行止めが解除したところでございます。

現在の気候は、ゲリラ豪雨であったり一地点での長雨だったり、そういう非常に異常気象があちこちで頻繁に見られます。今回の降雪もその一つではないかというふうに考えておりまして、今後も今回のような異常気象による多量の降雪が考えられますので、浜通りではありますが相双建設事務所にもロータリー除雪車を保有するなど、県に対して速やかに除雪態勢の構築を図るよう求めてまいりたいと、このように考えているところであります。

他のご質問は、副村長以下、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 噫飯のため、休憩します。再開は1時10分といたします。

(午前 11時55分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

(午後 1時10分)

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、質問の1の2月第2週及び第3週の週末における大雪の対応についての1から4の4点について、関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

まず1点目の除雪態勢はどのような状況であったかについてでございますが、まず積雪量の把握であります。積雪量も測定は役場敷地内において数カ所で測定し、その平均値をとり、村としての積雪量としております。次に職員の初動態勢及び災害対策本部の設置についてでありますが、職員の初動態勢としましては担当者が天気予報、村内のライブカメラなどで降雪情報の収集や道路パトロールによる積雪量の確認、県道の除雪業者情報を収支した上で除雪委託業者に除雪命令の指示を行っております。2月8日からの対応では午前11時ごろから降雪となり、道路パトロールを実施しながら除雪出動基準の15センチメートルを超える状況になったことから、午後から1次路線の除雪を委託業者に指示をいたしました。また、2月15日からの対応は天気予報の情報を得ながら2月14日の夕方、委託業者に除雪体制の準備の指示をし、2月15日の朝午前7時に除雪出動基準の15センチメートルを超えたことから1次路線の除雪を委託業者に指示をいたしました。

災害対策本部の設置であります。2月15日午前10時に大雪の恐れがあることから村長の発令により飯野出張所に災害対策本部を設置されました。次に避難後の除雪実施要領であります。避難後も飯館ホーム職員や操業継続事業所従業員、見守り隊活動、村民の一時出入りの交通確保のため、原則として除雪出動基準積雪を15センチメートル以上と定め、これ以上になった場合に1次路線及び2次路線の除雪を実施することにしております。また、実施時間であります。除雪業者作業員の放射能線量管理のため原則として午前7時から午後5時までとし、作業員の安全確保等に努めております。

除雪作業の優先順位については、1級村道及び国県道を結ぶ路線については1次路線とし、地域内の生活道路として必要と認めた路線については2次路線と選定しながら除雪を行っております。業者との委託契約であります。7業者と委託契約を結んでおり、役場でリース等により準備する5台の除雪車を含め合計20台の除雪車で除雪作業を行う体制を整え除雪を実施することになっております。これらの除雪実施内容、路線の優先順位などは避難前と同じく11月中に除雪実施要領を定め、除雪委託業者7社と契約をしているところであります。

次に2点目の2月第2週末の除雪の対応についてお答えいたします。2月8日からの除雪であります。最終の積雪量は役場で60センチメートルを確認しております。おただしの業者数は村と委託をしております7業者で、18台の除雪重機で除雪を行いました。除雪期間が2月8日から13日まで実施しておりましたので、従事した従業員数、除雪重機等の延べ台数については現在とりまとめ中であり、把握できない状況であります。

ご理解をお願いいたします。

次に3点目の2月第3週末の除雪についてお答えいたします。2月15日からの降雪の最終の積雪量は役場で100センチメートルと確認しておりますが、吹雪による降雪であったため、場所によっては人の背丈を超える積雪になり、昭和55年以来の大雪となりました。除雪の概要ですが、14日の午後7時ごろから降り始め、前回の積雪もあることから委託業者に15日の午前7時に除雪を指示し、各業者は1次路線から除雪をしましたが、午前8時には30センチメートル、お昼には70センチメートルの積雪を確認しました。吹雪による降雪のため、除雪しても吹きだまり等ができるなど作業効果が得られないことから、午後3時に村道割り当て業者に対して飯館ホーム職員及び見守り隊員の交通確保のため、役場を起点とした草野方面及び白石方面の村道を集中的に除雪するよう指示変更をし、通行の確保に努めたところあります。一方では翌日からの除雪に対応するため、委託業者に保有以外の重機リースの要請をし、村内で重機を保有している業者や村内で工事をしている業者にも重機とオペレーターの応援要請を行いながら重機の確保の準備をしたところあります。

16日からは稼働できる重機をグループ化し、介護等で居住していた方などの救急態勢確保や国県道、村道を問わず村内主要道路を優先路線としながら除雪作業に当りました。雪積が深く、重い雪質であったため、除雪の進行がはかどらない状況でしたが、28日まで14日間かけて村内一円の村道について最低限の交通確保に向けて除雪対応をしてまいりました。なお、最終的に除雪に使用した重機台数ですが、委託業者7社で27台、応援業者5社で43台の計70台を使用いたしました。

次に4点目の除雪に要した費用ですが、現在とりまとめ中であり、現段階では費用について把握できない状況でありますので、ご理解をいただきたいと考えております。以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、2点目の村に勤務する職員等の勤務状況についてのご質問にお答えをいたします。

まず1月1日現在における村の職員の人数でございますが、特別職が3人、一般職が67人、任期付き職員が1人、嘱託職員が4人、臨時職員が68人、さらにその他見守り隊に勤務する臨時職員が321人でございます。このほか、他の市町村等からの派遣職員につきましては国からが4人、県から2人、他の自治体から2人、復興庁の臨時職員が4人、民間等からが2人の合わせまして14人の方々に応援をいただいているところでございます。

次に、2点目の職員の居住地についてでありますが、集計データのある正規職員と任期付き職員及び嘱託職員を合わせた75人のうち、避難している職員が56人、原発事故前と同じ住居に居住している職員等が19人でございます。現在の居住地の内訳は福島市が57人、川俣町が6人、伊達市が4人、南相馬市が3人、そのほか二本松市、相馬市、本宮市、国見町、桑折町が各1人ずつでございます。通勤時の交通事故対策につきましては、基本的には通勤時の安全については職員個人で安全確保に努めるよう指導をしております。大多数の職員が通勤距離が長くなっている状況ですので、今後さらに安全運転等に

努めるよう喚起をしてまいりたいと考えております。

副村長（門馬伸市君） 私からは2の3と2の4についてお答えをさせていただきます。まず2の3の早期退職者の推移であります。原発事故以降の早期退職者の推移についてですが、平成23年度末が3人、24年度末4人、25年度末、今年の予定であります、3月までの予定でありますが、1人であります。早期退職の理由につきましては、本人のプライバシーの問題もありますが子供の教育、その他個人の都合によるものであります。うち、約半数になりますが、原発事故に起因するものではないかこういうことであります。本人に直接聞き取り調査をしておりませんが、推定で半数ぐらいではないかということです。退職者の再任用につきましては、制度上は既に整備済みであります、年金への接続等の観点から、また退職者本人の希望、職員の定数管理計画等などなどを総合的に勘案しまして、今後効率的な運用に努めてまいりたいとこんなふうに思っております。

次に2の4の応援派遣職員の新聞記事の件であります。平成26年度において、村では総務省のスキーム等を活用し13人の応援を要望しているところであります。新聞報道に14人となるのは、村採用の任期付き職員1人を合わせた人数となっております。要望した職種の内訳ですが、一般職8人、看護師2人、保健師1人、栄養士1人、建築1人の合わせて13人であります。新聞報道で派遣決定者数がゼロであったことについては、1月末時点の調査の段階では国や市町村間で調整中でありましたので、正式決定となつていなかつたことによるものであります。なお、今後独自ルート等も活用し、派遣職員の要請等については鋭意調整してまいりますが、年度当初の派遣の見込みとしましては一般職8人、保健師1人、栄養士1人程度は確保できるのではないかとこんなふうに考えているところであります。以上であります。

1番（高野孝一君） 再質問をいたします。

ただいま除雪に関して答弁いただきましたが、いかに大変だったかわかりました。のような大雪も3月に入っての気温の上昇に伴い、そして3月5日の雨によって予想以上の早さで雪解けが進んでおります。初めに、仮設住宅に住んでいる住民の皆様から除雪の要望が相次いだと聞き及んでおります。松川第1、第2仮設住宅初め9カ所の仮設住宅の除雪に関してどのような対策、あるいは対応になっているのかお伺いいたします。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいま質問ありました仮設住宅の除雪の件に関してでございますが、ただいま村で管理しておる仮設住宅については9カ所ほどあります、2月15日の大雪の折には4カ所の仮設住宅のほうから除雪していただけないかというふうな話がありました。その前の2月8日、第2週目の大雪の際も同じだったんですが、そのときには各仮設住宅の自治会長からは要請はなかったんですが、基本的にはその仮設住宅のほうでお願いするということで自治会のほうにはお話をしておりましたが、さすがに第3週の大雪に関してはちょっと想定外の大雪でございまして、我々のほうも県のほうに確認してみたところ、県からの回答がありまして、現在、応急仮設住宅の除排雪につきましては、会津地方においては除排雪を実施する市町村に費用の補助を行っております。今後会津地方以外においては大雪時に応急仮設住宅を管理する市町村の要請

に基づき、県が維持管理を委託している事業者が団地内の除排雪を行えるよう検討してまいり考えでありますという答えをいただいておりますので、今後の大雪に向けてしっかりと調整をして、大雪対策に向けて万全を期してまいりたいと思います。以上でございます。

1番（高野孝一君） 1次除雪路線が56路線、総延長約104キロメートル、2次除雪路線が125路線、総延長106キロメートルとなっているようありますので、大変な総延長距離だと思っております。このような状況にあって、今回全村避難の中、避難しない世帯もありますし、実際に家に戻っている住民の皆様もおられるようありました。結果的に優先的に除雪を進めなければならない路線がある中で、在宅していた世帯をどのように把握し、除雪を行ったのかお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 全村避難という部分でありましたが、村内に在住の方もおられるということで、避難者という部分で健康福祉課のほうで常日ごろお声がけをしておる情報もいただき、または当日雪でパイプハウスが壊れるとか、あとはペットの餌をたまたま与えに行ったそのときに雪が降ってしまって帰れなくなつたという方々がおりました。そういう方々につきましては、先ほどの健康福祉課の情報、あとは本人、あとは家族の方から情報をいただきまして人数等を把握したところでございます。今回の除雪で対応しました件数ですが、世帯では34世帯、人数では49人ほどが村のほうで把握している部分でございます。この方々の避難先への戻れるような足の確保という部分を優先にしなければということで、村道等の優先路線のほかにこの方々の路線も除雪に入れて早期に戻れるような状況にしてきましたという部分でございます。ただ、即座に除雪という部分にもいきませんでしたので、総務課、健康福祉課、復興対策課職員でそれぞれのお宅に食料の状況とか電気、灯油の状況なども聞き取りをしながら、あとは除雪の情報を入れて安心をしてもらうというような対策をとってきたところでございます。以上であります。

1番（高野孝一君） 今回の大雪は地域の皆様や村に勤務する業者の皆様のボランティア活動による除雪も多くあったというふうに認識しております。原発事故以前については、2次除雪路線の中で当該地区に住んでいる世帯のトラクターや重機を除雪に委託していた。行政区対応をお願いしている部分が、避難後においてはなくなったというようなことであります。今後、そして帰村に向けては行政区対応を検討すべきであろうというふうに考えますが、お伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの部分で、行政区のほうの除雪ということであります。が、今回の大雪の中でなかなか除雪がはかどらないという状況の中で、今おただしでありますように八和木地区の方々とかあとは八木沢のほうの養豚場の経営者の方々、それぞれ早い時期に独自で除雪をしていただいたというのがあります。村としてははかどらない状況の中で、ボランティア的な部分で動いていたということに対する感謝を申し上げるところでございます。おただしの行政区での除雪作業でございますが、避難前に行行政区に対して委託事業ということで2次路線を中心に行行政区と村が契約をしてお願いしておりました。平成22年には10行政区で55路線、約37キロメートルを委託し

ていたという状況でございます。地元路線ということでのきめ細やかな除雪をしていただいたというふうに聞いております。村としましても、帰村に当たっては除雪作業行政区委託を前向きに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

1番（高野孝一君） 今回の除雪作業については、県道12号線にロータリー除雪車が導入され効果的に作業が行われたところでありますし、村内の民間業者が同じような機械を購入して除雪作業に従事したと聞き及んでおります。除雪に係る委託料につきましては稼働した重機の1時間当たりの単価、あるいは待機保証料、道路パトロール料に分かれているようですが、今回のロータリー除雪車による重機の単価というものは、当然仕事量からして業者が納得するような費用を支払うべきだというふうに思っていますが、主なる重機の単価というものはどのようにになっているのかお伺いいたします。

○
復興対策課長（中川喜昭君） 除雪重機の単価でございますが、毎年委託業者とは11月に会議をしておりまして、そのときにそれぞれ業者が保有する除雪重機の時間当たりの重機借り上げ単価を提示しながら契約をしているところでございます。この単価の積算に当たっては、その年度の県の建設土木単価を使用しまして、オペレーター代とか助手とか燃料、機械損料などを積み上げて毎年実情に合った重機借り上げ単価を算出しているところでございます。今回緊急に借り上げをしましたロータリー除雪車の単価につきましても、先ほど述べたような積算で算出をして保有業者と契約をしてお支払いをするという考え方でございます。以上であります。

1番（高野孝一君） 費用対効果という面も当然あるわけですが、村としてロータリー除雪車の保有についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○
復興対策課長（中川喜昭君） 今回村で契約しております7業者のほか、応援業者ということで村内のあらゆる重機を使いました。そういう中で村内の業者が23日のロータリー除雪車を購入したという情報を得まして、幅が2.6メートルほどあるということもありますし、村としましてはなかなかはかどらない除雪のために24日から応援の除雪をお願いしたところでございます。雪深くてという中でありますと、かなり作業効率が今回の深い雪の中では効率がよかつたという部分で、大変助かったということで考えているところでございます。そういう中で、導入のおただしでありますが、今回の大雪は三十数年ぶりということもありますし、あと通常ですと20センチメートル、30センチメートル以内の積雪ということでありまして、ロータリー除雪車がある程度、30センチメートル以上ないとほかの除雪車、ローダーとかグレーダーとかに比べれば逆に効率が悪くなるのかなという部分もあります。そういう深い雪ではかなり効果的でありますけれども、そういうところ、あとはまた維持管理であります。車検とか保険とかそういうものを考えますと簡単に購入、導入という部分は難しいのかなという部分があります。そういう意味では、今後、先ほどの答弁でもしましたように異常気象が時折あるという部分もありますので、それらの状況を見ながら慎重に検討させていただければというふうに思っております。
以上であります。

1番（高野孝一君） 国では大雪の際に放置車両を撤去できるよう、今回災害対策基本の改正を検討しているようあります。村内における放置車両についてはどのような状況であ

ったのかお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の除雪に当たりまして、2月15日からの部分であります、放置車両、3地区で3台ほどあったというふうに業者のほうから情報を得ております。その際の除雪でありますが、動かなくなつたということで運転手が機転をきかせて鍵をつけたまま放置をしていただいた車が1台がありました。これについては除雪する際に車を移動しながら除雪をし、あとはものあつた場所に戻すという対応をしたと聞いております。あと、鍵のついていない車についてはその周囲を除雪して、すぐ移動できるような形で置いたということであります。以上であります。

1番（高野孝一君） 次に、職員の勤務状況について2点ほど再質問をいたします。

現在、村においては職員が交通違反や交通事故初め飲酒運転や信用失墜行為等を起こした場合の処分の指針というものは定めてあるのでしょうか、お伺いいたします。

総務課長（中井田 築君） 懲戒処分の指針でありますけれども、特に村におきましては現在人事院の出されている懲戒処分の指針を使いながら、懲戒審査会において処分を決定しているといった状況でございます。（）

1番（高野孝一君） この庁舎における勤務は午後9時には退庁せざるを得ないということになっているようですが、それぞれの課によっては仕事量も違つてくるというふうに考えております。土日、あるいは休日における勤務の実態というのはどのようになっているのかお伺いいたします。

総務課長（中井田 築君） ご承知のとおり、全村避難で平成23年のときには職員も大分1人当たり300時間ぐらいの超過勤務、仕事をやっていたわけでありますけれども、ここに来て土日のほうも大分落ちついて、イベント等はございますけれども、そのほかの震災関係の仕事につきましては約半分ぐらいには減っているかなというような状況を捉えています。

議長（大谷友孝君） 8番 佐藤長平君の発言を許します。

8番（佐藤長平君） あの大震災から3年、そして原発事故から3年、全村避難から3年。きょう3月定例議会に当たって私にとって98回目の一般質問をするところであります。おとといの夜、この原稿を書いていろいろこの3年間を考えてみたところであります。実は私の目の前の原稿には大雪の対応について書きました。先ほど高野議員がその詳細にわたって述べられましたので、きょうは省いてこの3年を回顧したことをちょっと思い出してみたいと思うのであります。3・11大震災、私はちょうど議会の中間で税金の申告を終えた日であります。非常に揺れによってそれがどのような大震災、そして大災害になろうとは夢にも思いませんでした。原発の事故、そして県が村に設置した測定機に44.7マイクロシーベルト、私どもにとっては初めての数字でした。2日後、水が飲めなくなつて役場の皆さんのが全戸に水を配った。自主避難をしなければならないのではないかという議論も始まりました。村は県にお願いして鹿沼市等々への交渉が始まりました。自主避難を決めて対応ということで、当議会もまだ予算委員会が終わらない段階でしたが、避難させる前に4月以降の予算を議決しなければならないということで予算委員会を抜いて最終議会を開きました。執行部及び議員の皆さんとの協力によって1週間、2週

間かかる議会をたった29分で議決をしました。本当にみんなには助けられました。

そうしているところに計画避難区域の設定が言されました。私はこの計画避難を告げられた日を今でも忘ることはできません。避難となつたらみんないろいろな考え方をしました。介護者のいる家は介護施設に預けなければ避難できない。畜産をやっている農家はかわいがっていた家畜を放さなければ避難できない。いろいろな問題等々があつて5月、6月、7月、8月までかかってこの計画避難に対応したところあります。避難してみればまた、私もこの避難した9月に避難した住宅を回って歩きました。村民の皆さんこの不安、不満というものを物すごくぶつけられました。助けてくださいなんていうのはいいほうでした。私に向かって村民がやくざ言葉で言う、これには私驚きました。飯館村内でこういう言葉が横行していたのかなというふうに私はそのとき思いました。今もその話を思い出すとこの足が震えています。みんなそれだけこの狭い住宅の中で不安を抱きながら暮らしているなということがつくづく感じたわけなんあります。福島の青少年会館でも入り口である村民に言わされました。きょうは村長と議長の首をとる。どういうことなのかなと私はわかりませんでした。ただ、問題は言いたいことを言うということなんだけれども、そういう言葉で我々に対応していたんです。驚きましたね。やっと昨年自分のみずからの選挙のために仮設住宅を歩きましたけれども、あの3年前とは様相が全然変わっています。みんながそれぞれ安定をしてきたなというのを感じました。あの3年前のあの様態は何だったのか。今でも私は忘れることができません。

そんな思い出の一端でありますが述べて質問に入りますけれども、今回の除雪で最高の殊勲賞は自治体では白河市でした。70センチメートルの積雪に自治体、除雪業者、町内会、PTAを駆使して次の日の学校休校をゼロにしたんです。すばらしいですね。我々は今避難地で仮住まいの身でありますから後手後手に回った除雪の例は私はここで述べる資格はございません。ただ、このすばらしい実践例についてだけ、それから高野君も言った仮設の母ちゃん方の炊き出しの立派さ、けさの民友新聞では自治体と住民の関係、自助と共助、我々これわかりますけれども、けさの投稿ではもう一つ近助をつけなければならないなというふうに言っておりました。近助、つまり近くの人を助けるということ、松川仮設の母ちゃん方もすぐ目の前の人らを助けたということであります。

非常に大切なことであつて、これから白河市も含めますばらしい実行例については帰村してからの対策マニュアルにぜひ取り入れられなければならないなというふうに考えておりまして、それらを今感じたところであります。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、村の帰村日の設定について、避難指示解除について3点、村長に所見を求めるものであります。

1点目は先月の23日、国主導による避難指示解除の決定が田村市都路東部地区に行われました。私は夜のテレビニュースを見ながら嫌な予感を感じていました。田村市と地元住民が十分な協議を経て帰還日を決めて政府に伝えてから解除決定がされるものと私は思っていたからであります。早速、29日の毎日新聞の福島版に藤原という記者がこの23

日に行われたことを非常に詳しく書いてあります。見出しへは住民の総意釀成なく田村都路東部避難指示解除、国による分割統治を想起するとの批判的な見出しあります。内容も批判的でありますと、記事の詳細を見ると昨年10月の説明会で田村市が11月1日付で避難指示を解除したい旨を住民に提案、住民の反発に遭って一時は取り下げられた。その後、住民も国に対する要求書等々を出しまして、その国からの答弁書の説明を求めたところ、1月から市主催による地区ごとの説明会が行われ、東部地区の4カ所行われたんだそうであります。本来は1地区の1提案であった国による解除の判断という提案もあったそうですが、これが出来たことによって国は一気に避難指示の解除を告げたんだそうであります。ここで分割統治という言葉が出てまいります。

藤原記者の説明では、分割統治について古くは古代ローマ帝国が広大な地域を支配するため、地域全体の連帯を阻むため、集落や町ごとに交渉し当局に考え方が近い集落を先導させ、集落同士の対立を起こすことで制圧する手法なんだそうであります。この手法は20世紀までの植民地支配、国内でも自治体による土地の立ち退き交渉や企業の労働組合対策に使われたという手法であります。都路の場合、支配ではなく解除に向かう説得にこれが使われたのであります。問題は我が村とともに相馬地方の町村、南相馬市、川俣町、当面する避難指示解除についてこのような分割説得による統治が行われたのではありません。種々の事情が違うということでこのようなことが行われたのでは大変なので、このことに対する所見を村長に伺いたいし、またその対策についても伺っておきます。

2点目は避難指示の解除の前提となる徹底した除染について、平成26年度の住環境除染の工程表を伺うものであります。

3点目は、本議会冒頭に行われた村長の所信表明と除染対策課の条例改正案で説明された除染実行体制の強化のため、専従2課を飯館本庁に戻すとしています。戻すにしたがって除染・復興対策に関する業界団体への協力要請は行っていくのかどうか。自治体と事業所、関係団体との共助、共同関係についてこの際伺っておきます。

質問の第2は、復興計画が1版から3版、そして今度の議会に答申された第4版案までが提出されているようであります。この中で産業の育成、振興と雇用の確保について伺うものであります。村に戻る人も戻らない人も、村に自分の働き方に合った仕事場がつくられれば、仕事を求めて人は集まります。これは経済の原則であります。これらに沿った、また対策が必要であります。既存の続けていた製造事業所、新たに再開された自動車修理工場や建具屋さんなど28事業所が再開しました。ここで、村民は多様な仕事の選択を望んでいます。先般、川内村の村長さんの話が新聞に載りまして、製造業2社、3社と企業誘致が進んだんですが、どうも人が集まらない。つまり、業種が1つ、2つでは集まらないということもまた川内村でもかいま見られました。ですから、多様な仕事の選択ができるように我々は産業の育成をしなければならないということであります。

これらを見据えた新たな企業誘致は可能なのかどうか。いろいろ執行部の説明もございましたが、農業では何が可能なのか。林業ではどのようなことが可能なのか。村の外で

つくれた農産物の6次産業の可能性はあるのかどうか。こういう状況の中で観光事業の可能性はあるのかどうか。そして、広大な農用地を管理運営する農業法人の組織化など、具体的な実践計画を審議する行動する組織づくりが今必要なのではないか。これが今の飯館村の帰村に向けた準備として早速取りかからなければならない課題ではないのかといふうに私は思っておりまして、この点について村長の所見を求めます。

村長（菅野典雄君） 8番佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にありました田村市の都路地区東部の避難指示解除でございますが、田村市の当初都路地区の解除につきましては平成25年11月からの解除を目指して、国と田村市との間で調整しておったわけであるようですが、住民の反対から解除が延び、このたび26年4月1日から解除することが決定されたと聞いています。この決定については、国と田村市が協議をし決定していると考えますが、避難指示区域は田村市の一一部であり、対象となった住民からは疎外感があるものと考えているところであります。

本村の場合、全村が避難地域であるとともに3つに区分けされておりまして、より複雑でありますので、解除に当たりましては除染の進みぐあいやインフラ整備などを考慮した上で、議会初め村民各位とも協議をさせていただいて、適切に対応してまいりたいと考えておりますが、あくまでもその辺の決定といいますか、進みぐあいというものの主体は村であります。したがって、國の方針に押し切られるとか説得させられるということは今のところ全く考えておりません。しかし、全員が満足するというようなことはなかなか難しいのではないかという気がしておりますので、多くの方がよりよいところでということで決めていくということも考えなければならないのではないかというふうに思っておりますので、議会の皆様にも何分ご理解、ご支援をお願いするところでございます。

それから2点目でございます。26年度内の住環境の工程表ということであります。24年、25年で除染が終わるという話が全く実施できないということで、延長になったわけでありますが、国は4月から実施する14行政区の除染施行業者を2月21日に決定し、2月27日に契約を終えたというふうに聞いておるところでございます。現在、除染工事の年内完了に向けての工程表を除染施工業者が策定していると聞いています。村は14行政区の村民に対し、これまで住環境除染を平成26年度内に完了すると説明しておりますので、工程表作成については国と除染施工業者だけに任せ、村も工程表作成に積極的に関与して平成26年度完了を目指すよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。なお、具体的な工程表の話ではないかなと思いますが、3月17日に環境省との打ち合わせが設定されております、予定されておりますので、その後、議会ともその工程表などを協議させていただきたいと考えているところであります。また、冬期間に作業を予定しておりましたイグネ伐採が今回の大雪によりおくれておりますので、工程表協議とあわせて国及び除染施工業者とその点についてもしっかりと協議をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、今議会に課設置条例の改正に関する議案を上げさせていただいておりまして、平

成26年4月から除染推進課を新しくつくり、除染推進課並びにこれまでの復興対策課の2つの課を本庁舎での勤務を再開したいというふうに今のところ考えているところであります。この2つの課は、いずれも現場が村内であり、現場と連携を密にしながら業務を速やかに進めていくことにより除染と復興がさらに進む、加速させる意図を持っているところであります。議員ご指摘の関係団体への要請ですが、既にJAについては昨年の4月から村内で営業を再開しております。したがって、今後は飯館村の団体といいますと森林組合とか商工会などなのかなというふうに思います。その他もあるだろうと思いますが、村内での再興に対すること、強制するなどということは全く考えておりませんが、今後飯館村の復興のためにはどのようにしていったらいいのか、どこで仕事をすることがいいのかなどなど、話し合いというものは当然していかなければならないんだろうというふうに思っておりますので、これからも村全体の復興の中で話し合いを進めていければとこのように思っているところであります。

他の質問は、副村長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、2点目の復興計画の産業育成と雇用の確保についてお答えをいたします。

全村避難により、本村の産業は大きな打撃を受けているところであります。製造業は屋内で作業を行う数社以外は移転を強いられたのに加え、小売業などはほとんどが休業を余儀なくされ、いまだに再開のめどは立っておりません。特に、本村の基幹産業である農業は基盤となる農地が放射性物質に広く汚染され、これら汚染物の除去はもとより、その後の風評被害に対しても息の長い闘いを強いられることが予想されます。したがって、農業の再生は大きな今後の課題というふうに捉えているところであります。

村では除染や放射性物質に対応した農業技術研究を進めるとともに、農地の新たな利用法として再生可能エネルギーの導入や花卉などの施設園芸、つまり土壤汚染に影響されない作目の農業を検討しておりますが、村の広大な面積を全てカバーし切れるものではありません。したがいまして、農地を除染するのにあわせて作物が栽培可能となるまでの期間、土壤の再生をしっかりと図っていくことと維持管理をしていく仕組みが必要になってくると思います。これまで村の農業を支えてきた高齢者層は、この避難によって営農意欲や体力を奪われ、これまでのような営農体系では村の農地を維持できないということも十分予想されるわけであります。したがって、除染が完了した農地から、これは例えですが、農地管理会社的な会社をつくって計画的に地力の回復を行って、営農再開まで一貫体制で進めが必要であると、こんなふうに考えているところであります。また、営農再開のためには震災前に取り組んできた中核農家への農地の集積やご指摘のあった6次産業化の取り組み、あるいは花卉や園芸作物の大規模化など、営農の仕組みを専門的に検討しながら振興させていくその基本となる組織、これが必要なというふうに考えております。

その他、農業の再生に加えて再生可能エネルギーの活用も産業育成と雇用の確保には欠かせないというふうに考えているところであります。特に、山林については計画的伐採によりまして樹種の転換などを進めながら、村民の雇用につながるよう身の丈に合った

木質バイオマス施設の整備等について、現在も検討を進めておりますけれども、今後もなお継続して検討を進めていきたいとこんなふうに思っているところであります。

村産業の振興に当たっては、ご指摘のように今までの事故前の村の産業というものは、一部では継続してやっていくというのがありますけれども、多種多様な産業の可能性を探るとともに、あわせて一過性のものに終わることなく将来にわたって持続可能であることが必要と考えますので、議会初め関係機関とも十分協議をして今後進めてまいりたいと考えているところであります。以上であります。

○ 8番（佐藤長平君） 村長の答弁は理解するものであります。ただ、このことは政府に対してどういうふうな我々が情報発信するのかというのが大切だと思うんです。都路がそのようにされた、このことが次に予定される川内、あるいは広野、楓葉が除染がどんどん外されて除染が終わったという段階でこういう方法で全部されるのかなというふうな感じを私受けました。村と住民が話し合って決めたのを国が認めていくという今までの区域の設定から何からそういうやり方してきたわけなんですが、今回のこの都路は違って市も住民も関係なく一部の住民から、1地区から上がったところをすっぽ抜いて、そして告げるやり方というのは今まで私は聞いたことがないし見たことがなかったわけでありまして、あったのは避難させるというときは、これはあっても私仕方がないと思うんですが、戻る場合は違うと思うんですよね。民主主義というものを十分に活用した解決のあり方が問われるんだろうと思います。

飯館村はそうなんでしょうけれども、周りの町村、そういうところと意思疎通をしてああいうやり方は私どもは受け入れませんという村長が外に対して情報を発信するのかどうか、この際伺っておきます。

○ 村長（菅野典雄君） 今私も都路のほう詳しく知っておりませんが、お話を聞きますと分断を図るといいますか、ある意味では反対者、敵をつくってそれで進めていくみたいなそういうやり方になる可能性はあるのではないかということだろうというふうに思っております。なきにしもあらずかなという気がいたしますが、少なくとも飯館村の中では多分私は個々の思いはそれぞれ、特にこの放射能でありますからあるだろうと思いますが、全体としてどこかのところがどうなるというようなことはない。これだけしっかりとみんなで力を合わせてきた村でありますから、ないだろうというふうに思っております。ただ、今3つの区分けの中で高いところと真ん中と低いところというふうにあります。我々はいち早く一緒に除染をしてもらわないと困るよという話で、独自の除染計画を立てたわけであります。そういうのをてこにまだ残念ながら長泥のほうは計画をつくっていません。あらゆる手で今ほかの困難区域とは違うんだよという話はさせていただいているところでありますし、また、あらゆるところで準備区域、低いところはまた別ですよという言い方をしないできました。つまり、大体村は一体なんだということでありますから、そこを声を、今お話をいただきましたように、今から声を大にしていくということが大切だというふうに思っています。これまでも思ってきましたけれども、今都路の例という話をいただきましたので、改めてしっかりと国のほうにそのものを伝えていくということが、これから先、今都路みたいなことのならないような形にしていかなければ

ればならないなとこのように思っています。以上であります。

8番（佐藤長平君） この都路の4地区、それぞれ4地区によって要望、条件が違うということで4地区に分けたんだそうであります。最初はみんな一緒にということで11月には撤回させたということなんです。その後、それぞれの地域の要望や条件が違うところにつけ込まれてこれが出てきたんですね。ですから、ここは今村長が言われた区域間のところも一緒にやるというのも大切だし、あともう一つ、この国のさせ方、手法を都路以外には広がらせないということも私大切だと思うんです。そういう意味では村長もこれから川内とか檜葉とか、私よりも早く多分解除になるところが出てまいりますので、その辺はそういうことがないような努力をすべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） ちょっと我がことで都路のこと、余り勉強しておりませんでしたけれども、さらにこれから川内なり檜葉なりが間違いなく我々よりは先だというふうに思いますから、その首長などとの情報交換も密にして押し切られるようなことのないように、それぞれ自治体の主体性を見てもらうような形を持っていきたいとこのように思っています。いいお話をいただきましてありがとうございます。（）

8番（佐藤長平君） 今月、次の工程表についてであります。3月17日に環境省と打ち合わせることであります。私の手元に対象地域、飯館村の住宅建設、住宅や建物の敷地面積プラス、イグネで345ヘクタール、我々の感覚で言うと345町歩、道路104町歩、農地359町歩、森林424町歩、この森林は住宅・農地の20メートルという総計であります。それから目に見える集約されたもの、フレコンバッグの必要量78万6,000袋、約80万袋という概要が示されております。これだけのものを果たして今年中に完了させるような工程表が出てくるのかどうか、推察で結構でありますのでもう一度お願いをしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 工程表につきましては、先ほど答弁しましたように、今大成JVが今回の落札業者ということでありますので、今つくっているという情報を得ております。今佐藤議員のほうからありました数値、詳細まではつかんでおりませんでしたが、この程度はあるという話も聞いておりましたし、そのような話であります。ただ、今回は先ほどの数値の中で大分敷地、あとは周辺の森林の部分、あとは農地の部分がどれだけ今度周辺に入ってくるか。これ含んでいる数字かどうかちょっと定かではありませんので間違った答弁で申しわけありませんが、あとは仮々置き場の部分、例えば敷地、住環境をやる際に仮々置き場を先につくってから、後からその敷地内に入っていくというと遅くなることがあるということでありまして、これらは同時並行に国のほうは進めてまいりたいという話も聞いております。それと、あとは14行政区に大成JVとしてどれだけの作業員が得られるか。応援業者、支援業者というふうにあるそうであります、そこからどれだけの人数が飯館村のほうに引っ張るといいますか、来ていただけるようになるのかという部分も今後詰めるのかなというふうに思っております。何とか村としましては26年度中には住環境、あとは27、28年度には農地というようなことで、これらの工程で進むというのが切実な願いでありますので、国に対しては今の計画の内（）

容で進めていただくように要望をしてまいりたいと思います。以上であります。

○ 8番（佐藤長平君） 産業の育成について、再度尋ねるものであります。今までの、私第4版は見ておりませんけれども、3版までの中では拠点整備等々が出ておりまして、その他については触れられていなかつたんですが、今回の第4版でそれが出てくるのかなというふうに見ているところであります。ただ、そろそろ実行部隊をつくる必要があるのでないかなと思うんです。花をつくりたい人、それから農地を管理したいという人は余りいないけれども、将来にわたってまだ農業というか田んぼや畜産や園芸ということやりたいと思っている人もいると思うんです。そういう人ら、あるいは新しい産業に、例えば先ほど答弁で出てきましたバイオマス発電所、これはバイオマス発電所は電気をつくるというところからみんなわかっているんですけども、では実際はどういうところに雇用が生まれるかというのは全くわかっていません。山ではどのぐらいか、それからチップ工場ではどのぐらいか、それから発電所ではどのぐらいかということで、総合的なものが見えてくるのであります、そういうものを発電所をつくる人らだけではなく、山に目を向けている人らがこれを考えなければならない。それは再生エネルギーの太陽光でも同じだと思うんですよね。そういうものから利益を得る、あるいは収入を得るというところの、そろそろこの指とまれという会議をやってもいいのではないかなどというふうに思うのですが、その点はどうなんでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） これから第4版は皆様方にご提示させていただくんですが、その中にはこれは今おっしゃったようなところはまだ入っていません。多分5版にそこが入っていくというふうに今のところ私たちは考えているところであります。まさに今言われたように、どういうふうに産業をつくっていくか、働き場をつくっていくか、あるいは全体の生きがいづくりをつくっていくかなどなど、あるいはそれぞれ農地をどう管理していくか、山を管理していくかなどなど、生活のためには何が必要なのかというところがこの5版になってくるだろうと思います。

○ したがって、今のような実行部隊なりなんなりというものは当然出てくる。今のところ、幾つかいろいろ案としては出ているわけであります。例えば商工関係には生活のためにお店屋なりなんなりが必要でありますから、今随分問い合わせをさせていただいているところでありますし、また基本的に高齢化率が上がるということであれば、そういう人たちの仕事をどういうふうにするかというところもあるだろうし、もちろん農地の管理なりなんなりというところだろうというふうに思いますが、こちらで職場をつくるというのも物すごく大切なことでありますけれども、どうも今佐藤議員がおっしゃったように、川内とかその他も考えますと幾ら職場をつくってもなかなか人が来ないというところもある。そことの兼ね合いをどうするか。実はあるところをちょっと視察をしましたら、職場をつくるよりはそこで何か仕事をつくりたいという方を募集をして、あるいは募集しなくとも情報の中で入れて、何かをやる人に外の人であろうと誰だろうと徹底的に応援する。そしてそこに仕事を、その人につくらせるというようなそういうのがある意味でこれからちょっと必要なのかなというふうにも思っているところであります。ですから、それだけに頼るわけにはいきませんから、そう何でもかんでもうまくいくわけでは

ありませんから、職場もつくらなければなりませんし、そのための実行部隊もこれからつくっていかなければならない。多分、それは第5版、そして今年の秋あたりから進めて27年、あるいは28年に向けてとこういうことになるのではないかというふうに思っているところであります。以上であります。

8番（佐藤長平君） 答弁では農地管理会社が出ました。これは農業法人でこれからも米づくりをしたいという人を私集めたほうがいいと思うんです。それは村全体できなくともいいと思うんです。何十町歩単位でやってもらう。当面問題となる除染も、してもまだ風評被害が残るという分がありますから、この辺はつくったものについては全量政府に買い上げてもらうというこのシステムをつくったほうがいいと思うんです。餌のほうに回すとかなんとかいろいろ方法は国のはうであるようですので、そういう関係の中で早くつくらせるというのが大切なんだろうというふうに思うんです。また、私も田んぼを学校終わってきて基盤整備というのがあって、その後初めて田んぼをつくったんですけども、見事に二、三年で田んぼは田んぼになります。それはなぜかといって後からいろいろ本見たら、畑と違って田んぼは大量に山からの水を入れるから簡単に少ない微量の要素が簡単に補充されるんだそうです。そのために窒素、リン酸、カリぐらいで米がすぐできてしまう。これは水の力なんだそうです。ですから、いつまでも確かな緑肥とかなんとかもいいとは思うんですけども、田んぼは水を早く入れて米をつくるというのが一番地力を早く回復させる能力があるということなんです。その米をつくった後にいろいろ園芸作物をつくると、またこれがいいというのも実証されてまいりました。ですから、いつまでもというより田んぼは米を早くつくらせて地力回復する方向にその農業法人にやって担ってもらう。その農業法人が10町歩、20町歩、40町歩というのをできると、また別なところにその農業法人ができるというふうに私思っているんですね。1つよくなれば次まねしていくから、そのような方式、それからちゃんと国のはうにはその制度をつくってもらう。このような進め方をしたらいいのではないかと思うんですが、水田というところでの答えをいただきたい。

村長（菅野典雄君） 今のところ二枚橋、須萱、さらに臼石は大体8割近く田んぼが除染されているわけであります。そこをどうするかというのが課題であります。今担当のほうでいろいろ地区の何人かに声かけながら進めて、とりあえず少しでも進めていこうと。なかなか今避難中の中ですから、自分の家にいればじやあ、ちょっととの合間につくるかとかつくってみようという話にはなるんですが、なかなかそこら辺が難しいことがあります。そういう中で、ご指摘ありました、あるいは私たちもういうことが必要なのかなと思ってきた農地管理会社あたりでありますね。当然、考えていかなければなりませんし、これに対する国のしっかりとした制度をつくってもらいたいというのが今度の第4版に載せた大きな柱でございます。実はその先鞭が我々が避難をした鹿沼市に十数年前にできてあるんだそうです。そして今視察が絶えないとこういうようなことでありますので、できるだけ早く議会の皆さん、あるいは住民の皆様方と一緒にそういうのも見てきて、これから役に立てたいな、あるいは農地管理会社のうまい状況に持っていくみたいなところのように思っているところであります。以上でございます。

○ 8番（佐藤長平君） 林業の木質バイオマスという答弁がありましたので、今それぞれの専門委員会で、計画で特に村長とは意見の合わないところが身の丈に合ったというところであります。F S調査の結果も間もなく我々のところに来る。それはそこまではいいんだけども、実際に林業というか飯館村のこの広い山からどういう可能性があるのか。このことだと私は思うんです。実際、身の丈に合っても合わなくても、この山の資源をどうするのか。これがダメだというならば除染とかなんとかに進まなければならぬんですけど、多分今の状況でありますと、きのこ原木などというのはほとんど可能性はないです。もし、将来的にそういう広葉樹というものを捉えるならば、今のうちに全部切ることなんです。そして、30年後に製品をつくるということなんです。ですから、それは針葉樹も同じで、樹種の転換もありますけれども、樹種の転換すれば30年はかかるわけで、今のうちに専門家だけではなく林業に携わる人らも交えてこの実行機関を早急につくるべきではないのかというふうに思うんですけれども、それは第5版に譲るんですか。

○ 村長（菅野典雄君） 田んぼ、畑は除染という手があって、今までのモデル事業や実証事業である程度やって、除染してしまえば米であり野菜であり、NGといいますか大丈夫だと。あとは気持ちとして買ってもらえるか買ってもらえないかというところにいくわけがありますが、山に関しては今のところ国のはうが全く除染をする予定は口に出していません。そういう中で、どうそれを処理するかというのは非常に難しいということで国の予算を使わせてもらって、その調査をしているわけであります。例えば燃やすにしてもできるだけそこから出てくる濃度の低いものにしていくということが必要なんだろうということで、高熱でやれば当然どんどんと灰が高いものが出てくる。それをできるだけこのぐらいだったら大丈夫だというような、そんなことも考えていかないとなかなか飯館村の山の処理は大変ではないかということで今調査段階であります。できるだけ早くその辺は実証できるようなものをやっていって、これがこれから汚された山の処理の方法だよというのを提示をしていければいいなとこのように思っていますので、もうしばらく猶予をいただければとこのように思っているところであります。

○ 8番（佐藤長平君） 村内の製造業が大分活躍をしているようあります。これからも製造業、違う分野の企業誘致というものを進める考えがあるのかどうか尋ねておきます。

○ 村長（菅野典雄君） 飯館村も、これは言う話ではありませんけれども、原発事故によって汚された土地であり村であり自治体であります。そこにどういう企業が来るかということですが、いろいろやりようによつては有利なことがあるんだろうというふうに思っています。これからでありますが、大きな企業というのは可能性としてないわけではないと思いますが、飯館村ということになればその雇用の問題、あるいは人口が高齢化するとかいう問題を考えれば、小さな形での環境に優しいとか、あるいは何か人と人の心をつなぐとか、そういうような企業誘致というものが必要だろう。あるいは場合によつてはこの汚されたものを逆手にとるというような発想も必要なのではないかというふうに思っています。

今、実は汚されたこの土地を逆にそこからきれいな土地をつくる工場というものができないかどうか、そう大きくはないかもしれませんけれども、つくる可能性はありかもし

れないなという話もありましたので、そんなのも含めて一つ一つこれからの村の復興に向けての段取りをしていきたいと思いますが、全て情報であります。随分佐藤議員にもいろいろな情報をいただきましたけれども、それぞれいろいろな情報を集めていただいて、出していただいて、そこから全ての情報が全てうまくいくとは思いませんけれども、10の情報から1つでも2つでも1つの形になっていければいいなというふうに思いますので、今後ともその辺、どうぞよろしくお願ひ申し上げて答弁にさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） ここで休憩といたします。再開は3時5分といたします。

（午後2時44分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後3時05分）

議長（大谷友孝君） 3番 菅野新一君の発言を許します。

3番（菅野新一君） 平成26年第2回定例議会に当たり、一般質問をさせていただきます。

さて、飯館村は、平成23年3月11日、あの東日本大震災に遭い、あの忌まわしい東京電力福島第一原子力発電所の事故により、有害物質である放射能というものに汚染され、全村避難となり、今年4月で丸3年が過ぎようとしております。この長い年月を、村民は、仮設住宅あるいは借り上げ住宅、アパート、そしてそれぞれの場所で、先行きの見えない不安を抱えながら不自由な生活を送っております。そして、3年が過ぎた今この時点でも、除染は一向に進まず、村民は将来の先行きが見えない不安といら立ちを抱えながら暮らしているのです。そのためにも復興・復旧はぜひ加速しなければなりません。それでも、昨年、国より除染の見直しがあり、平成28年度までには全ての除染を終わる見込みとなりましたが、しかし、まだまだ不安は残ります。若い人たちが戻れて、安定した生活再建ができるまでは、まだまだこれから先、不安がいっぱいあります。それでも私たち村民は、みんなで力を合わせ、この難局を乗り越えなければなりません。そして、一人一人に寄り添った支援をしなければならないと思います。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

除染についてですが、1の1、住宅、農地、山林（里山）、農業用水、ため池等、山菜、キノコなど、山の恵みを採取でき、自給自足ができる環境を取り戻すまで、完全除染の徹底を望むが、村としての所見を伺います。

1の2、除染についてですが、除染不可能工作物（倒壊しそうな建物）の解体費用は、国で負担するということであったが、その後の進捗状況と解体廃棄物の処分方法を伺います。

2の帰村に向けての対策についてでありますが、上水道のない地区、行政区の安心・安全な飲料水の確保は、帰村するために必要不可欠である。そのためにも深井戸等の支援を国や東京電力と協議するということであったが、その後の進捗状況を伺います。

この3点を質問いたします。

村長（菅野典雄君） 3番 菅野新一議員のご質問にお答えさせていただきます。

除染についての2点にお答えいたします。

村といたしましては、住宅、農地などの除染については、県に対し、村の空間線量目標値である年間5ミリシールベルト、いわゆる時間当たり1マイクロシーベルトに近づける、またはそれより下げる除染をしっかりとしてくれるようという要望をしているところであります。現在までの除染後の状況を見ますと、目標値の年間5ミリシーベルトを下回っている状況でありますので、今後もさらに徹底するよう求めていきたいと思っているところであります。

山林とため池の除染については、国はいまだ除染計画を示しておりません。山林の除染については、昨年度から林野庁が、佐須地区と八木沢地区において山林の除染実証事業を実施しておりますので、除染方法の技術提案がなされ、環境省の環境回復検討会で前向きな協議がされ、早期に除染が始まることを期待しているところでありますが、今のところ、この除染のいい返事はまだもらっていないということであります。

また、ため池の除染についても明確化されておりませんが、新年度、26年度ですが、国県の支援を受けて、村内でのため池の実証事業を取り組んでまいりたいと考えております。

次に、山菜やキノコなどの山の恵みが自給自足できる環境にというご質問ですが、国が示している森林除染は、宅地、農地周辺の周りから20メートル程度が除染範囲となっておりますので、原発事故前のように山の恵みを自給自足するというのは、今のところ非常に難しいのではないかというふうに考えております。村としては、少なくとも里山周辺の除染をしっかりと実施するよう、これまでにも数多く国に要望してきましたし、これからもまた強く要望をしていくつもりでございます。

2点目の除染不可能工作物の解体費用の進みぐあいと解体したもの処分方法ということです。

除染不可能工作物の解体費用ですが、さきの12月議会でもお答えをしましたが、解体費用については国の除染費用で対応し、復旧費用は賠償費用の限度額内で対応すると確約を受けているわけであります。しかしながら、その手続や解体判断基準はまだ示されておりませんし、除染の方法によっては、除染不可能工作物というものは、そう多くは出ないのでないかなというふうに思っています。村としては、国との協議の場で再三回答を求めているところでありますが、なかなか進まないという状況でありますので、改めて協議の場を持って、回答を求めていきたいと考えているところであります。

次に、解体した汚染廃棄物の処分方法でありますけれども、今のところ宅地内での一時保管をお願いしておりますが、焼却が可能な廃棄物については、来年度、平成27年度でありますが、蕨平地区に設置されます仮設焼却炉にて焼却処分ができるかどうか、国と検討してまいりたいというふうに考えております。また、不燃物についても、敷地内の残置物として佐須地区の仮置き場への搬出が可能かどうか、国と検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

2つ目の帰村に向けての対策については、担当課長のほうからお答えさせていただきます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは、2の1、飲料水の確保についてのご質問に対して答弁いたします。

まず、2の1の飲料水の確保についてですが、安全な飲料水を確保することは、帰村に向けて非常に重要であり、必要不可欠であると認識しております。今まで国や東京電力と、深井戸掘削については再三にわたり協議をしてきたところですが、残念ながら進展しておりません。進展しない理由は、帰村のおくれる帰還困難区域の長泥行政区及び居住制限区域のうち前田八和木、比曾、蕨平の3行政区については、対象外に考えているようで、村としては、帰村時期の早い遅いにかかわらず全区域を対象にすべきと要請しており、この溝が埋まつていないためでございます。また、賠償の方法として、沢水や井戸を使用している世帯を対象に、一律の定額賠償金が受けられるよう協議をしているところであります。

村民に寄り添った内容となるよう、引き続き、国や東京電力と交渉を進めてまいりたいと思います。

3番（菅野新一君） 除染についての質問ですが、山林、ため池の除染ができないということでは、帰村に向けては一向に除染をしたという話にはならないのではないかと思います。若者が戻るには、不安を取り除くためにも、これからもこの除染を働きかけなければならないと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど答弁いたしましたように、住宅、農地についての除染は、住環境、人が住む地域ということで、環境省は徹底的に除染が必要と考えているところでございますが、なかなか人が住んでいない地域が、国としての方針が決まっていないという状況でございます。そういう意味では、まずは山林、森林ありますが、これは今のところ20メートルの範囲までということで、その奥については出されていないという状況でございます。今菅野議員おただしのように、やはり安心して帰村するには、徹底した除染、森林も含めてやっていただくという部分が大切かと思っておりますので、今後も要望、要求等していきたいと思っております。

あと、ため池につきましては、今後営農を再開する上で、やはり水が源となります。そういう部分で、作物、米等をつくった際に、セシウムが含まれている水が入るという部分では、やはり心配という部分がございます。ため池につきましては、現在、今年次においては山からの入る量がどの程度あって、出るのがどのくらいの程度あるのかという部分、あとは検出の状況を調査して、多分3月末には結果が出るかというように思っておりますが、そういうものを見ながら、今後新年度におきまして、村としましても国、県の支援事業を受けながら、何かしらの実証事業をしていきたいというふうに思っております。なかなか事が進まないということ、大変村民の皆様方に申しわけないと思っておりますが、今まで国のほうに対して要望しておりますが、今後も安全・安心ができた村に帰れるように進めてまいりたいと思っております。

3番（菅野新一君） 除染についての2つ目の質問であります。昨年度、林野庁が、佐須地区と八木沢地区で山林の除染実証事業を行っておりますが、その実証事業の結果データを伺います。

○
復興対策課長（中川喜昭君） 24年度において、佐須と八木沢において実証実験をしております。これは、20メートル範囲内を皆伐した場合、あとは列状で3分の1を伐採した場合、あとは丸木の状態で伐採した場合の部分の実証をしております。木による伐採での減少率、低減率は、10%から20%程度ということ。あとは下の腐葉土の剥ぎ取りや落ち葉等の掃き出し等をして拾い上げるという方法もしております。これらも含めまして、木の伐採とあわせて30%の低減というような結果が出ております。国の方では、県の方もその結果を踏まえながらですが、なかなか伐採での評価が得られないのではないかということと、今年度25年度におきましては、八木沢地区でございますけれども、そこから伐採した木材をチップ化をして被覆をすると。逆に遮蔽効果を試してみるという事業もやっております。そのようなことで24年度の事業の結果を踏まえて25年度も継続してやったということでありますので、それらを合わせての評価と結果が得られるものと考えております。

○
3番（菅野新一君） 除染についての2番目の除染不可能工作物の質問ですが、解体費用について国の除染費用で対応をするとなっておりますが、どのくらいの、今回の大雪で、非常に今回、除染してもだめ、片づけなければならないといったときに、トタン屋根、亜鉛鉄板引きの屋根、あとは戦後昭和20年代のセメント瓦、そういうものの基準を早急に出していただいて、本格除染に臨むべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○
復興対策課長（中川喜昭君） 国で考えています除染についてありますが、セメント瓦、トタン屋根というふうにお出しいただきましたけれども、あくまでもきちんと上に上がって除染ができるような建物については、ふき取りとかそういうもので除染をするという話でございます。ここでの倒壊しそうな建物というのは、国が定めている除染方法でなかなか難しい、倒れそうでなかなか除染ができないという、倒れかかっているような建物です。それらについての考え方ということでございます。当初、24年から順に説明会をしておりますけれども、その際に住人から、その当時は高圧水の洗浄という形で、結局水を勢いよくかければ、トタン屋根が飛んでしまうのではないかとか、壁が抜けてしまうのではないかという部分の村民からの心配がありました、倒壊しそうな建物、除染不可能な建物というような形で共有してきたところですが、昨年、高圧水を使った除染とふき取ってやった除染の効果もやや同じというふうになったところ、国の方ではふき取りに変わってきたということで、当初心配しました高圧水洗浄での壊れるという部分はなくなったのかなというふうに思っておりますが、ただ、やはり除染不可能な建物、倒れかかった建物については、やはり難しいという部分については、先ほどお話ししました国の方の解体費用で解体になるということでございます。

解体に当たりましては、これも何度も何度かお話をしておりますが、あくまでも環境省が認めたもので、個人が壊したときにその解体費用を国の除染費用で見るということでございます。ですから、自分でこれが壊れそうな建物だから壊して、その費用をくださいという部分ではありません。ですので、国が解体してもいいですよというような基準、そういうものがまだ決まっていない。そして、例えばそこに100万円かかったよと。その金額に対してもどの程度出したらいいのかという基準、そういうものが決まっていないとい

うことでのありますので、なかなかその方向性は決まっているものの、そういう細かい部分の内容が詰まっていないということでのありますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

3番（菅野新一君） 除染というのは、やったようなふりをした除染では、除染でないのです、はっきり言って。人間が歩いて抜けるようなトタン板であれば、壊したほうが、本当に除染する費用よりも壊したほうがかかるないと思うんです、私は。そのためにも、やはりこういうものは村では、この家は何十人かけても除染が、線量が下がらないような除染ではやる必要もないと思うので、その辺をよく検討しながら進めていただきたいと思います。

解体した汚染廃棄物でございますが、一時保管が、その宅地内に置く事態が、除染が完了したということを認められないですか、その場所の所有者は。そうしたら、それをいつまでも置くような方法を、その先を進んで考えなくては、この本格除染なんて格好いいこと言ってるけれども、それはなっていないんだと思うのですが、その点もお伺いいたします。（）

復興対策課長（中川喜昭君） まず最初におただしいいただきました解体の部分でありますが、これまで国のはうとはいいろいろ進めさせていただきました。今議員おっしゃるとおり、空間を下げるために、壊したほうが早いのではないかという話もさせていただきました。ただ国は、財産を壊してまで除染は考えていないというような趣旨、一貫した回答であります。ただ、私どももやっぱり村民の方々が安心して戻られる環境づくりが除染というふうに考えておりますので、その辺については何とかという話もしたのですが、その辺についてはなかなか進展していないという状況でございますので、ご理解をいただければと思っております。

あと、解体したものの廃棄物の処理でありますが、先ほど宅地内に一時保管というの、出口がなかなか、今度はそれをどういうふうに処理しますかという部分の方針を国のはうでも出していなかったという状況であります。別な例でございますと、宅地内にあるサッシの枠とかプランターとか、そういう敷地内にある処分についても国のはうに要望して、その方向性としては、今回それらの専用の仮置き場を佐須の住民の方々のご理解をいただいて、専用の仮置き場を設置することになります。そこに運び出すという出口が決まったところでございます。今回解体した廃棄物については、その方向性がまだ決まっていないと。答弁でもお話ししましたように、燃えるものについては、今のところ部落のはうの要望としましては、蕨平の仮設焼却炉のはうに可燃物は持っていくながら、燃えないものについては、もしできれば佐須の仮置き場にというようなことで、今後国のはうと話をしていくといいう部分であります。ただ、佐須のはうの仮置き場も面積が決まっておりますので、また、新たな場所の選定も必要かと、今現在、倒壊した建物も現実にあることもありますので、その処分なんかもあわせて考えていかなければならぬのかなという思いもありますので、今後、国と検討させていただければというふうに思っております。（）

3番（菅野新一君） それでは、帰村に向けての対策でございますが、村民に寄り添った内容

となるように、帰村に向けては、若い人が戻るためには、飲料水、生活用水が確保できないということでは不安が残るのであります。非常に帰村に対してマイナスと思うのですが、除染と並行して進めるべきと思うが、村としての所見をお伺いいたします。

生活支援対策課長（細川 亨君） 村としての飲料水の確保ということでございますが、除染と並行しながら進めていかなければという質問でございますが、村としましては、再三国や東京電力と話し合いを詰めてきておりまして、村としては、全村一緒に帰るということで、早期の家の賠償を求めていっているところではございますが、国、東京電力の姿勢については、早期帰還者のみということでございまして、6分の3の賠償の地域のみ家の賠償には応じるというふうな形で今平行線でございまして、なかなか前に進まないというのが現状であります。

これからも再三にわたり、引き続き国や東京電力と賠償については話し合いを続けて、もっと前進するように進めていきたいと考えておるところでございます。

○ 3番（菅野新一君） これで私の質問を終わります。

議長（大谷友孝君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時3分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月7日

飯 館 村 議 会 議 長

大 谷 友 孝

同 会議録署名議員

佐 藤 八 郎

同 会議録署名議員

佐 藤 長 幸

同 会議録署名議員

飯 館 友 孝

()

()

平成 26 年 3 月 10 日

平成 26 年 第 2 回 飯館村議会 定例会 会議録（第 3 号）



平成26年第2回飯館村議会定例会議録（第3号）						
招集年月日	平成26年3月5日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成26年3月10日 午前10時00分				
	閉議	平成26年3月10日 午後 2時20分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	1番 高野孝一		2番 渡邊計		3番 菅野新一	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 山田郁子		書記 佐藤将樹	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	生活支援対策課長	細川亨	○	会計管理者	但野正行	○
	教育委員長	佐藤眞弘	○	教育長	八巻義徳	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	但野正行	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問（通告順5～7番）
- 日程第3 請願第1号審査報告

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊計君、3番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

引き続き、通告順に発言を許します。5番 松下義喜君。

5番（松下義喜君） おはようございます。

平成26年第2回議会定例会において、帰村と特例宿泊について一般質問を行うものであります。

あの大震災、原発事故からあしたで3年を迎えます。いまだに村民が仮設住宅、借り上げ住宅で避難を強いられています。依然として進まない除染の中で、環境省は26年内に居住地周りの除染を行うと言っているが、不安が残るところであります。

また、今年は例年ない雪質の重い大雪となり、除雪に苦労された方々に感謝をあらわすものであります。一方、仮設住居者の方々からの除雪の対応が悪いと苦情の声がありました。県との協議とか県管理と言わず、このような災害はいつ来るかわからないのでありますから、村初め我々村民の代弁者として考えさせられました。

また、今回の選挙公約の中では私は、村全域の徹底した除染及び土壤改良、農地の除染が終わって生活再建の道が見えたら帰村宣言だと公約してきました。2つ目は、被害をこうむった全ての村民が円滑、迅速、公正に完全賠償を受けられるよう働きかけますと言ってまいりました。という観点から、前回の全員協議会で話をされた26年の秋ごろまで目標を設定するということでしたが、今回の報道では決まったかのように、28年の春に避難の解除がされるような発表がされました。そういう中で、帰村と特例宿泊について伺うものであります。

1つ目は、帰村目標と、この設定はいつなのか。

2点目として、避難解除時期はどういう状況となったときと考えているのか伺うものであります。

3点目は、早く戻りたい人のための特例宿泊はどう考えているのか伺うものであります。

4点目として、インフラ整備はどう考えているのかも伺うものであります。

最後に、最終的な損害賠償をどう考えているのか。この1項目5点について伺うもので

あります。

村長（菅野典雄君） 5番松下義喜議員のご質問にお答えをさせていただきます。

帰村と特例宿泊についてということで5点ございますが、全て関連がございますので一括でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、帰村目標と設定についてですが、東日本大震災から3年を経過し、多くの村民は避難先での不自由な生活を強いられているわけであります。特に、お年寄りにとっては、長年住みなれ、親しみだ村を離れ、なれない土地での避難から来るストレスを抱え、体調を崩される方がふえており、一日も早い避難解除を望む声も少なくないわけでございます。したがいまして、帰村時期については、除染の進捗を見なければなりませんし、確認しつつ、議会を初め村民各位の意見をお聞きした相談の上となりますが、現時点では平成28年3月を避難指示解除の目標として、26年秋あたりに具体的な時期が示せればいいなと考えているところでございます。

次に、避難解除の条件ですが、昨年秋に見直された国の除染計画では、平成26年度中に住環境の除染を完了し、その後、農地、道路などの除染を行うということであります。当初予定されました住環境及び農地の除染を同時に行うという見込みは大幅に変わり、帰村の条件は厳しくなったわけでありますが、農地除染の完了まで待つとすると一刻も早く帰村を望む方々の声に応えられなくなりますので、住環境の除染が終了することが最低の条件になるというふうに考えているところであります。

3点目、早く戻りたい人のための特例宿泊でございますが、これまでの年末年始あるいはお盆、ゴールデンウイークといった際に設けられております特例宿泊に加え、復興に向けた住居の修繕や事業の準備などであるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊として、特例宿泊が設けられております。事例では、田村市都路地区が平成25年8月1日からこの制度が適用されまして、当初3ヶ月とされたこの期間が延長されまして8ヶ月になりました。これが1つの目安になるものと考えております。住環境の除染が終了した地区から、このような制度が利用できないか国と協議をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

4番目ですが、インフラ整備についてでありますが、議員もご承知のように、健康に影響があるとされる年間100ミリシーベルト以下のいわゆる低線量被ばくの健康に対する影響は、専門家の間でも意見が分かれ、大変不明なところがございます。したがいまして、村が帰村宣言をしたとしても、実際に帰村するかどうかは個々の判断に委ねなければなりません。村としては、早期徹底除染を進めるとともに、道路や集会所、診療所、村営住宅など公共インフラの整備に加え、商店や休業している事業所の再開について帰村に間に合うよう進めていかなければならないと考えているところであります。

5点目ですが、最終的な損害賠償についてのご質問ですが、最終的に賠償額が幾らになるのか、解除時期との関係で変わってまいるわけでありますが、他市町村では解除時期をあらかじめ長期に設定し、それに基づいて賠償を進めている事例もありますので、早期帰村を進める本村が不利益をこうむることのないよう国と協議をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

以上、お答えをさせていただきました。

5番（松下義喜君） 確認させていただきますが、避難解除と帰村宣言は一緒と捉えてよいのか、それとも別個だというような考えでよろしいんでしょうか。ちょっと確認のために。

○
村長（菅野典雄君） 帰村宣言というのは村で出す言葉であり、それから、解除というのは国のはうが、避難はもう解除しますよという話ではないのかなという気がします。一般的には、打ち合わせをそれぞれ国と我々とするわけでありますので、同一ということが本来であろうなというふうに思うんですが、例えば飯舘村は、3つの区域に分かれております。その辺の高い低いというのもありますので、全村いわゆる帰還という形ができるのかどうかというのも、帰村宣言というのもその中でどういうふうにしなければならないかというのは、なかなか難しい問題もあるのではないかという気がします。したがって、ちょっと意味不明な話になりますが、これから国と、除染の進みぐあいの中で、これから先のことを村として考えなければなりませんので、そのときに、それが一緒になるというのか、それとも別々になるのか、今のところはその辺を協議をしなければならないのではないかというふうに思っています。基本的には一緒というふうには思っていますが、必ず一緒に全てだという話にはならない可能性もあるのではないかというふうに思っていますが、全てこれは相手があるものですからなかなか、からの協議かなと、このように思っているところであります。

○
5番（松下義喜君） 住環境が済み次第、一刻も早い方々を戻したいと、戻りたいという気持ちは私も一緒であります。でも、避難解除と目標の設定の仕方は、やっぱりこれは別ではないのかなと私は思うんであります。我々村民に、僕だけだかもしれませんけれども、やっぱり生活再建のめどが立って避難解除であり、私は帰村宣言だというようなものに思っています。でも、一刻も早く戻りたいという村民の声も聞いております。それは、避難解除と、この目標を設定して、特例的な宿泊を認めていただきながら、少しでも帰村を促して、安全なところに、目安がついたところで私は避難解除と思っているんですけれども、まるっきり除染も進まない、また、秋ごろまでに見通しはつくだろうとは思いますが、頭越しの28年の3月ころを見込んでいるという物の考えに対して、再度村長の考え方を。一緒なんです。戻りたい方を、許すんであれば戻っていただいて、少しでも精神的な苦痛をとつてあげたいというのもわかりますけれども、目標の設定と解除というのは私はこれは別だと思っているんです。でも、村民にやっぱり帰村を促すためにはそれも必要なかなと思うところもありますけれども。再度、村長のお考えをお聞かせください。

○
村長（菅野典雄君） 少しでも早く戻りたいという方もかなり多いわけありますけれども、その方が特別な宿泊なりで戻るためには、どこかにあるものを設定しないとそれが認めてもらえないというところがございます。ですから、それが長ければいいんですけども、今お答えしましたように、前例としては8カ月なんですね。ですから、そこをもうちょっと延ばせるんであればなお結構だというふうには思いますが、なかなかそこが、8カ月だということになると、どこに設定するかによって早く帰れる人がいつになるかというところが出てきますので、その辺をこれから、いろいろな考え方方が、国も変わっ

てくるでしょうし、我々もこういう提案という話もできるのではないかというふうに思っていますので、できるだけ早く帰りたい人に帰っていただきながら、なお、心配な方はその後にさせていただきながら、その補償をきちんと国にさせるということが村にとっては今のところ考えられる、最善策ではないんですが、ベター策ということかなというふうに思っているところであります。

5番（松下義喜君） 除染をやっただけでは不安が残るのかなと思います。住居及び周辺田畠の放射線量の測定地点、その基準と数値はどのように考えておられますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染に伴うモニタリング調査地点、ポイント等であります。まず、除染前・除染後にそれぞれ除染効果を調べるという部分が除染の中でも挙げておられまして、敷地内は多分5点ほどだったかなと思います。農地については、何メートル、例えば10メートル四方という形でのポイントの設定だったかと思います。

除染の基準であります。これも何度も議会のほうでも答弁しておりますが、村としましては、空間線量時間当たり1マイクロシーベルトに近づけるか、より下げるかという部分で国の方に要望しておりますし、それをぜひ実行するようにということで話をしております。今のところ、除染の終わったところでは、二枚橋・須萱、臼石については、時間当たり1マイクロシーベルト以下という部分の実績値は出ております。また、今までのモデル等では残念ながら1マイクロシーベルトになっていない除染後であります。現在はかる中では、1マイクロシーベルトを下回っているという部分の追跡結果を得ているところでございます。以上であります。

5番（松下義喜君） おくれましたが、帰村の目標の設定については、これから議会等でもいろいろ検討すべきところがあると思います。また、村長の意見等も聞きまして今、質問を変えさせていただいたんですけども。

年間、村で言う5ミリを下回るところが、村長初め5ミリは下回るんであろうというようなものをよくおっしゃっていますけれども、地区によっては本当に、村が5ミリを目指すと言ったものの、地点ばかりになるのかどうか、私はならないのではなかろうかと。そういう地域も出てくるんであろうと思っております。そういう対策等はどういうものを考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど申しましたモニタリング調査の結果であります。今のところの除染区域は割と低線量区域ということでありまして、来年度、4月から始まる分については、前のモニタリングポストなど、あとは村が独自にやっております除染前の数値は、やはり2マイクロなり3マイクロある行政区もございます。そういう中で、いわゆる国のガイドライン、あと村から要望してやるようになりました農地の5センチ剥ぎ取り、あとは庭先の5センチ剥ぎ取り、その他屋根の拭き取り等、どの程度になるかという部分になりますが、今までの実績を見ますと、除染後やはり50%から60%程度の低減はあるという実績がございますので、ぜひとも時間当たり1マイクロシーベルトに近づける、またはより下げていただくという部分の要望、要求、あと、その内容を4月から見ていきたいと思いますが、また、下がらないような空間線量の箇所については、それがもととなるものがあるだろうというふうに思っておりますので、その辺について

はガンマカメラ、あとは、実際に下がらない部分の追跡をするというような対応をしながら、ぜひとも除染の目標値であります年間5ミリになるように進めていきたいというふうに思っております。なお、国のはうには強くさらに要望してまいりたいと思います。以上であります。

○ 5番（松下義喜君） それで、またもとに戻るんですけれども、村長にお聞きしたいんですけども、そういう箇所が出ます。1つは、居住空間でどこを起点に年間5ミリを下回つたらいいのかというようなもの、また、戻らない地区等々ができる中での避難解除の目標が設定されるのかどうか。そこら辺を踏まえながら、再度お聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（菅野典雄君） まず、ご存じのように、ほんのちょっとした違いでも線量の違いが出てきているという、ホットスポットといいますか、ホットスポットと言わなくともいろいろなところがやっぱりあります。したがって、居住の環境をやったところでいろいろなところが出てくるのではないか。できるだけその辺を取り除くということで、ガンマカメラとかその他を用いながら全体として下がるようにしていきたいとは思っていますが、いかんせん、家の周りのほかにもいろいろなところがございますので、そういう意味では、それでいいよという方と、とてもそれでは帰れないという方がいるのは、これはもう事実でありますし、何ともそこを我々がどうこうという話にはならないということではないのかなというふうに思っています。ただ、その辺のところをもう少し丁寧にこれから一、二年の間に説明をしながら、しかも、それぞれに対する対応がこういうことですということをやはりしていくことが大切ではないかと、そのように思っているということであります。以上です。

○ 5番（松下義喜君） 特例宿泊は、帰還に向けた準備の宿泊というようなものの考え方と捉えたときに、居住の除染が終わったらば、月数が限られているかと思う中で、結局どうしても戻りたいんだという方々に対しての長い期間の特例宿泊を認めさせたならばよいのではないか。そのためには、自宅の修理や農地の管理など、住宅の修繕とあわせながら、そういうものを国に願い出て、どうしても戻りたい方々の施策というものを、目標を、避難解除ではなくて、目標を設定しながら追っていったらいいのではないかと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） ちょっと繰り返しになりますが、全く今、おっしゃったように、できるだけ帰れる人を早目にというところは我々みんな同じでありますし、かなりの人が望んでいるところだろうと思うんですが、今のところ、何せどこかに一つの区切りをしない限り、今、それが認められないということありますので、期間はともあれ、そのところをどういうふうにいつごろに設定するかというところが、これから皆さん方とご相談をさせていただきながらと、こういうことあります。長ければ非常に助かるというふうに思っていますから、その辺も、8カ月と言わずに、もう少し長くという話もこれから言っていく必要があるのではないかというふうに思っています。

○ 5番（松下義喜君） それでは、仮に28年の3月に避難指示の解除を想定したときに、このインフラ整備、帰村に間に合うよう進めてまいりますというようなことでいただいたんで

すけれども、病院、また食料・生活用品の購入等、どのような形で間に合わせていこうとしているお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） まず、1つ医療関係は、毎日というふうにはなるかどうかはわかりませんが、それなりの対応はしていただけるものと思っているところであります。それから、福祉関係ですが、残念ながら今のところ、部屋があいていても、いわゆる介護する人が少なくてありますが、徐々にふえていくのではないかと。大変、3年ぶりに今、大体8人か9人ぐらい入居させられるのではないかということで今、認定の程度の調べに入っているところでありますから。ただ、これからは中ではなくて、いわゆる在宅のところにどう手を出すかという、手を差し伸べるかというところが大切になってくると思いますから、そんなに簡単ではないとは思いますが、拠点があるということありますので、徐々にではありますができるのではないかという気がいたします。

多分、一番今のところ悩むところは、毎日の日常的な食べ物であったり日用品であったりというものがほとんどないと、こういうことではないかなというふうに思っています。これ、緊急雇用というものがどの辺まで出せるか、国で出してくれるかわかりませんけれども、そういう中で、何でいいですか、それぞれのうちの注文に応じていいろいろなものができるとか、移動販売とか、それぞれにとっては不十分かもしれませんけれども、ある程度の対応はしていかなければならないし、しなければ戻った方も大変だろうと、こんなふうに思っていまして、そういう意味では、100点はできませんけれども、50点から70点ぐらいの対応はやっていくつもりで今のところいると。

それについての対応、戻るためには何をやっていかなければならないか、かなりの数があるだろうと思います。それを洗い出しをして、一つ一つ点検をして、あるいは今から準備をするもの、あるいはその後でしか準備ができないもの、そんな区分けを今年度の内部の仕事としてある程度話し合いをしていかなければならないという指示を出したところでありますので、その辺、これからであります。多分、一生懸命考えますが、取り落ちもあるだろうと思いますから、皆さんの中からまたここのところは何とかしなきやならないよとか、こういう案があるよというのを出していただければありがたいなど、このように思っているところであります。

5番（松下義喜君） インフラ的にも間に合うというようなとり方でよろしいんですね、じゃあ。はい。

余り補償の話はしたくないんですけども、村長は余り賠償金をいただくと仕事の意欲がなくなるなんていうようなお話をちらっと聞いたことがあるんですけども、仮に帰村に向けて、湿気とかかびによる腐食の被害がかなり多いので、帰村するための住居修繕または建てかえについて、東京電力に新たな賠償を求めていくべきであるのではなかろうかと思うんですけども、お聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） ちょっと誤解があるようですが、賠償金が要らないと言っているわけではありません。これほど6,000人の村民が根こそぎ生活を脅かされているわけありますし、精神的にも、肉体的にも、さらに村づくりも、村としても全くご破算させられているわけでありますから、それはそれでこれからもしっかりと求めいかなければな

らないというふうに思っていますが、いわゆる全体としては、やはり村に戻っていただく方もそれなりにいるわけでありますし、村も続けていくわけでありますから、そのときに、賠償という中で成り立っていくという話よりは、生活支援・再建という金の出し方を、ある程度期限を切って、あるいは長期的に考えてもらわないと、いわゆる戻ろうという気持ち、働くという気持ちがなかなか起きてこないということもあるのではないかと。そういうことでありますので、賠償はしっかりともらっていくと。より多く皆さん方に、やはりこれだけの大変さにかわる代償でありますのでやっていきたいと、このように思っているところであります。

○ 住宅の修繕が非常に問題だというふうに思っています。実はけさの会議でも、その辺の打ち合わせをしました。帰ろうと思ってもそれがなっていないと、こういうことで、一体いつごろからそれを直していけばいいのだと。さあ戻りましょうと言ったって帰れないという話では、もうどうしようもないわけでありますから。そこで、けさその話をしましたらば担当のほうから出てきたのは、いわゆる普通だったらば業者さんも、少ないというのもありますけれども、その出たもの、修繕なりなんなりして出たものを自分で処理をするということができるわけでありますけれども、今の状況ですとリフォームをして出たものを持っていくことができる業者なりできない業者さんなり、あるいはその処理の仕方というものが一番問題になってくるので、今のところやっぱり、今年の9月かそのころになりますか、小宮地区にできる仮設焼却炉、あるいは来年のいつごろになりますか、4月か5月になりますか、蕨平の大型仮設焼却炉、その辺との兼ね合いがあるのではないかというふうに思っています。ただ、業者によっては、持っていくところがあるという方であればできるだけ早くということもやっていいのではないかというものの、これも勝手にいいのか、国のある程度の理解をもらってやるべきなのか、その辺が早速課題として上がってきたと、こういうことでありまして、問題として捉えていますので、これから一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

○ 5番（松下義喜君） 今は、帰村のための住宅修繕、まずは建てかえに、電力に新たな賠償を求めていくかという質問をしたところなんですけれども、生活再建のための補償的なものを考えるというご答弁だとお聞きしたんですけれども。

仮に、帰村となる以前の準備期間で村全体の自宅の修理が完了するまでは、かなりの時間がかかるかと思うんです。自家栽培とか土づくり、準備等に、できるまでには精神的損害賠償も引き続きやっぱり要望していったらいいのではなかろうかと思うんですけども、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当然、戻ったところで今までのような生活の中でできるわけではありませんので、精神的な賠償というのはわからないわけでは全くありませんが、今のところ、困難区域以外は、あるところでその期限を切った中で1年間は認めると、こういうことはなっておりで、1年間は大丈夫だろうとは思いますが、それで済むのかというお話ではなかったのかなという気がします。一度決まったことが復されるかどうか、変わるかどうかというのはなかなか難しい問題はあるとは思いますが、そこを、何といいますか、要求するほうがいいのか、私は生活の支援という形でそれなりにいただくな

うが可能性としてはあるのかなというふうには思っているんですが、精神的なもので1年、いや、1年ではだめだから2年だ、3年だという言い方も一つの方法としてあるだろうとは思いますが、多分、なかなか難しいのではないかというふうに今のところ思っているということです。

5番（松下義喜君） 帰村を早めるためには、家屋の修繕について村では補助する考え等々あるのかどうか。俺は早期帰村を早めるためには村も何らかの助成が必要ではないかと思っているんですけれども、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 一般家庭に対してリフォーム代なりなんなりをということは、村の財政から考えて非常に難しいというふうに思っております。ただ、公共的なもの、公共といつても、例えば先ほどもご質問いただきましたお店屋さんを開きたいとか、あるいは何々をやる、つまり多くの人たちがそこにできることによって助かる、あるいはやらなければならぬという、そういうものに対しては、当然公共的なという考え方で支援は考えていかなければならぬのではないかと、このように思っているということです。（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） 4番 北原 経君。

4番（北原 経君） 改めましておはようございます。

第2回定例議会において一般質問をさせていただきます。

私は、今年で60歳であります、2月15日は大鳥で還暦のお祝いをする計画を立てておりました。そのとき葬式が終わりましてから、同級生3人を乗せまして、4人で原町川俣線、県道12号線、大倉線、あとは115号線、梁川まで上る阿武隈川の路線、国道113号線と、7時間にわたってチャレンジをしました。しかしながら、全く残念なことに阿武隈山系は越せませんでした。全く残念でしたけれども。4人で寂しく同級会を相馬でやっておりました。次の日、また私、いろいろ特老とかそういったところが停電ではないかと思いまして、朝早く起きまして、県道12号線、1車線のところを、どこまで行けるかわかりませんけれども、行けるところまでと思って上ってきました。幸い、来まして課長とお話ししたら、役場は電気ついていると、心配するなということで一安心しまして、それで、周りの除雪状況を見ましてからまた相馬に帰ろうとしたんですけども、今度は全面通行止めで帰ることができなくて、相馬には帰れなくて一晩は息子のところに、福島に泊まりまして、次の日、宮城県を回って相馬の仮設に帰ったという、そういう状況で大変な思いをしました。除雪された方も、本当に大変な仕事だったなと考えております。私がそのとき一番考えたのは、重い雪により、やはり竹とか木が物すごく道路に横たわっていると。これがやはり除雪をするための妨げ、最大になっているんだなと感じて、今後、やはりそういった対応をすべきだと感じてきた次第であります。

それでは、3項目4点に関しまして質問をさせていただきます。

1項目めは、村内で再開している事業所の状況について。現在、村内で事業を継続しています、また再開している事業所の状況と課題について伺うものであります。

2点目は、大雪による被害状況につきまして、農業施設等が被害を受けたが、今後の対応について伺うものであります。

○ 3項目は、村民の緊急時の対応について。

1点目は、最近、村民や各自治会等で普通救命講習、心肺蘇生等ですが、その講習を受けているのか、その講習を受けた人数の状況と今後の取り組みについてお聞きするもののです。

2点目は、小中学校の生徒に特別授業、または保健体育等でもよろしいのですけれども、普通救命講習を取り入れ、みんなの命を救えることができる考え方を植えつけるためにはどのように考えているのか、所見を伺うものあります。

村長（菅野典雄君） 4番北原 経議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、村内で再開している事業所ということでございます。この計画的避難区域指定の中、村に立地する製造業の事業所は、従業員の放射線量管理を行うことを条件に継続操業を国に認められ、現在、6事業所が操業しているところでございます。また、その後、区域再編以降、居住制限区域及び避難解除準備区域の再開事業所は30事業所で、合計36事業所ということになります。

○ そのような中、過日、村内の再開事業所の幾つかを訪問をさせていただきました。それぞれの現状について話を聞いてきました、製造業、建設業については仕事量が震災前と同等まで回復しており、今後は復興関係の事業が増加するという見込みであるという話を聞いておりましたが、一方で、自動車整備業その他、住民不在の中での再開で売り上げが大変落ち込んでおり、早期の帰村を望む声、そして将来を不安視する声も聞かれたわけでございます。雇用関係については、避難先から村へ通勤するのが大変でやむなく退職する従業員というのもふえており、人出不足に陥っている企業も多数あるというのが現状のようでございます。いずれにいたしましても、早期除染により村民が帰村できる環境を一日も早くつくっていくということが、これらの、村民が戻らない中で操業していただいている人たちへの課題ということではないかというふうに考えているところであります。

○ それから、大雪についてでございます。農業施設に被害があつてその後の対応ということであります。去る2月8日に降った大雪により、パイプハウス等の農業施設が倒れるなど村内全域で被害がございました。この降った雪でのパイプハウスなどの被害は、村民から報告を受けたものや村独自の調査により、大型ハウスを含め40棟ほどの倒壊を確認したところであります。被害状況の詳細調査の準備を今、進めておりますが、2月15日から2月16日にかけ、積雪量が1メートルを超す大雪に見舞われ、実施することができませんでした。これらのたび重なる大雪により、パイプハウスのみならず、牛舎や納屋、車庫などの倒壊などの被害が拡大したところであります。

今後の対応でありますが、早急に農業施設の被害状況の詳細調査を実施し、被害状況を取りまとめてまいりたいと考えております。また、倒壊ハウスなど農業施設の撤去、再建などについて国・県と協議をしておりますが、国・県からは、農業用施設を再建し、すぐさま営農する場合は国・県の事業で再建及び撤去費用については補助事業となる旨の回答は得ているところでありますが、除染が進まず、いまだに全村避難中であり、営農を再開できない本村の状況では、この補助事業に取り組むことは難しいものと考えて

いるところであります。今後、4月から始まる除染作業との兼ね合いもありますので、撤去などの対策について国及び東電と協議をして、早急に方針を決めていかなければならぬと考えているところであります。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えさせていただきます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、3点目の村民の緊急時の対応についての1点目の自治会等での普通救命講習についてのご質問にお答えをいたします。

広域消防主催による救命講習には、講習内容のレベルによって多くの種別があるようですが、仮設住宅等で行っているのは、90分程度で胸骨圧迫やA E Dの使用法を学ぶ救命入門コースが主となっていると伺っております。実施回数でありますと、24年度には見守り隊や企業を対象に23回開催し、約300人、25年度においては飯舘中学校で33人、松川第一仮設住宅で20人の参加で、それぞれ1回開催をしているところでございます。大切な家族や命を守るために非常に有効な知識と技術でありますので、今後も広域消防と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

教育課長（愛澤伸一君） 私からは、学校で救命講習のご質問にお答えをいたします。

児童・生徒への普通救命講習のご提案でございますが、中学校では現在、新入生に対し普通救命講習を実施し、修了証を交付しているところでございます。今年度も昨年の7月10日に1年生を対象に実施をし、中学生は1学年、2学年、3学年、全員が受講済みというふうになってございます。小学校におきましては、教育課程の中に救命の内容が盛り込まれておりませんので、子供たちは救命講習としての実施はしてございません。ただ、発達段階に応じて、命の大切さ、命について考える授業を実施しておりますと、今年度も沖縄までいの旅や日野原重明先生の命の授業などを実施しているところでございます。教職員は全員、救命講習を受講し、非常時、緊急時には教職員が対応する体制となっております。以上であります。

4番（北原 経君） なかなか、継続していただいている事業所につきましては、私がお聞きますと、従業員がやめる方が多くて入ってくる方が少なくて困ったというお話を伺っております。基本的にいいますと、まず、若い方々がやはり放射線を怖がるということもありますけれども、一番はやはり通勤の時間が長い、それによる燃費といいますか、そういった出費が多過ぎる。あと、子育ての女性の方におかれましては、やはり子育てと仕事の両立の間に、やはり物すごく負担がかかっていると。それによって精神的にも参ったという方もおります。会社によってはカウンセラーを会社独自で行っているところもございます。そういうことに関して、村としてもやはり何らかの策がないと企業が続けていくのは困難だと私は考えるわけですけれども、その辺を伺います。

副村長（門馬伸市君） 確かに今、ご質問のあったように、企業の責任者の方からも私も聞いております。退職者がいる理由の中に、通勤距離が大きなウエートを占めているというのも聞いております。村としての支援でありますと、これは通勤手当的なものを支援するというのは村としてはなかなか難しいのかなと、こんなことで、今回、補正でもとらせていただきましたが、何らかの、そういう形でない、存続をしている企業に支援できないかということで、今回、固定資産の基礎を用いて、額は十分だとは言えませんが、

支援することにいたしました。その中から、今のような部分に少しでも会社のほうで回していただければ少しは役に立つのかなと。

あと、もう一つ、精神的な部分の話、ありました。これは操業を継続している企業に限らず、私たちの役場職員も同じなんですが、いろいろ今回の原発事故による精神的なケアが必要だなど、そういう認識で今対応しているわけなんですが、村内で操業を継続している企業の責任者の方からも直接、私がお聞きしたところありますが、放射能に対する不安であるとか、あるいは家族が離れて暮らしていることへの不安であるとか、いろいろな悩みの中で、村のほうで精神的なケアをするような支援ができないのかどうかという話もお聞きしましたので、どういう形で支援できるのかわかりませんけれども、4年目に入りますから、今の通勤手当の部分とは全く異質な部分でありますので、村のほうとしてもできるもの、できないものありますけれども、この辺の対策は十分必要だなというふうに思っていますので、どういう形でやるかは今後、検討させていただければというふうに思っております。

○ 4番（北原 経君） 本当にガソリン代等々そういうものは厳しいものがございますので、限られておりますので、難しいのかなとは思っております。しかし、カウンセリングに関しては、やはりきっちと村から職員を送っていただいて、情報を得て、やはりお話を聞くことによってそれをなくすことができるということがいっぱいございますので、その辺はやはりきっちと考えて進めていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○ 副村長（門馬伸市君） 精神的な部分というのは非常に奥が深くて、人に話せるような悩みというのはそう心配はないんですが、誰にも話せないような深刻な問題というのは結構皆さん、抱えておられまして、そういう根っここの部分をどうやって解消していくかというのもこれまた難しいことなんですけれども、大きな事件・事故につながらないように、やはり事業所さんでもそれぞれやっているようではありますが、村として、避難しているだけでもストレスがたまるわけでありまして、それ以外の要素、先ほど申し上げましたような要素がいっぱい重なっていますから、問題は深刻だというふうに思っていますので、どういう形ができるかということで検討させていただければというふうに思います。

4番（北原 経君） 私たちは避難をして、村民は避難をしているわけですが、企業で抱えている従業員の中には、村民じゃなくて飯館村の事業所で働いている方もおります。そういった方が何もなくてあそこで頑張っているわけなんですけれども、やはり村としても、村民が村外に出て事業所で働くこととはまた違って、村外の方が村内で働いている方がおりますので、そういった方々の支援策というものは村では何か考えているのかお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 特に、一番最初、9事業所でしたか、現在は6になっているわけでありますけれども、その方はなかなか大変な中やっていただいたというのには、全くない、あるいは、離れていったほうが、そして仕事をやればなおプラスアルファが出るというような国の制度、非常に矛盾をしているのではないですかという話はしているところで

あります。

今のところ、残したところはそれなりに、会社にいわゆる営業損害的なものが来ていまして、それをどう使うかというところが経営者に委ねられていますので、残念ながら今、私たちがとやかくという形にはできないなというふうに思っています。ただ、いいじて福祉社会だけではないんですが、結局は営業努力が、どうしようもないというところもあって、その中にはもともと、賠償などの関係がないところから来ていただいて働いている方もいると、こういうことでありますので、そういうものについてどういうふうに考えるのかということを、これまでに国に何度も言ってきましたが、残念ながら国のはうは該当する方法がないというようなお話をありますし、現在、東京電力のはうにその旨を話を申し上げているところでありますし、これまでに、現況をということで、代表でありますいいじてホームに2回、足を運んで、きょうは3回目ということでのあります。どうなるかはわかりませんが、精いっぱい今、北原議員がおっしゃったようなところを訴えていかないと、賠償がいただければなど、このように思っているところであります。そのところまでしかまだ、何ともお答えができなくて残念でありますけれども。以上であります。

4番（北原 経君） 繼続していく事業所、それを、やめる方ばかりで入社する人がいなくなるということは危機でありますので、その辺を村としても強く要望して努力をするようお願いします。

復興住宅につきまして、いざれは村内につくるようになります。しかし、通勤とかそういうものでなかなか厳しいものが、先ほどから申し上げているように厳しいものがあります。私の考えですからあれですけれども、単身で入れるような、そういうアパートというのか、そういうものをつくることによって、土曜日だけうちに帰って月曜日から金曜日までは会社にそこから通えるんだというような、そういう考え方を存続させるためには必要ではないかと感じるわけなんですかと、その辺はどうですか。

村長（菅野典雄君） 以前、菊池製作所さんからアパートをつくってもらえませんかという話があったような気がいたします。今、ご質問されたところとダブっていくんだろうなと思っておりまして、これから、ほかから飯館村に通って仕事をしていただけるという方もかなり出てくるだろうし、場合によってはそこに期待をするということも村として大切ではないかというふうに思っています。したがって、そういう意味からすると、いろいろなパターンの住宅が必要になってくるのではないか、あるいは、その人たちにまた別の意味でお力添えをいただくような仕組みの住宅もあってもいいのではないかなどなど、いろいろこれからつくる住宅あるいは空き家あたりをどういうふうに、出てきた場合にその辺をどういうふうに使うかなどなど、いろいろな点が考えられるというふうに思います。できるだけ、自主財源も幾らかは必要でしょうけれども、この復興の中でそういうものを考えていくというふうに考えておりますので、これからその辺を計画に入れていくたいと、このように思っているところであります。

4番（北原 経君） 質問をかえます。今回の大雪によりましてかなりの農業施設が倒壊してしまったわけでありますが、4月から本格除染に入れます。それによって、本格除染と

うまく絡んでいかないと、いわゆる大風が吹いて飛び散ったりいろいろな弊害が出てきます。国として、今の状況では兼ね合いというのがなかなか厳しいとなっていますけれども、除染との組み合わせが、片づけごみ等そういったものをきちっと打ち出していかなければきれいなものにはならないと思うんですけれども、その辺は。

○
復興対策課長（中川喜昭君） 今回の大雪での部分、今、おただしいいただきましたように、今後、その撤去が必要というふうに考えております。その費用についてもどのような方法があるだろうかというのを内部で話をしまして、補助とか東電賠償とか、あと、今おただしいただいた除染とあわせてという部分があるかと思います。それぞれ今回の大雪での賠償という部分なのかどうなのかという部分の整理も必要かというふうに思っております。おただしいただいたように、4月から除染が始まるということで、倒れたままそのまでの除染というのは考えられないというふうに私も考えておりまして、その被害がある程度わかった中で、環境省なりに除染でそれらの撤去はどうなるのかという部分のお願いもしておりますし、あと、一方では補助の関係はどうなってくるのかという部分の話もさせていただいております。早急にそれらの対応を決めなければならないというふうに感じているところでございます。以上であります。

4番（北原 経君） やはりその辺を一番心配をしているところです、皆さん。補償に関してとかそういうのは、次に渡邊 計君ががっちりやるそうですから。先ほど冒頭で申しましたように、道路の周りに竹、立ち木、そういったものが除雪の妨げになっていたという、見てきてそう感じたわけなんですけれども、県道であってもそういったものが邪魔することによって除雪がはかいかなかつたと。今は未曽有とか豪雨とか、あとは想定外とかいうものは、もう人間の小さな考えでは予測できない状況でありますので、そういった道路周辺の木はもう事前に伐採する、それを県にきちっと申し出て、村内の道路もそうです。そういうことをすべきと考えますが、その辺はどう考えますか。

○
復興対策課長（中川喜昭君） 今回の大雪で今おただしの倒木関係でございますが、重い雪ということでかなり倒木がありました。おただしのとおり、それらの倒木によって除雪に支障があったというのは現実であります。一番困ったというのは、電気線だったり電話柱ですね、これに倒木して寄りかかって除雪ができなかつたと。これらの対応については、やはりそれぞれNTT、東北電力というところに連絡をしながら、そこと委託している業者に伐採をしていただくという内容でやっておりましたので、やっぱり次の日の対応という部分がございまして、なかなか除雪が進まない1つの理由として挙げられるかなというふうに思っております。

あとは、電気線・電話線ではなくて普通に倒木して路線に横たわるという部分もございまして、初日、2日目はそれらの対応をその業者とかにやっていただきましたが、3日目あたりからかなりあるということで、専属に建設業者に、心のある方を倒木班という形でつけて、邪魔になっている木については倒木しながら進めてきたと。ただ、大きな太い木があるという部分では、なかなか素人に切れないということで、森林組合のほうにもお願いをしながら対応してきたということでございます。

今後のそういう倒木の対応ということでございますが、どれが倒れるかという部分がな

かなか、事前に調べるという難しさもありますし、あとはそれぞれの所有者の方がおります。そういう部分での了解をもらうのに、ある程度危険木という形で見られる部分についてはお願いする部分もありますが、それらのほかについてはなかなか難しいかなというふうに思っておりますけれども、今回も倒木があって支障を來したということもありますので、その辺の対応については今後、検討させていただければと思います。以上であります。

4番（北原 経君） 確かに所有者との関係はございますけれども、今回の場合のように、どういう状況のところがどういうふうに倒れていたのか写真とかにきちんと撮っていただいて、それをデータというか、それを見て、こういう状況になるからこういうところは協力してくださいというような、そういった努力をしなければならないと感じますけれども、その辺は何もしないでいるんじゃなくて、まず当たってみてください。どうですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の倒木があった箇所については、写真等をきちんとデータとして残しておりますので、それを見るということで予測を検討するという部分のおただしがありましたので、検討させていただきたいと思います。

あとは、道路脇に松くい虫等の被害を受けている松等があるというのも現実にござりますので、それについては事前に村のほうで直接、伐採をしているという経過もござりますので、これらについては道路管理、パトロールなども含めながら検討させていただければというふうに思っております。以上であります。

4番（北原 経君） 質問をかえます。今、避難先で仮設住宅等は、特に老人の方が入っておられます。そういったところは特になんですけれども、急に体のぐあいを悪くしたりする方が出でてきます。そういったとき自治会等で、そういう組織のもとでそういった普通救命士の講習を受けたり、AEDの使い方、それから蘇生のやり方、これ、3時間コースとか8時間コースとかいろいろあるんでしようけれども、やはり3年に1回くらいそういった講習を受けたから俺は大丈夫だなんていう、そういう甘い考えではなく、やはり1年に1回ぐらい俺は受けるんだと。そうすることによって体に植えつけるという、そこまでやらないと特に年寄りはだめではないかと思うんですけども、その辺に関してはどう考えますか。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、急にできない対応というんですか、あるかと思いますので、今ご質問があったように、それぞれ避難によって運動不足だ生活習慣病だというようなことで、大分運動不足でそれぞれの体がだんだん参ってきているわけでありますので、それらも含めて、運動教室も含めて、さらには今、ご指摘のあったような心肺蘇生の講習も含めて、今後、仮設等で対応してまいりたいというふうに考えております。

4番（北原 経君） 私のうちの事例を申しますけれども、うちの女房は簡単にこういうことを言いました。うちではお父さんとツネヒロがそういうのを受けているから私は安心だと、こう言いました。息子から、これはぼけと突っ込みですから、まあ聞いてください。息子から、じゃあ、私がいないとき、父ちゃんぐあい悪くなったらどうするんだと突っ

込まれました。そういうのは笑い話で済みますけれども、実際そういうふうになったときのことを考えれば、家族全員がそれをマスターしておかなければならぬという、そういう考え方からふやすべきと考えるんですけども、その辺、もう一度お聞かせください。

総務課長（中井田 榮君） 消防のほうに確認しましたところ、この心肺蘇生の訓練につきましては申し込みによることもありますので、それぞれ仮設に自治会がございますので、その連絡協議会なんかも毎月やっておりますので、その場で、今のようなご指摘を踏まえながら、消防のほうとも連絡をしながら、今後、そういうふうな教室ですね。それぞれの自治体で予定できるかどうかかも含めて協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○ 4番（北原 経君） 学校のほうでは中学生が1年のときにそれを受講させるということなんでしょうか。受講済みとなっておりますけれども、1年のときに受講させて、それを3年は、1年のとき受講したからいいという考え方なんでしょうか。そうなのかなと思っておりますけれども。私、そうではなくて、やはり1年に1回くらいはそれを行うことによって、自然と、早く言えば、わたわたしないでマニュアルどおりできるということが一番大切なことではないかと考えるわけです。小学校は、いわゆる心肺蘇生というのか、今の、空気を送るマウス・トウ・マウス、そういったものはやはり親としても、これは血液の病気とかそういったものもあったりして親として嫌うかもしれませんけれども、しかし、実際それをしなくても、小さいうちからこういうものなんだということを例えば画像に映して見せる、紙芝居でもいいです。そうすることによってそれが知識となって入る。知識のない力のある大人、あと、力がなくて知識のある子供、この2つが合体することによって1人の命を助けるという、そういう考え方のもとから、小さいうちからそういったマニュアルを植えつけさせておくというのは大切ではないかと私は考えるんですけれども、その辺はどうお考えですか

○ 教育長（八巻義徳君） ご指摘のとおり、発達段階に応じて救命講習のあり方について検討していくということは大切かというふうに思います。特に、カリキュラムの内容、例えば心肺蘇生法で言えば、思った以上に力の要る胸骨圧迫、あるいは、気道確保であれば誤嚥防止を前処置した気道確保のあり方、あと、非常に難しい問題もありますけれども、マウス・トウ・マウスの人工呼吸法等のあり方ということで、いずれにしろその発達段階に応じてしっかりととしたプログラムを検討する必要があるかなというふうに今、お話を聞いていて感じております。

さらに、もう一つ重要なことは、緊急時に周辺の人に伝える力、その危機を周りに伝える力の育成も大切なというふうに思っております。今後、学校現場と協議しながら、消防関係者の方々、日本赤十字社等のご指導をいただきながら、そのあたり、命を守る学びについて取り組みを継続してまいりたいと思いますし、また、そのカリキュラムを考えていきたいというふうに思って今お聞きしました。以上です。

4番（北原 経君） 小学生の子供でも、そういった映像とか紙芝居とかといったもの、あとは、できる子は実践でもよろしいですけれども、子供が学校できちつとしたものを学

習した、それを家庭でお母さんに話をする、お母さんもそれによって関心を持つ、じいちゃんも、ばあちゃんも、お父さんも関心を持つ。こういった関連性が、一番いい形でみんながマスターするという形になるのではないかと私は考えるわけなんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

教育長（八巻義徳君） ご指摘のとおり、私どももこうした命を守ること、また、命を救うこと、学びも含めて、地域と家庭と学校が連携して取り組むということは大きなテーマとして上げておりますし、今後ともそうしたことを踏まえて進めてまいりたいというふうに思っております。（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） 2番渡邊 計君。

2番（渡邊 計君） 平成26年第2回飯舘村議会定例会一般質問を始めたいと思います。

質問に先立ち、今回、知の積み立て事業において、村内・村外差別なく平等に、さらに、検印サインも1個で図書カードを交付していただけるように改善していただきありがとうございます。感謝申し上げます。（）

では、質問に入らせていただきます。今回、3項目6点について質問いたします。

まず、2月15日の豪雪についてお伺いいたします。これは時期尚早とは思いましたが、建物、ハウス等の被害状況等倒壊物、これは放射性廃棄物となるために簡単には片づけられないと。そこで、処理等具体的な支援策があるのか所見を伺いたいと思います。（）

次に、復興住宅及び仮設住宅、これはみなし、仮設、借り上げを含みます。昨年度末の復興庁との合同アンケートの回収率、51%程度であったが、20代、40代の回答率が物すごく低いと。また、内容に関しましても3階建てマンションタイプで1戸建て等の説明が少ないと。そしてまた、部屋の間取り等の説明がほとんどないと。そして、設問もわかりづらかったように思われます。これでは明確なニーズは把握できないのではないか。もっと綿密な調査が必要と思われますが、所見を伺います。

2つ目、避難生活も3年間がたとうとしております。現在、避難地域になじんだところでありますが、復興住宅の建設場所によって、また一からこの避難生活を始めなきやならない、その場所になれなきやならないという苦労が始まります。そこで、現在、建設予定地以外に、例えば伊達市、相馬市、これ入っていないんですが、そういうところに建設する計画はあるのか伺います。（）

3つ目、仮設及びみなし仮設等にいつまで入居していられるのか。1年ごとの延長に村民からは不安の声が上がっております。これは、いつごろまで入っていられるか詳しく述べべきと思われますが、所見を伺いたいと思います。

次に、避難解除見込み時期についてあります。質問書には、いずれ見込み時期が必要であると言葉を濁しましたが、村長がこの議会前に28年3月と公表しましたので、それに合わせて質問させていただきます。環境省からは、除染の完了時期、いろいろありますが、宅地・農地それぞれありますけれども、あとは河川、ため池等いろいろありますが、完了時期はいつごろと通達されているのか伺います。

2つ目、解除に伴い、附帯条件、帰村するためにいろいろクリアしなければいけない条件が多々あると思います。どんなことがあると考えておるのかお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 2番渡邊 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の豪雪についてでございます。被害状況につきましては、さきに北原 経議員の質問にも答えさせていただきましたが、パイプハウス等の農業施設や建物の被害については村内全域で確認されておりまして、早急に被害状況に詳しい調査を今、進めているところでございます。

倒壊した農業施設や建物の処理などに対して支援があるかとのご質問でありますが、農業用施設において除染が進まず、営農を再開できない本村の状況では、国・県の補助事業を取り組んでの撤去・再建は難しいと考えているところであります。

また、降雪による倒壊した建物の被害については、原発事故による避難中であるため、管理ができない状況下での被害というふうにも捉えておりますので、撤去に係る追加的費用については、東電の賠償を視野に入れまして今、国及び東電と協議をしているところでございます。

また、倒壊した建物やパイプハウスなどは除染の妨げにもなりますし、早期に撤去しませんと景観や営農の再開に対する意欲の低下にもつながりますので、国及び県に対し支援策を要請してまいりたいと考えております。

次に、倒壊した建物などの処分ですが、廃材などには放射性物質を含むものも想定されますので、一時的に集積する場所が必要であると考えております。また、これらの可燃物の処分については、蕨平に建設予定しております仮設焼却炉などでの焼却処分が可能かどうかを国と協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

最後の避難解除見込みについてお答えをさせていただきます。

この件は、松下議員のご質問にもお答えをさせていただいておりましたが、昨年秋に見直された国の除染計画では、帰還困難区域以外の住環境の除染を平成26年度中に完了し、その後、農地の除染を行うとされているわけであります。当初予定されました住環境及び農地の除染を同時にを行うという見込みは大幅に変わりまして、環境省の計画によりますと、住環境を除く農地の全ての除染が完了する時期は、平成28年度になる見込みということに今のところなっています。いろいろその辺について、17日に工程表なりなんなりを持ってくると思いますので、改めて確たるもののはまたお知らせをしたいというふうに思っています。したがいまして、農地除染の完了まで待つとすると、一刻も早い帰村を望む方々の声に応えられなくなりますので、まずは住環境の除染終了をもって第一段階とし、避難解除時期について協議をしていければなど、このように考えているところであります。

次に、解除に関する附帯条件ということですが、一刻も早く村に帰りたいとする人がいる一方で、健康被害が心配でなるべく帰還はお控えたいといいますか、後でしっかり除染をしてからという考え方もありません。このことから、避難解除に伴い、賠償金が減額されたり、仮設住宅や借り上げ住宅から退去を迫られるようなことがないよう、国と確認していく必要があると考えております。現在の制度では、避難解除が賠償金や災害救助法などと密接に関係をし、影響される仕組みになっているということですので、村としてもこれらが住民に及ぼす影響を十分に把握しながら、不利

益をこうむる村民がなるべく少なくなるように国と交渉してまいりたいと、このように考えているところであります。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。
総務課長（中井田 榮君） 私からは2点目の復興住宅関係について、関連がございますので、2点一括してお答えをさせていただきます。

まず、昨年末のアンケート調査の件ですが、このアンケートは復興庁、県、村の共催で平成24年11月30日から12月14日に実施した意向調査でございます。このアンケートは、飯館村から避難されている分離世帯を含む2,985世帯に対し実施したもので、1,523世帯から回答が寄せられ、回答率はご質問の51%でございました。この中で、帰還の意向とあわせ災害公営住宅への入居意向についても聞いており、飯野地区に建設する村外子育て拠点の災害公営住宅への入居意向や、村内拠点に建設する災害公営住宅への入居意向も聞いております。公営住宅への入居希望は、飯野地区の復興住宅への入居希望が282世帯、18.5%、村内の復興拠点の災害公営住宅への入居希望が216世帯、14.2%でございました。同様のアンケートは平成25年度も実施しており、平成25年11月30日から12月14日に実施をしております。分離した避難世帯3,024世帯に対して行い、1,258世帯から回答を受けました。回答率は48.2%でございました。

今回の復興公営住宅への入居意向については、飯野地区のみにかかわらず希望する自治体も聞いており、215世帯から入居希望が寄せられております。最も多いのが飯野を除く福島で74世帯、次いで川俣町が49世帯、南相馬市が38世帯、福島市飯野町が33世帯となっております。ご質問の趣旨は、回答率が低く、詳細なニーズ調査が必要ではないかとのご意見ですが、時間の経過とともに住民の意向も変化してまいりますので、アンケート等を定期的に行って意向の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、復興公営住宅の建設計画についてですが、現在、村で建設を進めております飯野町地区23戸のほか、県営により福島市内に60戸、川俣町内に60戸、南相馬市内に40戸の整備を要望しているところでございます。このうち、福島市内48戸につきましては間もなく県より第1期分として入居募集案内がされると聞いておりますので、村としましてもわかりやすい案内に努めてまいりたいと考えております。

このほか、村内についても村営住宅の建設を予定しており、住民ニーズの把握に努めながら計画的に建設してまいりたいと考えております。以上でございます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは、2の3、仮設住宅及びみなし仮設等への入居期間について、詳しく説明すべきとのご質問にお答えさせていただきます。

仮設住宅等の入居期間については、ご承知のとおり、国通達により、仮設、みなし仮設ともに平成27年3月までは期間が延長されましたが、その後については未定であります。村としては、少なくとも避難指示が解除されるまでは入居できるものと考えておりますが、解除後も、即刻打ち切りするのではなく、2ないし3年の猶予期間を設け、将来の身の振り方を考える期間を設けるべきであると訴えてきました。国県の今後の具体的な考え方は現時点では示されておりませんが、村の主張を強く要請していくことと、村民に対する不安を少しでも解消できるよう協議を進めてまいります。以上であります。

○
2番（渡邊 計君）豪雪についてでありますけれども、これは放射性廃棄物ですね、被害物が。これはもう早急に決めることが本当に大事だと思いますが、運搬について支援をしていただきたいと私は思うんです。それぞれ運搬するといつても大変でありますし、行政区ごとに集めてとか、そういうことで運搬車両等を村が用意できいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○
復興対策課長（中川喜昭君）廃棄物の考え方であります、今おただしのとおり、建物等についてはいわゆる放射能物質を浴びているという部分では放射能廃棄物の一つになるのかなというふうに思っております。それで、その対応としまして、まず、放射能の廃棄物になるにはやはり国の判断が必要かと思います。やっぱり村で放射能の廃棄物だとしても、国がある程度方向性を示さない限り難しいかなと思っておりまして、今回も被害を受けてから、一応環境省のほうには、やはり除染を進めるには邪魔になるものであるということになれば、除染と一緒に片づけていただけるような方策をとっていただきたいという要請には行っております。ただ、それが国としてまだ判断をしていないという状況になりますので、まずはそこで放射能物質の廃棄物という定義をしていただいて、そうなれば運搬は国の責任のもとやっていただくという形になろうかと思いますので、運搬も含めましてその辺を強く今後も国と話をさせていただきたいと思います。以上であります。

○
2番（渡邊 計君）今回、雪折れした木も大分あると思われますが、山の中は別として、道路付近の雪折れの木、これは除染のほうで片づけるのか、また、別に片づけるのかお伺いします。

○
復興対策課長（中川喜昭君）今回、先ほどもお話ししましたように、廃棄物関係、除染に伴うものについてはある程度国のガイドラインに沿って、あとは宅地なり森林なりについてはその同意の中で行なっているということで、例えばビニールハウスがないパイプだけのハウスについては、撤去をします。そして、一時保管場所ですね、残置置き場に置くような形で進めますよということで、今、村民の方の同意をとらせていただいていることがあります。今回の雪で、それらがすぐさま撤去しますという形ができるかどうかというのが先ほどの問題であります、あわせて、やはり今回、倒木したものについて、道路脇で一時保管しておりますので、これらについてもその状況を国の方に話をして、イグネ等については、その丸太についてはその所有者の一角に置くということで今進めております。枝葉については廃棄物処理をしますという形もありますので、やはり今後、検討せざるを得ない内容かというふうに思っておりますので、これについては早急に決めなければならないものと考えておりますので、いましばらくお待ちいただければと思います。以上であります。

○
2番（渡邊 計君）村長、今回、納屋とかそういうものを潰されて、農業機械に関しては、その年数なりで6分の3、6分の4の補償はされていると思われますが、今回、潰されたことに、全損と同じわけですよね。それから、長泥地区以外は認められていない車の補償です。車を入れておいて潰された方もいる。こういうものの賠償に関して、これ個人的に東京電力に言っても、東京電力はいろいろこじつけて認めないわけであります

で、そういうことに関して村のほうから東京電力のほうに強く要望していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） そういうことで、けさも会議の中で東電のほうに申し入れさせていただきましたし、いわゆる非常に今、被害の状況が難しいですね。普通ですと各家庭からうちの壊れたよというのが来るんですが、それも人がいないですから、こちらがぽんぽんと見て歩かないとだめだということで、精いっぱい今、やっておりまして、そういう意味からすると、その辺を整理をした段階でしっかりと東京電力のほうに賠償の請求といいますか、申し入れをしていくということなのかなと、このように思っているところであります。以上です。

2番（渡邊 計君） この雪害に関しましても、村に住んでいれば皆さんそれなりに、潰れそうだと思えば屋根の雪おろしなどをしていたわけですので、いなかつたがために起きたものなので、その辺は村のほうから強くブッシュしていただきたいと思います。

質問をかえます。復興住宅に関してですけれども、復興住宅のニーズとして、1戸建であるいは2世帯住宅、それから何世代で住むのか、何人同居で暮らすか、そういうことはアンケートだけではとてもじゃないけれども把握し切れないのではないかと思いますが、これはアンケート、何度やっても50%前後でとまっているわけでありますし、こういうものにはしっかりと対面調査などによってニーズを把握して、需要と供給のバランスをとるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。（ ）

村長（菅野典雄君） そのとおりだと思います。ただ、最初から対面調査というのもどうなのかなと。とりあえず、アンケートで絞り込んでいって、最終的には本人との面談というが必要になってくるのではないかなという気がします。例えば、福島市に住みたいということであれば、希望としてはそれはそれであるわけでありますし、また、どんな家が望みなのかというのもあるだろうと思いますから、そういう意味では、いつごろになりますか、最終的にはやっぱり避難をするときに、1軒1軒と私たちは、避難をどんなところの条件で、避難先、残念ながら思うようにはいきませんでしたけれども、今度、戻るときにはやっぱりもうちょっと綿密な対面の話し合いを最後にはしていかなければならないだろうと思います。ただ、最初からそれをしていいのかどうかというのは、やっぱり計画ができるだけ早く国のほうに出すとか、予算をとるとかそういうこともございますので、ある程度はアンケート調査で絞り込んでいて、最終的には人それぞれにきちんとした意思確認をしていかなければならない、このように思っているところであります。（ ）

2番（渡邊 計君） アンケート、24年、25年と2度やったわけですけれども、村長、28年3月あたりに見込み時期をしたいと。これ、今すぐに対面調査をしなければ、28年3月の見込み時期に間に合いますか。調査するだけでも1年はかかると思います。建てるのに何年かかりますか。もうアンケートなんて言っている段階ではないと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） まず、全てがアンケートというわけではありません。まず、飯野は9月かその辺に入る状況が出てきます。それから、福島のほうの40戸ぐらいは4月から募集

を始めるということのようであります。したがって、もうそういう方については、希望が出た時点でもう一度やっていくということなんですが、今、1軒1軒をどうします、どうしますという話までには、やっぱりまだ先ではないかというふうに思っているということであります。ですから、全てがアンケートだけでやっていって最後だという話ではなくて、それに応じて、当然、最終確認を住民の皆さん方とさせていただくというふうにやっていく必要がある。それはもう、既に始まらなければならないところもあるということでございます。以上であります。

○ ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 噫飯のため、休憩いたします。再開は1時10分といたします。

（午前1時59分）

○ ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時09分）

2番（渡邊 計君） 引き続き、質問を続けます。

村長、先ほどとちょっと質問をかえますけれども、復興住宅、人数把握から建築が終わって復興住宅に入れるまで、特に1戸建ての場合、何年ぐらいかかると思いますか。

村長（菅野典雄君） 早いのは今年の9月前後ぐらいではないかなというふうに思いますし、福島市の復興は来春にというような話を聞いているところであります。その後の県営住宅は多分、川俣も南相馬市もあと2年、つまり28年ですか。28年の4月、5月、その辺になるのではないかというふうに思っているところであります。以上であります。

2番（渡邊 計君） 大体2年ぐらいはかかるだろうと、建設期間。そうすると、調査にも時間がかかるわけなので、今現在、予定数は28年3月に間に合ったとしても、今後、出てくる要求に対する建物は、28年3月には間に合わないのではないでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今度出てくる要求というのは、いわゆる今までのアンケートの中はあくまでも半分程度の回答ですから、それ以外の人たちが出てきてふえた場合に対応できないのではないかというご質問の内容かなというふうに思います。もちろん、それは可能性としてないということはないだろうというふうに思います。ただ、今、入りたいというふうに言っていた方も必ず入るとも限らないし、また、場合によっては村に戻るという方もいるかもしれません。その辺がなかなか人それぞれ、1ヵ月、1年の間にどんどんと変化もしていますので、そういう意味ではやはり追いかけながら、微調整しながら、できるだけそういうものに、希望のところになるようにという形をしていくしかないのかなというふうに思っています。以上であります。

2番（渡邊 計君） ですから、50%程度のアンケートでいくのではなくて、早急に対面調査をして、調査をしなければ全然追いつかないと思うので、早急な対面調査をしていただくことをお願いいたします。

次、質問をかえます。私ちょっと勘違いして51%と書いたために、24年度のアンケート、そして25年度のアンケートまで書いていただきありがとうございます。この25年度の結果なんですけれども、215世帯、その後で福島74、川俣49とありますけれども、この下の

数字というのは215世帯の振り分けということでよろしいんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどお答えさせていただいた内容につきましては、この215世帯の主な内訳といった内容でございます。

2番（渡邊 計君） 村長、12月の議会当時ですけれども、個人的に家を求めた方が大体150世帯ほどあると。現在も進行形かと思いますけれども、これ、個人で家を求めた方は帰らない公算が強いんですよね、どうしても。例えば復興住宅に入つてもらって、現在、今までためてきた金、賠償の金、そういうものをできるだけ残して、20年後、30年後、村に帰れるような、そのためには、村に帰る人間を多くするためには、やっぱり復興住宅が必要だと思うんですが、そういうことで私は復興住宅の早期建設を求めているんですが、村長の考えはいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） できるだけ戻つていただきたいわけですから、そのためには、復興住宅が欠かせないということであれば、これにこしたことはないということあります。ただ、村で、なかなか、建てるというのは、後々のことでもございますので、そう無謀に多くというわけにもいかないなという気がします。県営であれば、これは場合によつてはまた別な人も入れる、あるいは、場合によつては避難民でなくとも入れるという可能性が出てきますし、村としてもそこに長年の責任をということにもならないということありますから、そういう意味では多くというふうには思つておりますけれども、だからといってまだちょっと定まらない中で100も200もお願いしますという話はなかなかできないので、その辺を調整をしながら、今のところこのぐらいが適当ではないか、先ほど言ったようにうちをつくる人も結構どんどんとふえていくんだろうなと、そんなような中でのことありますので、ただ、できるだけ早くというのは全く同じでありますから、国ほうにも求めていきますし、村でこれからやっていくほうもスピードを上げていきたいと、このように思つております。

2番（渡邊 計君） これ、私ごとや私の友人ごとで申しわけないんですけれども、現在、家を建てるだけの蓄え、今までの蓄えと賠償とで何とか家は建てられると。でも、建てちゃうと、その後の固定資産税とか生活費、それがなくなつてしまうと。であるならば、やっぱり復興住宅に入りたいと。それで、この復興住宅の家賃でありますけれども、最大だと7万円を超えるようになっちゃうんですね、630万円だかの収入。そうすると、復興住宅に入つて7万円出すんだったら、かえつて自分でうちをつくったほうがいいんじゃないかと。この復興住宅に入る場合、できるだけ家賃を安くするような、そしてまた、現在、国から県に復興住宅建設がおりたために、家賃も高くなつたし、建設も全然追いつかないんじゃないかと。これはまた国ほうで、国主導でやっていただくような、国に要望していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当然、いろいろ考えれば、人によっては家を建てて大変な思いをするよりは、県営住宅なり災害住宅でという方も私は多いだろうというふうに思つています。その場合に、家賃の問題、これは我々もこれからどういうふうになるのか、当然できるだけ安くしてもらわなければならない。でも、一方ではそこで收支を合わせていくということでしょうから、なかなか一概に極力安くとか、ただにというわけにはいかないん

だろうと思います。ただ、少なくとも県のほうにもきちんと、国のほうにも言つていきますし、村営住宅の場合はまたそこで皆さん方との相談の中で、若干緩和措置ということも考えることもできるのではないかと、このように思つてはいるところであります。

2番（渡邊 計君） 今回、飯野町に子育て支援住宅23戸建ちますが、村長は震災時、飯館1,700軒弱ですか、その中で18歳以下の子供がいたうちが何軒あったと把握しておられるでしょうか。

村長（菅野典雄君） ちょっと急に言われましてわかりませんけれども、少なくとも300から400ぐらいはあったのではないかというふうに思います。多分、もっと多いのかもしれません。少なくとも小中の保護者というところでは、400、その前後じやなかつたかなと記憶をしておりますが、まだ入っていない家庭も、子供さんを持っている方もあったと思いますし、場合によっては、高校生になっているというのも子供を持っている家庭というふうに考えれば、もっともっと多かったのではないかというふうに思っています。以上であります。

2番（渡邊 計君） 23年に震災ありまして、24年に私ちょっと住民課のほうに問い合わせて調べていただきました。震災当時、18歳以下の子供がいた家庭は飯館で511軒だそうです。それで、村長も今、400軒以上あるんじゃないかと把握していると。これで飯野に子育て住宅が23戸しかないと。全然数的に足りないと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 建物を建てるときに、当然それは、場所の問題からその他の問題からありますから、全てというわけにはいきませんし、先ほど言いましたように、子供さん方を持っておられる方はそういうアパートに、村営住宅に入るという方もいますけれども、入らないという方もいますので、500いるのに23でどう整合性を持たせるんだというのは、ちょっとそこにはいろいろな考え方が出てくるのではないかという気がします。ただ、23戸で間に合うとは全く思っていません。でも、現在はできるだけスピーディーに、与えられた土地の中でやるということになれば、23戸ということになったということになりますから、今後、できるだけその辺の、子供さん方が村の近くに住んでいただけるようにという考え方で、川俣も60ぐらい何とか確保していただけないかという話は今、急いでしています。福島のほうもそのとおりでございまして、それぞれ自分の希望の中で、満足とはいかないでしようけれども、また判断をして入っていただくということになるのではないかというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） 村長、昨年の復興庁のアンケート、あれはあくまでも3階建てマンションタイプの写真しか入ってきませんでした。その後、私、伊達のほうの社協の方かわかりませんが、同じものを持ってきたら、ちゃんと間取りまで書いてあったんですが、4畳半1つ、6畳1つ、あとダイニングキッチンです。村長ね、震災当時小学6年だったお子様たちが、もう今年、この4月には高校入学なんですね。避難したときはまだ小学生だからよかったです。でも、中学、高校となると思春期に入るわけです。そうすると、幾ら兄弟でも男と女が一緒の部屋とか、男同士でも思春期になると1人の部屋が欲しいと。そうなると、マンション型では対応できない、小さいお子さんがいるところはどうしても1戸建てが必要になってくる、そう考えますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりだと思いますから、そういう方は1戸建てを考えるなり、あるいは探すなり、あるいは借りるなりという形の道を選択していただくことになるだろうと思います。

2番（渡邊 計君） 探すなりじやなくて、国も復興住宅を建てますと言っているんですから、村も村民のためにきっちと調べて早急に建ててくださいと国に要求すべきじやないですか。いかがですか。

村長（菅野典雄君） それはそれぞれ希望なりなんなりは出しますけれども、復興住宅には復興住宅の決まりがあるって、それを少しでも破るために、努力はしておりますし、また、そういうことも飯野の住宅ではありましたけれども、何せ県営住宅にこういうのこういうのという話は、してありますけれども、あとはつくられたものに合わせていくしかないのではないかというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） 生活支援課長、ちょっとお聞きいたします。先ほど言ったように震災後3年以上たって、新規の子供がふえてきていると。そういう中で、現在、住みかえ、いろいろな条件があります。でも、こういう子供が大きくなって部屋数が足りなくなつたと、あるいは高校入学のため近くに越したいとかいろいろ出てくると思うんですけれども、そのような家庭の事情や子供の健全化ですか、思春期の子供に対する健全育成のためにも、そういうことを配慮していくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 県の借り上げ住宅に関しては、昨年の4月からちょっと厳しくなりまして、1回避難しておったり去年の4月以降に移動したりしている方についてはなかなか難しい、厳しい基準で対応が迫られているという現状であります。そこで、今の渡邊議員の、こういう場合、思春期の兄弟が大きくなつて1戸建ての住宅が欲しくなつてきているという質問に関してですが、今現在では、東京電力の賠償請求による住宅の借り上げ、そういうふうな部分でしか借り上げ住宅の対象にはなつていかないのかなという状況でございますので、今、自治会のほうの説明会でも県の借り上げ住宅の住みかえについてということで一生懸命説明しておりますが、なお、お知らせ版でも周知しておりますので、今後とも懇切丁寧に住民の皆さんに説明していきたいと思っております。以上です。

2番（渡邊 計君） 今、この借り上げアパートとか仮設住宅、これは災害救助法によって賄つてられると思います。ただ、この災害救助法、東日本大震災災害救助法ですよね。ということは、宮城も福島も岩手もみんな一緒になつていて。ところが、今出ています特措法、これは原子力災害特措法ですよね。であるならば、この災害救助法も、東日本大震災ではなくて、放射能というのは長い時間かかるものだと、であるならば、この災害救助法も原子力災害救助法のような形でやっていただけないかと国のほうに申し込むことも一つの手ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当然、どこの市町村もそういうふうに考えていると思いますし、福島県がこれほど苦労しているわけですから、それは県としてやっぱり、我々言つてあります

が、県としてやはりきちんとそういう考え方を出すべきであろうと。ただし、多分県も

私は言っていると思いますけれども、残念ながらこの大変な有事に対して、なかなかぴったりした有事の対応が思うようにいっていないという状況ではないかなというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） 今のことに関しても、村のほうからも一度陳情書を上げたからいいとかじやなくて、たびたび上げていくべきではないかと、このように考えております。

次の質問に移らせていただきます。解除見込み時期に関してなんですけれども、営農再開、帰村した場合は、農村ですので営農再開が必ずついて回る。ところが、ため池、堀、河川、これらの除染が絶対必要なんですけれども、いまだに環境省のほうは出していないと。でも、こうなった場合に、28年3月見込み時期との整合性はどうなるんでしょうか。村長、お願ひします。

○ 村長（菅野典雄君） 今の段階では、モデル的にやられている田んぼ、畑は、それぞれ水を引いたり、あるいは場合によっては水をかけたりという話をしているんですが、そこでつくられたものは、今のところはベクレル的には範囲内と、こういうことあります。ただ、それが全てなるというふうにもやっぱり思いませんから、細心の注意をこれからも図っていかなければならぬだろうと、こういうふうに思っていますので、なお、そういう対策ができるかどうか、それを今、環境省なりあるいはいろいろな研究機関で、村でお世話になっている人たちにもお話などもして、お願ひできませんかねという話はしているところであります。

2番（渡邊 計君） 私ちょっと質問しているのは、ため池、堀、河川、これまで除染したらいつまでかかるのかと。宅地が26年、農地27年から28年、その後でため池、堀、河川と除染するようになった場合、何年までに終わる目算でしょうか。村長なりの考えでいいです。

○ 村長（菅野典雄君） 何せ我々、自前でできるという話ではございませんし、加害者は国であり東京電力でありますから、そちらがきちんとやはりやっていただくということを我々は求めていくということあります。私見でそれがいつになるんだという、こういうご質問でありますけれども、全く私は予測はつきません、今の段階では。ただ、少なくとも、田んぼ、畑が除染が終わるまでにはやってほしいなど、このように思っているところであります。

2番（渡邊 計君） ということは、これは28年3月までは間に合わないと受けとめてよろしいでしょうか。

村長（菅野典雄君） いや、ですから、29年3月までが田んぼ、畑というふうに考えておりままでの、そういう意味からすると、そこまでできるかどうかはわかりませんけれども、とりあえずの目標はそこだというふうに思ってはいるところです。

2番（渡邊 計君） 農業委員会会長にちょっとお尋ねしたいんですが、現在、田んぼ、畑、5センチの土取りをした場合、覆土しますよね。そうした場合、剥ぎ取られた覆土の土が、地力の回復には、農業委員会のほうでは何年ぐらいかかると目算しておられるでしょうか。

農業委員会会長（菅野宗夫君） 全く数年というか、物すごい年月をかけて培ってきたものが、

やはりそれが私たちの営みとなり、地域の基幹産業である農業という形で成り立ってきたわけであります。それが本当に剥ぎ取りという形で身を削られる思い、本当に命を削られる思いであります。耕土を大体15センチから20センチ、その中で5センチ前後を取られるということは、やはりその地力の約3分の1を失ってしまうというような状況があります。こういうものに対しての地力の回復、当然そこには客土という形で、一応は耕土としては形の上では戻されますけれども、実際、地力としてならば、それは後の、全く作物の血液、体そのものですよね。これを戻すにはやはり有機物の投入やら、それから土改材の投入とか考えられますけれども、物すごい年月はかかると思います。ですから、農業として成り立たせるためには、それぞれ長い年月は当然かかると思います。そういう中で、私ども農業委員会としては、それぞれさまざまな角度で行政に建議を行ったり、さまざまな角度で行っておりますけれども、大変な状況であることには間違はありません。すぐに自立され、経営が成り立つような形にはならない、そのように思っています。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時34分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午後 1時34分）

2番（渡邊 計君） 村長、帰村してからの営農再開まで数年かかると。除染だけ終われば帰れるものじゃない。宅地周りの除染だけ終わって帰る。かごの鳥じゃないんですよ、私たちは。飯館に戻った人は飯館で生計を立てなきゃいけないんです。それで、農業再開まで数年かかる。やれば、除染終わったから直ちに帰れる、そういうものではないと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） そのとおりであります。そういう方もいますし、まずは何せうちに戻つて、少し今までの、3年、4年のストレスを取りたいという人もいるということでございます。

2番（渡邊 計君） いつまでやっても思ったような答えが返ってこないので、次に移らせていただきます。

私たちは放射線量により3区分されました、地域的にね。でも、もう3年たつ。村長が28年3月の見込み時期、そういうことを考えますと、もう地域的な分割というか、区分ではなく、帰る人、帰れない人、この2つに分かれる。人間的区分をする時期に来ているんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 我々はみんな飯館村民だったわけですから、結果的にはその後、どういうふうになるかはそれぞれの人に委ねるしかございませんけれども、何度も言いますように、少なくとも当面というか、ある程度の間、やっぱり同じ村民であり、また、たとえ村から籍を離れたとしても、そのつながりをどういうふうに持っていくかというのをやはり考えていくということではないかなという気がします。ですから、ここであ

なたは帰らない人、あなたは帰る人と分ける、結果的にはそうなりますけれども、村があえてそこに口を出したり、あるいは勧めるというつもりは全くございません。

2番（渡邊 計君） では、質問をかえていきます。村長さんは常々、年間5ミリシーベルトが帰村の値だと言っておられますが、これ私、村長さんに5ミリと言わせたのは私のような気がして私、今、心痛んでおるんです。伊達仮設に来たときに、ある程度低くなつたらというときに、私が村長さんに数字であらわさないと我々返答できないと。そのとき、村長さんが初めて「5ミリ」と言ったような気がするんですけども、私これ、村長さんに5ミリと言わせたのは本当に申しわけないと思っています。ただ、現在、年間5ミリシーベルトと言っている村長さんの根拠を伺いたいと思います。

議長（大谷友孝君） 渡邊 計君、「さん」はつけなくて結構です。（「済みません、申しわけないです」の声あり）

○
村長（菅野典雄君） ミリシーベルトもマイクロシーベルトもベクレルも、全くわからない人間がありました。まさにそういう中で、一生懸命聞きかじりの中で勉強させていただきながらきたわけですが、いわゆる5マイクロシーベルトというのは、今、私たちが避難しろと言われたのは年間20ミリシーベルトになるから避難しなさいと、これが国からの話がありましたから、基本的には多分、私は20だろうというふうには思います。しかし、出なさいと言われたときと戻りなさいというときが同じであっては、全くそれは我々、そうですかという話にならないということあります。じゃあ、よく皆さん方が言っている1ミリシーベルトということにすればいいのかといいますと、これ何度も言ったことかもしれません、すぐにそななる自治体もありでしょう。しかし、そこまでなるのには何十年もかかるところもあるでしょう。多分、私は、飯館村は私は七、八年から15年ぐらいではないかなというふうに思っています。そうした場合に、少なくともその方たちを、村民を10年前後、いわゆる避難生活をするというのは、決して村としてはいい判断とは思えないということあります。ただし、何度も言いますように、5ミリというのは、飯館村がモデルをいち早く入れさせていただいた中で、少なくともきちんとさえ除染をすれば5ミリシーベルトはクリアするのではないか。しかも、そこでいいという人とだめだという人も当然いて当たり前。それに対して飯館村は、どちらもそれは仕方がない話ですから、当然一人一人にできるだけその考え方を尊重しますという話での復興計画をいち早くつくったわけですので、そういう中から5ミリというのを設定をさせていただいたということあります。私、全然記憶がございませんが、別にその5ミリを言わせた責任を感じなくともいいんじゃないかなというふうに思っております。

○
2番（渡邊 計君） 確かに私たちも勉強不足なところが多々あります。それで、年間1ミリ、これにこだわっている人もいる。でも、間違った受け方をしていると。年間1ミリというのは、今回の事故由来による追加被ばく線量1ミリということであって、必ず1ミリじやなきやいけないということではないんです。ちょっと調べたものがあるんですけども、世界平均は年間2.4ミリシーベルトなんです。それで、日本的にも、2.1ミリという文面も出ていますが、私調べたここに文科省のがあるんですけども、文科省の場合

は年間1.5ミリが日本の平均になっております。ただ、これに事故由来の1ミリシーベルトを加える。そうすると、2.5ミリです。ただ、この先進国というのが医療被ばくがかなり高いんです。日本で年間2.3ミリ。アメリカだと3ミリ。そうすると、日本平均の1.5に追加被ばく量1ミリを足して2.5、それに2.3足すともう5ミリになっちゃうんです。ところが、村長の言う5ミリにこの医療被ばく2.3を足しますと7.3。しかも、村長は1時間当たり1マイクロシーベルトが5ミリだとおっしゃっていますけれども、これは震災後、政府のほうが数字を下げたいということで、家の中に16時間、外に8時間。でも、震災前はあくまでも365日掛ける24、8,760倍。それに国が今回、4割減の0.6を掛けまして5,200倍相当の計算を出してきたわけなので、だから、少なくとも日本平均の1.5に医療被ばくなどを加えた2.5から3ミリあたりが落としどころではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 線量の部分でございますが、復興計画等に入っています年間5ミリというのは、除染の目標値であります。この数字で今、ご議論されているのかなと思っています。それで、国のほうの1ミリというのは今、渡邊議員からあったように、追加積算で年間1ミリと。時間ですと、先ほどの国が言う8時間、6時間をやりますと0.23ですね。あとは、今、言ったように自然由来は国はそこまでの積算の部分でありますけれども、村の部分は積算という言葉は言わずに年間5ミリという話を言っている状況でありますので、村としてはその当時、国が言った8時間、6時間で約1マイクロシーベルトという根拠でお話をさせていただいているという状況であります。これは、先ほども復興計画の中に入れる際に、除染としての目標で、その中で教育部会やら、あとは健康部会からいろいろご議論いただいた中での除染部会としての数値を上げさせていただいたというものであります。以上であります。

2番（渡邊 計君） 今、除染の目標と言いましたけれども、村長は5ミリになれば大丈夫だから、その辺に、除染が終われば帰したいと。ということは、年間5ミリが、除染もそうですけれども、年間被ばく量5ミリと言っていることと同じではないかと思いますが。村長、年間5ミリシーベルトとした場合、外部被ばくは何ミリシーベルト、呼吸による内部被ばくを何ミリシーベルト、飲食による内部被ばくを何ミリシーベルトと考えておられるのでしょうか、この辺をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 今、いろいろな被ばくの仕方というお話がありましたけれども、そこまでは私、細かい話は勉強もしていませんし、やはりできるだけ専門家にそれは委ねてご指導をいただきながらやっていくと。できるだけ住民にはわかりやすくしていくということだと思って、5ミリシーベルトという話をずっとさせていただいているところであります。

2番（渡邊 計君） 確かにこれ、言えといつても簡単には言えないと思います。でも、ちょっと意地悪ですけれども、聞いてみました。

それで、村長の言っている年間5ミリシーベルト、これ、現在、放射線管理区域、身近で言えばレントゲン室です。そういう管理区域では、いまだに1時間0.6マイクロシーベルト。これは24時間掛ける365日、要は後で政府が出してきた屋内に16時間いるから

5,200倍という計算とは違うんです。いまだに8,760倍の計算なんあります。そして、管理区域内というのは、飲食をしたり、寝たりしてはいけないところ。そして、1平方センチ当たり4ベクレル、1メートル平方に換算しますと4万ベクレルです。それ以上あるとそこから出られないんです。村長が帰そうとしているのは、1時間当たり1マイクロシーベルト。これ以上高いところに帰すんですか。

○
村長（菅野典雄君） 何度もお話をさせていただきますが、それでいいという人に帰っていたく、だめな方はもう少しお待ちいただいたり、また別の道を選んでいただくしかないということあります。ただ、投げやりにどちらもするつもりは全くありませんし、それに対する対応を国なり県なり、特に県なり、東電にしっかりと要求をしていくというのが村の考え方ということあります。

○
2番（渡邊 計君） 解除見込み時期は、いつでもいいんありますけれども、それに対してクリアしていかなければいけない条件がいろいろあるんではないかと思うんです。先ほども話を出しました帰れない人のための復興住宅、これが間に合うのか。それから、営農再開まで含んだ除染は間に合うのか。3つ目に、リフォームは間に合うのか。4つ目、ライフライン、特に深井戸、水は生命の必需品でありますので、そういうことで、まだまだいろいろ条件があると思います。これ、逆に国に、我々はこういう条件がクリアできなければ解除宣言も帰村宣言もできないんだと、国はこういうものをクリアするのにどれくらいかかるんだと、逆に国に投げかける必要があるんじゃないでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全て投げかけております。

2番（渡邊 計君） その返事は何か帰ってきておりますか。

○
村長（菅野典雄君） 帰ってきてているのもありますけれども、それが私たちの意に沿っているかどうかというのは、沿わないほうが多いのではないかなどという気がしますし、若干、村民のためにこちらが言ったことが通させていただいているというのも結構あるということあります。

○
2番（渡邊 計君） であるならば、無理に村のほうから帰村時期、見込み時期など言う必要がないんじゃないでしょうか。国に、いつまでクリアできるんだと、はっきりしろと、我々はそこに合わせますよと。無理強いする必要はないんじゃないでしょうかね、村民に。

村長（菅野典雄君） 何か押し問答になりますが、何度も言いますように、国が条件を整えるまで、国にそれを条件出せと、それまで私は待つという話でいいとは私は思っていないから、今のようなお話をさせていただいているということあります。

○
2番（渡邊 計君） 質問をかえます。村長、我々は高線量域、線量が高いから避難しなさいと低線量域に避難したわけですが、国が言う20ミリシーベルト以下なら安全だと。また、村長は5ミリで大丈夫だろうと。ということは、我々が今、避難しているところからまた高線量のところへ戻る、低線量のところから高線量のところに戻るということは、これ矛盾していませんか。

村長（菅野典雄君） 高線量、実質的にはそういうことになるかもしれませんけれども、なつてしまふところは我々のふるさとでありますから、ふるさとに戻るという方も多いと

いう現実の中で進めていくということあります。

2番（渡邊 計君） 帰られる人にはそれでもいいかもわかりませんが、帰れない人にとってはとんでもない高い、クリアできない数字であると思います。

次に、既に帰村宣言あるいは解除実施宣言をされている自治体がありますけれども、村長として現状を、そういう市町村の現状と問題点をどう捉えているのかお答えください。

村長（菅野典雄君） 今回の原発事故を全く、何ていいますか、自治体によって全く条件が違う、あるいはその中でも、人によって全く感じ方が違う。これがやっぱり放射能の災害といいますか、特異性ではないかなというふうに思っていますから、そういう意味からすると、ほかの自治体のところをとやかく言う筋合いは私にはなかなか持っておりません。ただ、それぞれやはり大変な状況の中で頑張っているなど、そういうことでありますので、我々もそれ以上に頑張って、この放射能の災害から復興をしていかなければならないなと思っていますところであります。

2番（渡邊 計君） 質問をかえます。きのう佐藤長平議員から、飯館、大体78万6,000袋ぐらいのコンバッグが必要だろうと。これ、全て運び出すのに何年ぐらいかかりますでしょうか。もう中間処理場が決まったとした場合に、何年ぐらいかかるでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 前に佐藤長平議員のほうからありました部分で78万6,000袋という話がありましたが、今後、それぞれ仮々置き場のほうでお世話になりながらという部分がありますが、中間貯蔵施設のほうへの搬送という部分でありますが、まだ具体的に場所等も決まっておりません。あとは、問題はその搬送の路線の部分、これも細い道路、太い道路で、また、台数の関係もございます。そういう意味では、まだ国のほうでも試算はなされていないのかなという部分でありますので、これらについては中間貯蔵施設が建設する場所が決まり、搬送ルートが決まった段階で明らかにされるものと思っております。今の段階ではまだわからないという状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2番（渡邊 計君） 中間処理場の場所がまだ決まっていないと言いますが、場所は大熊、双葉、あの辺にしかならないんですから、距離的にはそんなに変わらないと。それで、この78万6,000袋、トラック台数にすると総台数何台になりますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど申しましたように、まだ仮定の話でございまして、私どものほうでそれらの計画づくりをしているわけでもございません。あくまでも国が責任を持ってやっていただくということでやっております。それで、それをつくる場所も、まずはそれぞれの自治体の中で必死になって、住民の立場、あと行政執行の立場でいろいろ協議している部分ですので、適当にあそこの土地だという部分はこの場で言えないということをご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

議長（大谷友孝君） 渡邊 計君、環境省が答える質問ですから、村に対しての質問にかえていただきたいと思います。

2番（渡邊 計君） はい。では、ちょっと疑問点としてお聞きしますが、村の除染に関しては二重の袋を使っていますけれども、環境省は今後の袋に関しても一重の袋を使うような連絡なんでしょうか。

○休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休議いたします。

（午後1時55分）

○再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時14分）

2番（渡邊 計君） 失礼いたしました。今後、いろいろ勉強させていただきます。

最後に、最近私がちょっと週刊誌等で気がついた一言を村長にお伝えして質問を終わらせたいと思います。若い女性がいないところには未来はない。なぜなら、子供を産むのは女性だから。これが、我々村にも関係してくるのではないかと。これを一言お伝えして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大谷友孝君） これで一般質問を終わります。

○日程第3、請願第1号報告

議長（大谷友孝君） 日程第3、請願第1号福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長 北原 経君。

産業厚生常任委員長（北原 経君） ただいま議題となりました請願第1号福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、3月5日に委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査結果について報告します。

本陳情の趣旨は、現在の福島県最低賃金が時間額で675円となっているが、この金額は政労使が合意し、目標としている掲げた最低賃金額より大幅に低い。また、2007年からの6年間、全国水準で31位と低位となっており、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いため、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが非常に重要な課題となっている。あわせて、福島県復興を促進させる上でも、最低賃金の引き上げにより一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯どめをかける上で非常に重要である。さらには、本年4月に予定されている消費税率の引き上げが非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持することには、最低賃金額の引き上げが必要となる。これらのことから、次の項目について政府関係機関に意見書の提出を求める願意であります。

1、福島県最低賃金について（日本再興戦略並びに経済財政運営等改革の基本方針）、2010年に行われた雇用戦略対話の合意に沿った引き上げを図ること。

2、福島県の復興促進、労働人口の流出に歯どめをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。

3、中小地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境整備すること。

4、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い、発効日を早めること。

以上、審査の結果、請願の趣旨には賛成であり、採択とすることに決した次第であります。

以上、報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願を採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。本請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎散会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時20分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月10日

飯館村議會議長 大谷辰彦

同 会議録署名議員 高野秀一

同 会議録署名議員 渡邊計

○ 同 会議録署名議員 原野新一

○

平成 26 年 3 月 19 日

平成 26 年 第 2 回 飯館村議会 定例会 会議録（第 4 号）



平成26年第2回飯館村議会定例会議録（第4号）						
招集年月日	平成26年3月5日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成26年3月19日 午後1時09分				
	閉会	平成26年3月19日 午後2時44分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	4番 北原 経		5番 松下 義喜		6番 伊東 利	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 山田郁子		書記 荒真一郎	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	生活支援対策課長	細川亨	○	会計管理者	但野正行	○
	教育委員長	佐藤眞弘		教育長	八巻義徳	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	但野正行	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成26年3月19日（水）・午後1時10分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 追加提案理由の説明
日程第 3 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）
日程第 4 議案第 7 号 平成26年度飯舘村一般会計予算
日程第 5 議案第 8 号 平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
日程第 6 議案第 9 号 平成26年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算
日程第 7 議案第 10 号 平成26年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8 議案第 11 号 平成26年度飯舘村介護保険特別会計予算
日程第 9 議案第 12 号 平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 10 議案第 13 号 飯舘村課設置条例の一部を改正する条例
日程第 11 議案第 14 号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
日程第 12 議案第 15 号 飯舘村教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
日程第 13 議案第 19 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 14 議案第 16 号 平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）
日程第 15 議案第 17 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
日程第 16 議案第 18 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
日程第 17 発議第 2 号 飯舘村教育長に対する問責決議（案）
日程第 18 閉会中の継続審査の件
日程第 19 閉会中の所管事務調査の件

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後1時09分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

村長から送付ありました追加議案は予算案件1件、条例案件1件、人事案件2件の計4件であります。

○ 次に、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」が、提出者、産業厚生常任委員長から提出されております。

次に、会期中の特別委員会の活動状況でありますが、3月10日に議会広報編集特別委員会が先進地調査に係る協議のため、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が3月10日及び3月18日に、それぞれ原発事故災害復興対策調査のため委員会が開催されております。

次に、3月18日及び3月19日に議会運営委員会が本定例会の議会運営協議のため開催されています。

次に、閉会中の議員派遣でありますが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○ 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 北原 経君、5番 松下 義喜君、6番 伊東 利君を指名します。

◎日程第2、追加提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） まず、追加議案の説明に先立ちまして、このたびの草野小、飯樋小、白石小学校の校長人事にかかわる件につきまして、事前に議会に説明すべきところ、おくれましたことに対しあわびを申し上げます。

大変重要な案件ではありますが、人事のことでもありましたので、慎重には慎重を期さなければとの思いがあり、先日の全員協議会での説明になった次第でございます。

今回の人事は、ご指摘の小学校の統合を意図したものではなく、子供たちの学力向上など、教育環境を少しでも改善したいとの強い思いから取り組ませていただいたものでありますので、ぜひご理解をお願いするものであります。

また、今後の対応についてでございますが、議会からもご指摘いただきましたとおり、次年度以降については、もとの3つの小学校の校長を配置できるよう、過日早々教育事

務所長に要望活動を行ってきたところでございます。その結果、人事のことでの確約はできかねますが、村の意向に十分沿って前向きに検討したい旨の回答をいただいたところでございます。引き続き、議会とも連携し、実現に向けてまいりたいと考えているところでございます。

なお、今回の件については、要らぬご心配をかけたということもございまして、4月1日より給料月額の20%を3カ月間減額するための追加議案を提出いたしましたので、ご審議くださるようお願い申し上げるものであります。

それでは、本日追加いたします議案についてご説明いたします。

議案第16号は、「平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）」であります。

既定予算の総額に453万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を70億1,281万4,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、衛生費として保健衛生費1,359万8,000円、土木費として道路橋梁費が500万円、それから住宅費がマイナス2,313万円を計上いたしたところでございます。なお、この補正額を賄う財源としては、地方交付税、国庫支出金、繰入金、繰越金を充当しております。

議案第17号は、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」でございます。

平成26年4月30日付をもって任期満了となります飯舘村飯樋字西原20番地、赤石澤備君を飯舘村固定資産評価審査委員会委員として引き続き選任したいので、その同意を求めるものでございます。

議案第18号は、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」でございます。

平成26年5月5日付をもって任期満了となります飯舘村関根字押木内10番地、菅野康雄君を飯舘村固定資産評価審査委員会委員として引き続き選任したいので、その同意を求めるものでございます。

議案第19号は、「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、村長の給与月額を平成26年4月1日から平成26年6月30日までの3カ月間に限り、現行20%減額を40%減額に改めるため、所要の改正を行うものであります。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午後1時14分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時49分）

◎日程第3、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

議長（大谷友孝君）　日程第3、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（北原 経君）　「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」について、朗読をもって説明にかえます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2013年政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」において引き上げの意向が示されているとともに、2010年には政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意されている。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を確固たるものにするためには大幅な引き上げが必要不可欠である。また、本年4月に予定されている消費税の引き上げが非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためには最低賃金額の引き上げが必要となる。あわせて、福島県の復興を促進するうえでも、最低賃金の引き上げにより一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要なことである。

現在の福島県最低賃金は、時間額で675円となっているが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低賃金額と大きく乖離しているとともに、この水準は2007年からの6年間、全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げがきわめて重要な課題となっている。

よって、本議会は、最低賃金法の趣旨を踏まえて、4月からの消費税増税への対応と、東日本大震災・原発事故からの復興を図るため、次の事項について強く要望する。

- (1) 福島県最低賃金については、「日本再興戦略」ならびに「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図ること。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
- (3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- (4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年3月19日

福島県相馬郡飯館村議会議長 大谷友孝

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」の件を採決します。

お諮ります。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第 7号 平成26年度飯館村一般会計予算

日程第5、議案第 8号 平成26年度飯館村国民健康保険特別会計予算

日程第6、議案第 9号 平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計予算

日程第7、議案第10号 平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算

日程第8、議案第11号 平成26年度飯館村介護保険特別会計予算

日程第9、議案第12号 平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算

議長（大谷友孝君） 次に、予算審査特別委員会に付託しておきました日程第4、議案第7号「平成26年度飯館村一般会計予算」、日程第5、議案第8号「平成26年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、日程第6、議案第9号「平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、日程第7、議案第10号「平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、日程第8、議案第11号「平成26年度飯館村介護保険特別会計予算」、日程第9、議案第12号「平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（飯樋善二郎君） 今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第7号「平成26年度飯館村一般会計予算」外特別会計予算5議案の計6議案について、提出された予算書に基づき、3月11日、12日及び14日の3日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告いたします。

審査に当たっては、初めに各担当課長より事務事業の内容及びその予算の概要について

○ それぞれ説明を受けました。その後、平成26年度各会計の当初予算の概要並びに重点事業調書等の資料をもとに、村政執行に対する基本方針について、村長を初め各担当課長にただしました。

○ 審査の内容として、原発事故によって全村避難から間もなく3年がたとうとしている中にあって、1つには、避難中であれ村民の福祉向上のための手厚い行政サービス内容であるか、特に小さな子供から高齢者まで全村民の健康維持管理対策を優先とした事業内容となっているか。

○ 2つには、特に確実な除染が行われ、村民が村に安心して戻れ、安心かつ安全な生活ができるような帰村、復興に関する事業なのか。

○ 3つには、村民一人一人に寄り添った事業として計画されているのか等について審査を行いました。

○ 質疑の多くは、このように全村民が避難を強いられている中においても、安心・安全な生活が送れる事業、そして早期の除染並びに復興計画に基づく事業の実施など、各種の事業計画内容が村民の生活環境実態や要望に沿った事業及び予算になっているかなど、多岐にわたり各会計の事業について多くの質疑と確認がなされました。

○ ほとんどの事業については、昨年に引き続き避難継続にかかる事業となっていますが、一部の新規事業においては、帰村に向けたまでの復興計画に基づく大規模事業の取り組みなども新規事業として計画されていますが、村民ニーズとは隔離した取り組みも散見されました。また、一部には村民の不公平感につながるようなものも見られるようあります。村民が不平等感を持つことなく日々の生活を送るということは当然のことであり、村政運営での責務と考えておりますので、村民の意見や議会等での議論を軽んずることのないように願うものであります。執行に当たっては、十分注意され、適切かつ確実に施行されることを望むものであります。

○ 結論として、各会計とも安全で安心な村民生活、そして健康を優先とした事業などが数多く組まれてはいますが、より村民一人一人に寄り添った事業実施を望むものであり、今後の村政運営に期待をするものであります。

○ 以上、審査の経過を踏まえ採決を行った結果、議案第7号「平成26年度飯館村一般会計予算」、議案第8号「平成26年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第9号「平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第10号「平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第11号「平成26年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第12号「平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」の6議案について、本委員会は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定したので、飯館村議会会議規則第77条の規定によって報告します。

○ なお、委員会の審議及び詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご承知くださるようお願い申し上げ、審査の結果のみご報告いたします。

○ 以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○ 議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第7号から議案第12号までの各議案に対する討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第7号「平成26年度一般会計予算」について、去る3月11日に予算全体の説明をいただき、3月12日と3月14日に慎重に審議いたしました。

私は、20の点について今置かれている村民の立場から本年度に村民に答えるべきこと、要求していることを整理して、提案、発言いたしましたが、修正なり、そのことにおいての改善事項が明確に見えませんでした。村民の要求は、健康で安心・安全な生活環境であり、当然インフラ整備、完全賠償、完全除染であります。人として生きていくのには、放射性物質のある生活ではない年間1ミリシーベルト以下の生活であり、森林など85%以上を除染する工程も示されていないのは大問題であります。村独自の調査を強く要求するとともに、安心・安全の生活環境と生業をどう復興に結びつけていくのか問われています。その点からも、戻る方、戻れない方などあるが、村民に公平に行政執行されるよう強く求めて、反対討論といたします。

議長（大谷友孝君） ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） これで、討論を終わります。

これから、議案第7号「平成26年度飯舘村一般会計予算」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大谷友孝君） 起立多数です。

よって、議案第7号「平成26年度飯舘村一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第8号「平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号「平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第9号「平成26年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号「平成26年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告

のとおり可決されました。

これから、議案第10号「平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号「平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第11号「平成26年度飯館村介護保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号「平成26年度飯館村介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第12号「平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号「平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第13号 飯館村課設置条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第13号「飯館村課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号「飯館村課設置条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号「飯館村課設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第14号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第11、議案第14号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第15号 飯館村教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第12、議案第15号「飯館村教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

4番（北原 経君） この定数に関しましては、削減したときがあつて今回また戻すようになったのか、その辺ちょっとお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 実は、学校の問題、教育の問題、非常に大勢の人たちがやはりかかわつてやっていかなければならぬという中で、規則的には教育委員会の決定で物事が決められていくということだったんです。それはそれでそのとおりでありますけれども、少しでも多くの人たちの意見を取り入れながらやっていきましょうということで、定数5ですが、3名でもいいという内規がありましたので、3名にしたいきさつがございました。

その中で、教育を語る会とか、いろいろな意見などを取り入れながら進めてきたわけでありますけれども、今回やはりその途中で保護者を1名入れるようにと、小さい子供を持った親を入れるように、こういう国の通達が来たわけであります。そうしますと、3名の中に若い方を入れるというのはなかなか難しくなってきたなというところがありまして、今回5名にさせていただければ、またいろいろな方たちの中に若い保護者も教育委員として入れができるということで、今回また3名から5名に定数をふやす条例を提出させていただいたところであります。以上でございます。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

○ 8番（佐藤長平君） これは8年前に行政改革の中でとられた5人から3名ということで、8年間教育行政が動いてきたなんですが、それでは、今の理由もありますけれども、質問の第1点は、3人ではだめだったのかどうか。もう一つは、保護者の1名をという説明が今あったので、それでは5人ではなくて4人でいいのではないかと思うのであります、所見を伺いたい。

○ 村長（菅野典雄君） だめであったわけではございません。それなりにいろいろな意見を入れながら進めさせてきていただいたというのは議員もご承知だろうと思います。ただ、国から若い方を必ず入れるようにという、こういうのがありますて、何とかその辺、当時若い子供を持った方が入ってそのままになっていますので、ということできたわけでありますけれども、入れるということであれば、やはりふやしていかないとなかなか大変だなということです。

○ 一応5名という形にさせていただきましたけれども、5名内であれば4名だろうといいわけでありまして、その中でこれからいろいろ考えていきたいと、このように思っているところであります。一応5名以上とはなりませんので、最大5名ということで挙げさせていただいているということであります。以上であります。

○ 8番（佐藤長平君） そうすると、当面は4名ということで保護者を選出するという考え方でよろしいのでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 当面というのは、これから当然いろいろ内部、教育委員会と一緒に検討していただきなければなりませんから、こちらが勝手に、私たちが何人という話ではないのですが、4名というのも十分あり得るだろうと思いますし、5名というのもあり得るだろうと思っているところであります。

○ 8番（佐藤長平君） そういうあやふやなものではなくて、今回の、今まで3人で十分だったと。ところが、文科省から保護者を入れなさいという指導があつてふやすんだとなれば、つまり4人にするか5人するかではなくて、ふやすところは保護者であると限定されるのかなと私は思っているんですが、そうでないと前の3人にしたいきさつが揺らぐんであります。ですから、文科省から、これからは保護者を入れなさいとなれば、もし5人となれば、これは2名が保護者であるという説明をすればいいんだけれども、それはいろいろ相談して決めるというのではなくて、ここはやっぱり今まで3人で間に合つたと言っているわけなんですから、これは保護者2名という答弁が正しいのではないかと私は考えるんですが、所見はいかがでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 十分だったという話を私はしたかもしれませんけれども、委員会などを開きますと、どうしても都合のつかない方が出ますと、定数という問題があったということなどもあったようであります。私は直接ではないですからなかなかわかりませんけれども。

○ ただ、当然今お話をさせていただいた保護者をいうことが一番大きな理由でもございますので、そういう意味からすれば、1名ということで可能性としては十分あり得るということだろうと思います。以上であります。

○ 8番（佐藤長平君） それは保護者2名というのが正しいんじゃないですか。

村長（菅野典雄君） それはもちろん、できるだけ子供たちと現実にかかわっている方たちに入っていただくというのがいいと思いますから、そういうものもありだと思いますので、4名と限定しないで、5名の中でそれぞれ教育委員会の人たちとの相談なりなんなりの中とを考えています。保護者の方、かかわる方2名というものが十分あり得ると思っております。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号「飯館村教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を採決します。（）

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「飯館村教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第19号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第13、議案第19号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。（）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（）

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第16号 平成25年度飯館村一般会計補正予算（第10号）

議長（大谷友孝君） 日程第14、議案第16号「平成25年度飯館村一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。（）

これから質疑を行います。

○ 1番（高野孝一君） 13ページ、13款国庫支出金2項国庫補助金1節住宅費補助金1億4,926万6,000円の減額ですが、先ほどの説明の中では、飯野団地の精査減という説明であります。もっと詳しい内容についてお伺いいたします。

もう一つ、15ページ、8款土木費2項道路橋梁費13節委託料500万円の除雪作業業務でありますが、今回の除雪に要した費用は幾らであったのかお伺いいたします。また、なお重機も大変出動したというようなことであります。延べ台数でどのくらいの重機台数を要したのかお伺いいたします。以上です。

○ 総務課長（中井田 榮君） まず、1点目の13ページの上から2段目の長期避難者生活拠点形成交付金1億4,926万6,000円の減額補正でありますけれども、今の予算が7億2,721万2,000円ほどあります。国からこの交付金事業で交付決定になっている額が5億5,920万4,000円でございます。さらに、先ほど繰越事業ということで平成25年度から平成26年度にということで、消費税が5%から8%になります。3%アップするわけですけれども、その分が1,874万2,000円。そういう内容で計算しますと、現予算が7億2,721万2,000円であります。国から実際来る交付金が合計しますと5億7,794万6,000円になります。差し引きますと1億4,926万6,000円ほど減額、今予算をとっている金額から1億4,926万6,000円ほど減額になりますので、その分を今回減額補正させていただきたいといった内容でございます。

○ 復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、15ページの除雪費の部分についてお答えいたします。

まず、2月8日、2月15日からの費用でございますが、まず2月8日から6日間除雪いたしましたが、これについては1,217万287円が2月8日からの部分でございます。あと、2月15日から14日間でございますが、こちらの費用が1億1,114万6,000円の金額という形でございます。

○ その除雪での延べ台数でございますが、2月8日からの除雪に対しては除雪機の延べ台数が47台、2月15日からの除雪に対しては除雪機の延べ台数が569台ということでございます。以上であります。

○ 1番（高野孝一君） 被害を早急に取りまとめるというようなことがありましたが、果実の中では200棟のビニールハウス等々の被害ということですが、最近までの被害はどのように推移しておるのかお伺いいたします。

○ 総務課長（中井田 榮君） 3月17日現在ですけれども、大雪の被害調査の実績でございますけれども、全部で320件ほど被害調査をしてございます。そのうち住宅が23戸の被害、農業施設が236件の被害、あとその他物置とか含めまして242件、合わせて501件の被害を調べております。なお、内容等については、さらに調査を進めて被害額等についてまとめたいと考えております。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ございませんか。

○ 7番（佐藤八郎君） 13ページの線量計500台、これはどういう配分と先ほど言いましたか。

○ 復興対策課長（中川喜昭君） 13ページで、国の委託金を受けて、帰還・再生加速事業ということで1,359万8,000円でございますが、15ページで除染対策費、上段部分であります。備品購入ということで10分の10の支援を受けての事業ということであります。これらに

については、村内で事業を再開している事業所、あとは継続操業している事業所を対象に考えております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） これは事業再開をしている方の従業員全てに渡す数が500台ということになりますか。

復興対策課長（中川喜昭君） はい。今回、500台の購入と計上させていただいておりますが、現在担当課で年度末、年度初めということで、これから従業員の精査をするということではあります。直近でありますと五百二、三十人という話がございます。今回、500台ということですから不足する可能性もありますので、4月になりましたら事業所と従業員数の精査をしながら、もし不足があれば、また議会にお世話になりながら追加購入も考えていいきたいと。ただ、そこで足りない部分の方がいれば、今までお渡ししている線量計などの活用も当座の間考えさせていただければと思っております。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号「平成25年度飯館村一般会計補正予算（第10号）」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号「平成25年度飯館村一般会計補正予算（第10号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

議長（大谷友孝君） 日程第15、議案第17号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから、議案第17号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」の件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」の件は同意することに決定しました。

○日程第16、議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて

議長（大谷友孝君） 日程第16、議案第18号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第18号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて」の件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて」の件は同意することに決定しました。

○日程第17、発議第2号 飯館村教育長に対する問責決議（案）

議長（大谷友孝君） 日程第17、発議第2号「飯館村教育長に対する問責決議（案）」の件についてを議題にします。

ここで、地方自治法第117条の規定に準じ、教育長八巻義徳君の退席を求めます。

提出者の説明を求めます。

8番（佐藤長平君） 上程しました発議第2号「飯館村教育長に対する問責決議（案）」であります。

私を提出者として、佐藤八郎議員、伊東 利議員、北原 経議員、渡邊 計議員を賛成者として、地方自治法第112条及び飯館村会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出、提案するものであります。

○別紙

飯館村教育長に対する問責決議（案）

飯館村議会は、飯館村議会の権限と機能を著しく軽視した行為があつたため、飯館村教育長に対し、問責の決議をするものであります。

以上、決議する。

平成26年3月19日

福島県相馬郡飯館村議会議長 大谷友孝

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

佐藤長平君、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） ただいま議題になりました発議第2号について、本来であれば反対討論があつて賛成討論となるかもしれませんけれども、賛成討論をさせていただきます。

先ほどの全員協議会での確認と本日の全員協議会での確認の中で、飯館村小学校の1校長3教頭の動きは昨年9月よりあったと、県人事とはいえ、そのような状況があるとするならば、教育行政機関の教育委員会、教職員、保護者への周知、原発事故が起こされてからの私ども議会の県教育委員会の運動などからして、現時点での確認となったのはまことに残念で遺憾であります。議会軽視であり、非常に問題がある。その責任を問い合わせ、今後このようなやり方がきちんと改善されるよう求めて賛成討論といたします。

議長（大谷友孝君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで討論を終わります。

これから発議第2号「飯館村教育長に対する問責決議（案）」の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本決議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） ただいまの起立者は5人です。過半数以上です。

したがって、発議第2号「飯館村教育長に対する問責決議（案）」の議決は可決されました。

教育長、お戻りください。

◎日程第18、閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君） 日程第18、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第19、閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君） 日程第19、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、各学校等の教育施設の状況並びにその他所管に関する事項について、産業厚生常任委員会から、避難指示解除における行政の取り組みと避難地域農業者の現状について、それぞれ調査の申し出があります。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から、学校運営協議会に関する調査について合同調査をする旨の申し出があります。

次に、議会広報編集特別委員会から、先進地調査をする旨の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに特別委員会から申し出のとおり許可することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会並びに特別委員会からの申し出のとおり許可することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成26年第2回飯館村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

(午後2時44分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月19日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷 政孝

同 会議録署名議員

北野 一経

同 会議録署名議員

松下 春喜

同 会議録署名議員

伊東 利

()

()